



玉東町 こども計画

令和7年3月 玉東町



(あいさつ)

町民の皆様には、日頃から本町のこどもや子育てに関する施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、我が国においては、少子高齢化や核家族化等、地域社会が大きく変容し、こどもや子育てを取り巻く環境も大きく変化する中、子育てに困難さを抱える世帯がこれまで以上に顕在化し、児童虐待や不登校の件数も増加しています。

このような状況を背景として、常にこどもの最善の利益を第一に考えた「こども基本法」が令和4年6月に制定され、令和5年4月1日の施行とあわせて「こども家庭庁」が創設されました。

国では「こども基本法」の成立・施行や「こども大綱」の閣議決定、「こどもまんなか実行計画」の制定等、こども・若者に対する法整備が行われ、さらなる取組の強化が図られることとなっています。

本町においては、第6次玉東町総合計画において令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの方針に基づき、長期的・計画的に定住・移住対策の充実と、少子化・高齢者施策の両輪をまわしながら、人口減少の抑制を図り、町の将来像「一人ひとりが手を取りあい、未来へ向かって挑戦する町」の実現に向けて、更なる「人口減少対策」「地域共生社会の構築」「持続可能な町づくり」という3つの視点をもって町づくりに取り組んでいます。この施策展開による効果として、あらたな子育て世代の定住により人口減少の抑制につながっています。

町づくりの要である「子ども・子育て施策」を推進していくために、令和6年5月に「保健こども課」を新設し、子どもに関する手続き等をワンストップで対応し、妊娠・出産・子育ての時期を切れ目なく包括的に支える取り組みを実施する体制を整えました。また、その中に、子育て世代の方たちが、子どもの育ちや子育てに関する悩み等を安心して相談し、一緒に解決していくことをサポートする「こども家庭センター」を設置しています。

この度、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として「玉東町こども計画」を策定する中で、子ども家庭センターが関わる中で感じた「こどものこえ」、子育て支援の取組やアンケートから得られた「子育て世代のこえ」を施策に反映させています。

今後、本計画に基づき、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的にも幸せな生活をおくることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、基本理念である「こども・若者の成長を本気で支える地域づくりへの挑戦」の実現を目指した取り組みを強化していきます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「玉東町子ども計画策定委員」の皆様をはじめ、関係機関の皆様、各種アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見・ご提言を賜りました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月 玉東町長 前田 移津行

目次

第1章 計画策定にあたって	- 1 -
1 計画策定の背景と趣旨	- 1 -
2 こども大綱の概要	- 2 -
3 計画の期間	- 5 -
4 計画の位置づけ	- 5 -
5 計画の策定体制	- 7 -
第2章 こども・若者を取り巻く現状	- 9 -
1 こども・若者に係る基礎データ	- 9 -
2 アンケート調査の結果内容	- 17 -
3 第2期玉東町子ども・子育て支援事業計画の評価	- 57 -
第3章 計画の基本的な考え方	- 76 -
1 基本理念	- 76 -
2 基本目標	- 77 -
3 重点取り組み	- 78 -
4 数値目標	- 79 -
5 施策の体系	- 82 -
第4章 施策の展開	- 83 -
基本目標1 こども・若者の将来を応援します！	- 83 -
基本目標2 こどもの誕生前から青年期まで切れ目のない支援を行います！	- 104 -
基本目標3 楽しみながら子育てができるための支援を行います！	- 120 -
第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業	- 125 -
1 教育・保育給付の概要	- 125 -
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	- 126 -
3 児童人口の推計	- 127 -
4 こども・子育て環境の整備	- 128 -
5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	- 129 -
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	- 132 -
7 専門的な支援を要するこどもや家庭への支援の充実	- 150 -
8 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進	- 151 -
9 放課後児童対策パッケージ 2025 に基づく取り組み	- 152 -
第6章 計画の推進	- 154 -
1 こども・若者施策を推進するための取り組み	- 154 -
2 計画の推進体制	- 155 -
3 計画の達成状況の点検・評価	- 155 -
資料編	- 156 -
1 子ども計画策定委員会委員名簿	- 156 -
2 用語説明	- 157 -

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国におけるこどもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加等、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になる等、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけていると思われます。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を、わが国の社会の真ん中に据えて強力に進めることが急務となっています。

国では平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度に施行されました。その後、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。さらに令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策について概ね5年間の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これに基づく年度ごとの実行計画として「こどもまんなか実行計画」が令和6年7月に策定されました。なお、こども基本法では、都道府県は国の「こども大綱」を勘案し、また、市町村は「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案して、当該自治体でのこども施策についての計画である「こども計画」を策定することが新たに努力義務とされました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月には、こどもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等をとりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに、令和6年6月には法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、令和6年9月25日に施行されました。今後、改正法の下で、さらなる取り組みの強化が図られることとなっています。

このような状況の中、本町では、令和2年度に「第2期玉東町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期から小学生とその保護者を対象とした住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり及びこども・子育て環境の整備を積極的に進めてきました。

「第2期玉東町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎え、第3期計画を策定するにあたり、「こども基本法」や「こども大綱」の趣旨も踏まえつつ、本町のこども施策をわかりやすく体系化し、より充実させることを目的に、「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村子ども・若者計画」「市町村における子どもの貧困対策計画」を一体的にした「市町村こども計画」として「玉東町こども計画」を策定します。

2 こども大綱の概要

(1) こども大綱の基本的な方針

「こども大綱」とは、「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。「市町村こども計画」は、「こども大綱」の内容を踏まえて策定することとされています。

また、「こども大綱」が目指す“こどもまんなか社会”とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」です。そのための基本的な方針として、以下の6つの柱を掲げています。

〈基本的な方針 6つの柱〉

① こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

② こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。

⑥ 施策の総合性を確保すること

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

(2) こども施策に関する重要事項

“こどもまんなか社会”を実現するためのこども施策に関する重要事項については、以下の3つの視点に立って様々な施策や取り組みを行っていくとしています。

〈ライフステージを通した重要事項〉

- ① こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有
 - ・ こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等
- ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - ・ 遊びや体験活動の推進 ・生活習慣の形成・定着 ・こどものためのまちづくり 等
- ③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - ・ こどもの成育に関する相談支援 ・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 等
- ④ こどもの貧困対策
 - ・ 教育の支援 ・保護者の就労支援 ・経済的支援 等
- ⑤ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - ・ 地域における支援体制の強化 ・働くうえでの多様性の推進 ・特別支援教育 等
- ⑥ 児童虐待等、困難な状況にいるこどもたちの支援
 - ・ 児童虐待防止対策の強化 ・ヤングケアラーへの支援 等
- ⑦ こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取り組み
 - ・ こども・若者の自殺対策 ・インターネット利用環境整備 ・性犯罪、性暴力対策 等

〈ライフステージ別の重要事項〉

- ① こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 等
- ② 学童期・思春期
 - ・ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生
 - ・ 公教育以外の居場所づくり ・不登校のこどもへの支援 ・いじめ防止 等
- ③ 青年期
 - ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 等

〈子育て当事者への支援に関する重要事項〉

- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - ・ 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援 等
- ② 地域子育て支援、家庭教育支援
 - ・ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取り組みの推進 等
- ③ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ・ 長時間労働の是正や働き方改革 等
- ④ ひとり親家庭への支援
 - ・ 児童扶養手当等による経済的支援 ・こどもに届く生活、学習支援 等

(3) こども施策を推進するために必要な事項

前述のこども施策を推進するために必要な事項として、以下の3つの視点による取り組みや体制の構築を行っていくとしています。

〈こども・若者の社会参画・意見反映〉

- ① 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- ② 地方公共団体等における取り組み促進
- ③ 社会参加や意見表明の機会の充実
 - ・ こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成
 - ・ こども・若者の意見を表明する権利に関する周知啓発 等
- ④ 多様な声を施策に反映させる工夫
 - ・ 意見聴取に係る多様な手法の検討と十分な配慮や工夫 等
- ⑤ 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ⑥ 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - ・ こどもの社会参画の拠点や機会の提供を行う社会教育施設や民間団体等との連携強化 等
- ⑦ こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

〈こども施策の共通の基盤となる取り組み〉

- ① 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM
 - ・ こども・若者や子育て当事者の視点に立った評価の仕方の検討 等
- ② こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
 - ・ こども・若者の支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上
 - ・ 子育てに携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化 等
- ③ 地域における包括的な支援体制の構築・強化
 - ・ 子育て世帯を一手に支援する「こども家庭センター」の全国展開 等
- ④ 子育てに係る手続きの軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
 - ・ こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くようなわかりやすい情報発信等
- ⑤ こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
 - ・ 公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭への理解・協力の促進 等

〈施策の推進体制等〉

- ① 国における推進体制
- ② 数値目標と指標の設定
- ③ 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- ④ 国際的な連携・協力
- ⑤ 安定的な財源の確保
- ⑥ こども基本法附則第2条に基づく検討

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

〈計画の期間〉

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第1期玉東町 子ども・子育て支援事業計画					第2期玉東町 子ども・子育て支援事業計画					玉東町こども計画					
															次期 計画

4 計画の位置づけ

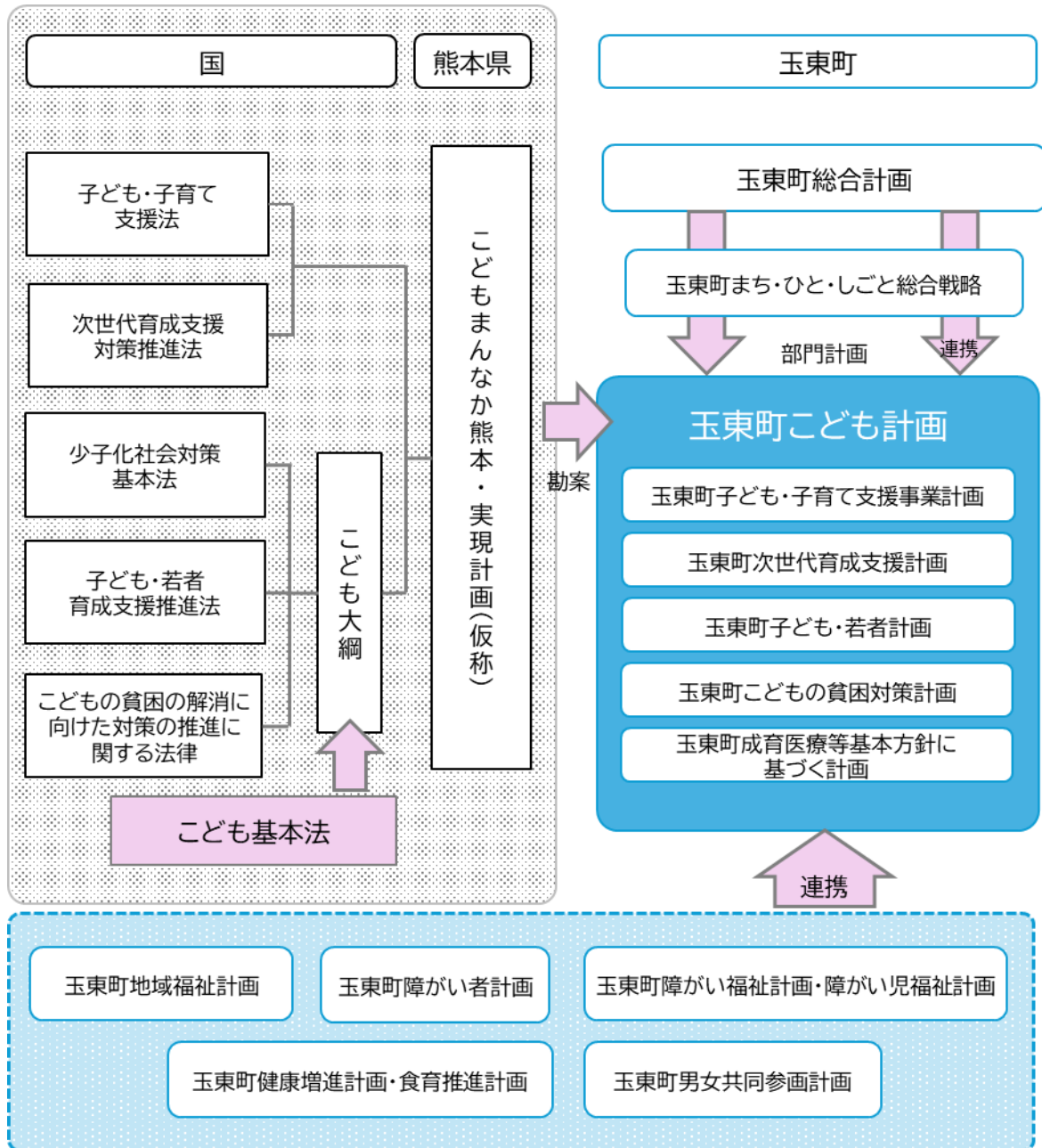
この計画は、以下に掲げる計画を一体的に策定するものとします。

さらに、「玉東町総合計画」の個別計画として位置づけ、「玉東町地域福祉計画」、「玉東町障害者計画」、「玉東町障害福祉計画・障がい児福祉計画」、「玉東町健康増進計画・食育推進計画」、「玉東町男女共同参画計画」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

〈一体的に策定する計画〉

計画名	根拠法令
市町村こども計画	こども基本法第10条第2項に規定
市町村次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条に規定
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に規定
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定
市町村子どもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定

〈各種計画との関連性〉



5 計画の策定体制

(1) 玉東町子ども計画策定委員会の設置

本計画は、「玉東町子ども計画策定委員会」を開催し、町のこども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）等について、調査・審議しました。

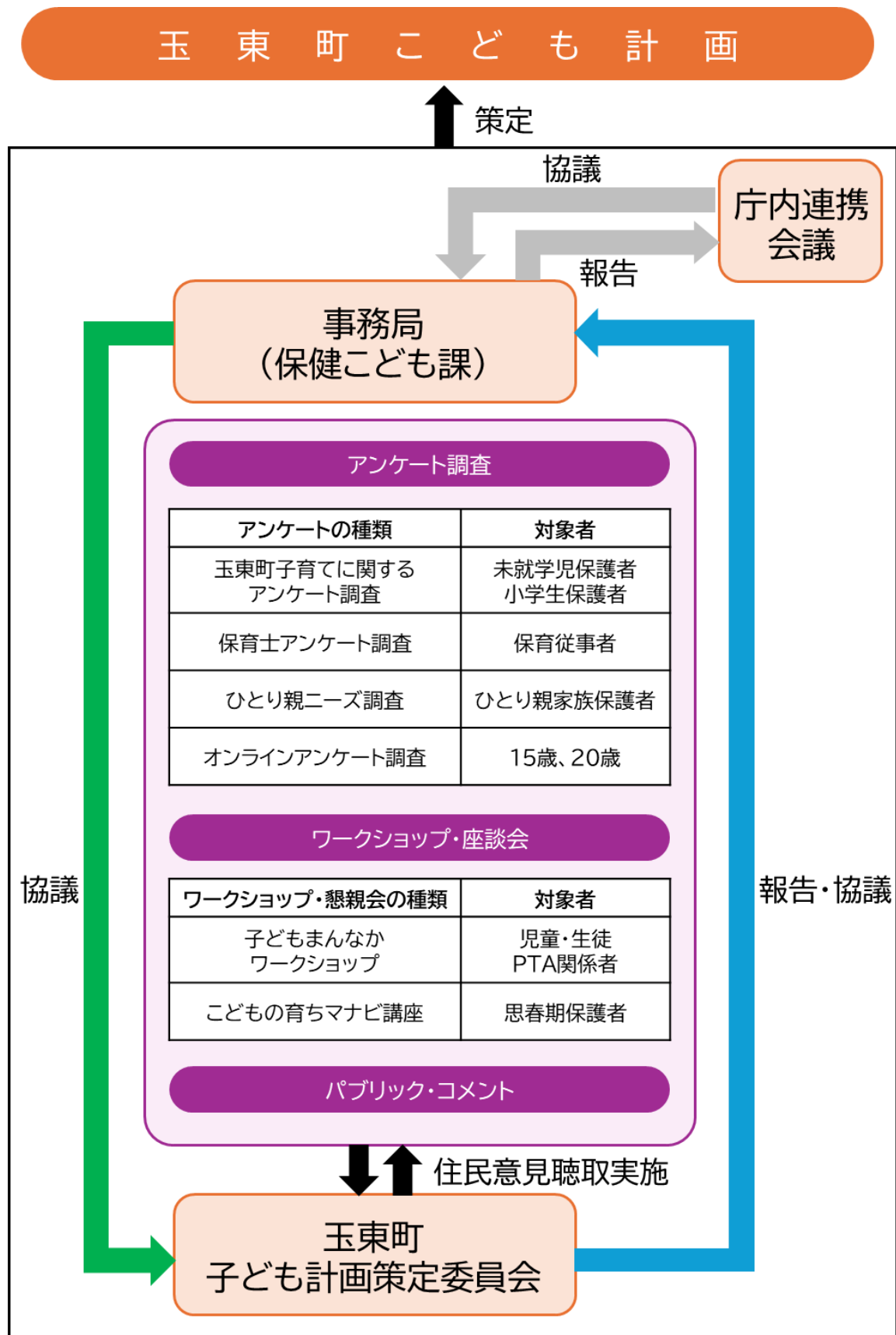
(2) アンケート調査の実施

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、こどもの生活実態等を把握することにより、今後のこども・若者への支援施策の充実に活かすとともに、「玉東町こども計画」策定の基礎資料とするため、「玉東町子育てに関するアンケート調査」「保育士アンケート」「ひとり親ニーズ調査」「15歳・20歳オンラインアンケート調査」の4種類の調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年2月に計画案を広く公表して、それに対する意見を求めるパブリックコメントを実施しました。

〈計画の策定体制図〉



第2章 こども・若者を取り巻く現状

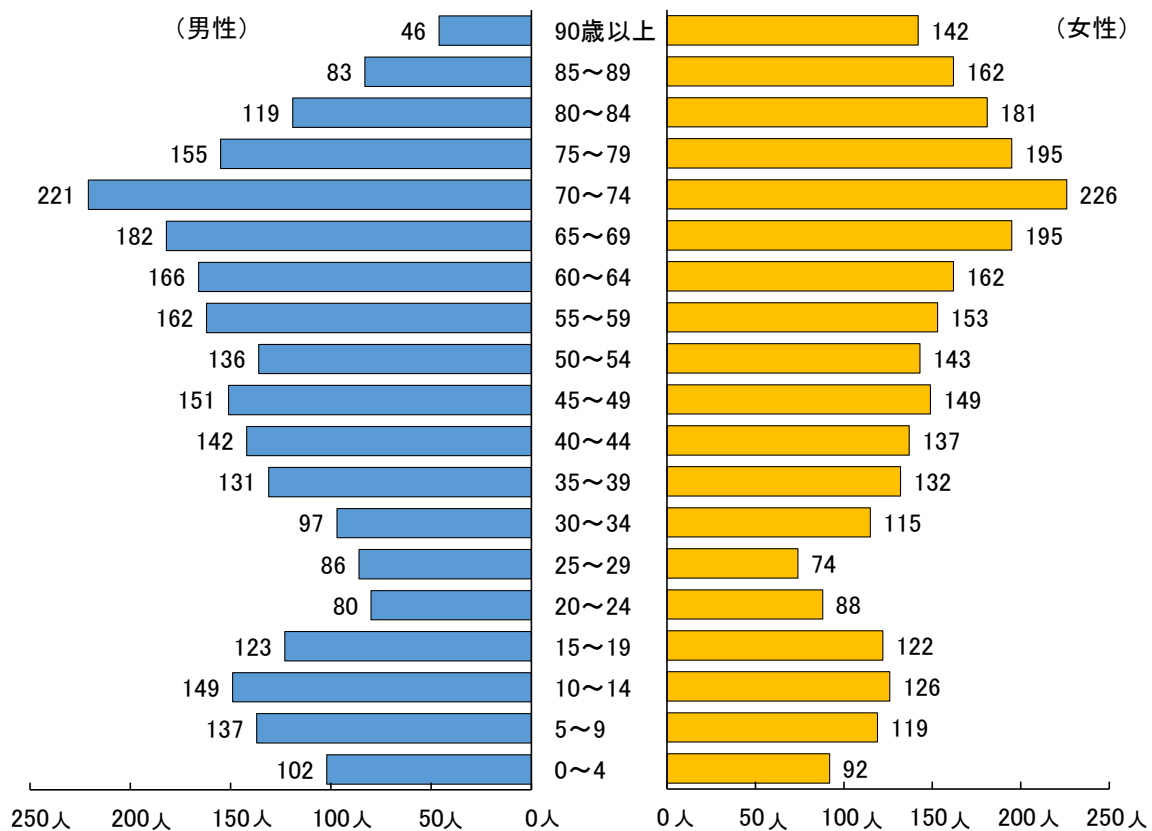
1 こども・若者に係る基礎データ

(1) 人口の動向

① 人口ピラミッド

本町の年齢別人口構成をみると、男女ともに、70 歳～74 歳の人口が最も多くなっています。全体的に見て 20 代が落ち込んでいます。

【人口ピラミッド】



資料:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

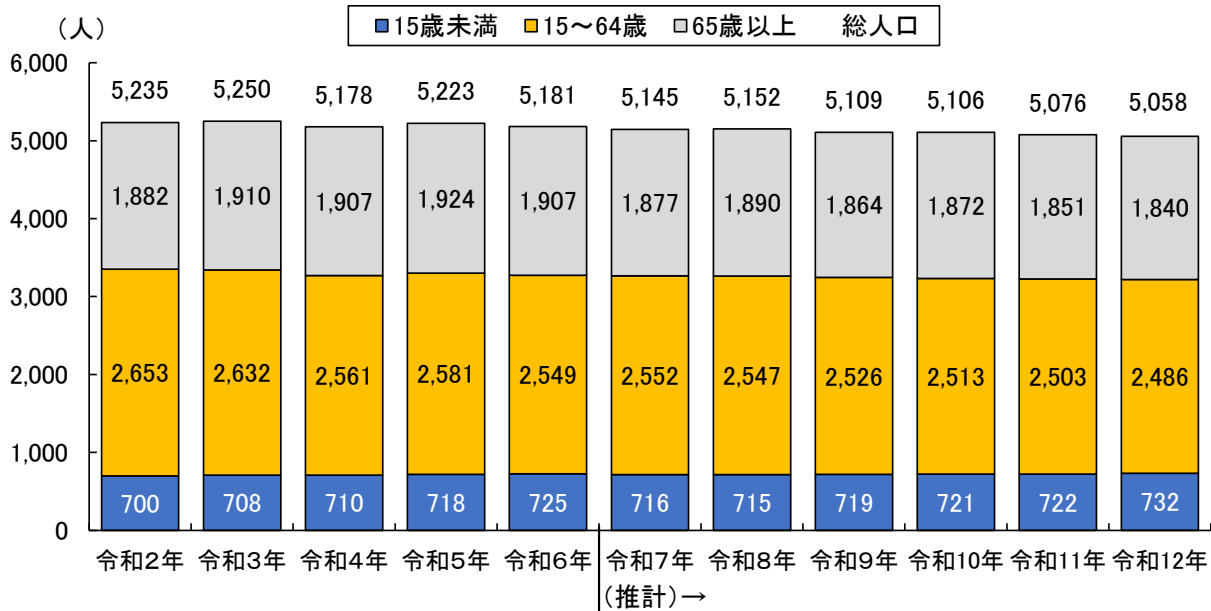
② 人口の推移(人口推計)

各年齢・男女別住民基本台帳のデータに基づき、コーホート変化率法によって人口推計を行いました。

令和2年以降、人口減少傾向にあり、令和6年には5,181人となっています。

人口推計では、今後も人口減少傾向は継続し、令和12年には5,058人になると見込まれています。

【人口推計】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)令和7年からはコーホート変化率法による推計

【0歳～17歳の各歳の人口推計】

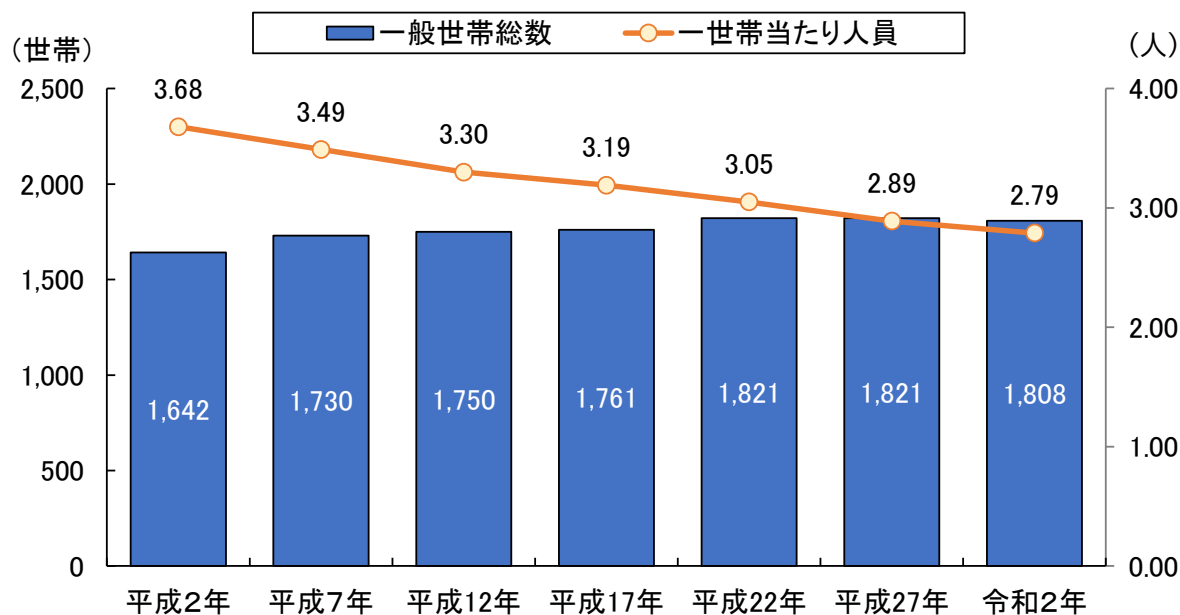
	実績					推計					
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
0歳	23	32	31	42	28	33	33	33	35	33	35
1歳	34	25	38	38	43	32	37	37	37	39	37
2歳	44	41	30	44	39	49	37	43	43	43	45
3歳	37	50	39	36	45	41	51	39	45	45	45
4歳	53	42	54	41	39	49	45	56	43	49	49
5歳	41	58	44	58	43	41	51	47	58	45	51
6歳	54	47	55	47	60	44	42	52	48	60	46
7歳	50	57	45	56	48	59	43	41	51	47	59
8歳	52	51	57	46	57	49	61	45	43	53	49
9歳	52	53	52	56	48	58	50	63	47	45	55
10歳	59	53	52	53	54	47	57	49	62	46	44
11歳	38	59	53	52	54	54	47	57	49	62	46
12歳	62	36	61	53	52	55	55	48	58	50	64
13歳	40	63	36	61	54	52	55	55	48	58	50
14歳	61	41	63	35	61	53	51	54	54	47	57
15歳	49	62	41	63	36	61	53	51	54	54	47
16歳	50	47	60	41	63	35	59	51	49	52	52
17歳	46	51	47	61	40	62	34	57	49	47	50
0-5歳	232	248	236	259	237	245	254	255	261	254	262
6-11歳	305	320	314	310	321	311	300	307	300	313	299
12-17歳	308	300	308	314	306	318	307	316	312	308	320
0-17歳計	845	868	858	883	864	874	861	878	873	875	881

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)令和7年からはコーホート変化率法による推計

(2) 世帯の動向

本町における世帯数は微増傾向にあります、一世帯当たり人員数は減少傾向にあります。

【一般世帯総数と一世帯当たり人員】

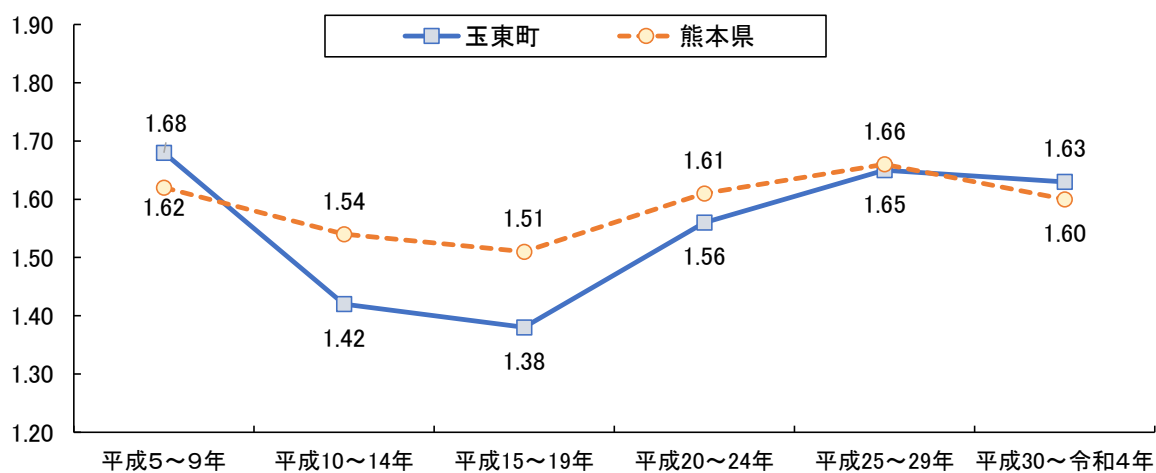


資料: 国勢調査

(3) 出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成 15～19 年には 1.38 まで低下し、平成 20～24 年では 1.56 と増加傾向に転じています。平成 30～令和 4 年には再び減少し 1.63 となっています。

【合計特殊出生率】



資料: 人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

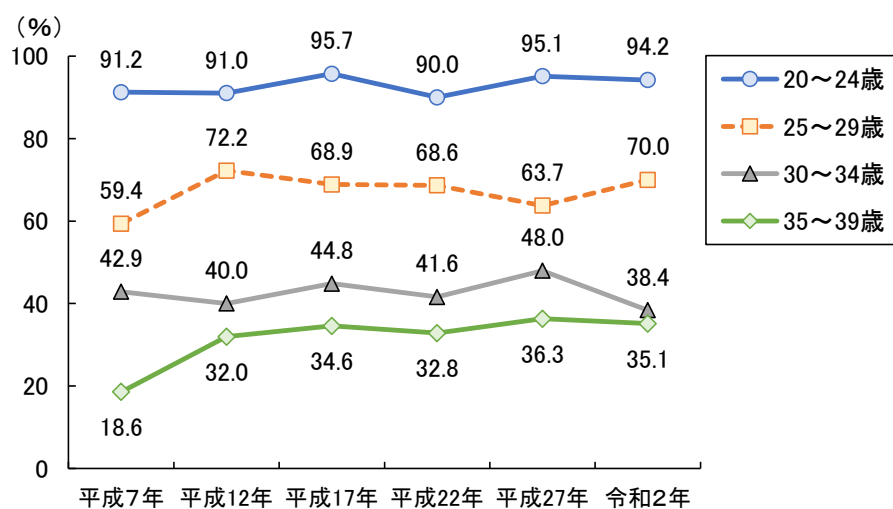
(4) 未婚率の状況

20 歳～39 歳の男女の未婚率の推移を 5 歳階層別にみると、男性の 30～34 歳以外は増加傾向にあります。

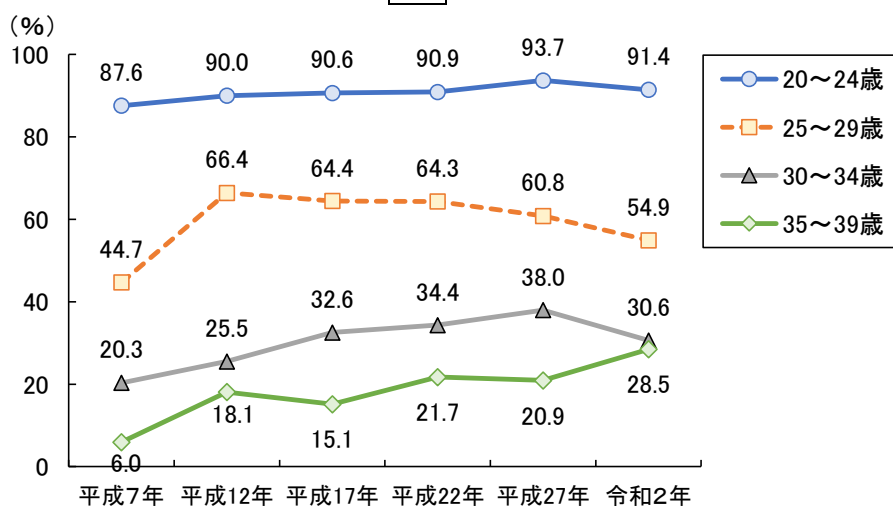
しかし、直近の令和 2 年と平成 27 年を比較すると、男性 25～29 歳、女性 35～39 歳以外は未婚率が減少しています。

【未婚率の状況】

男性



女性



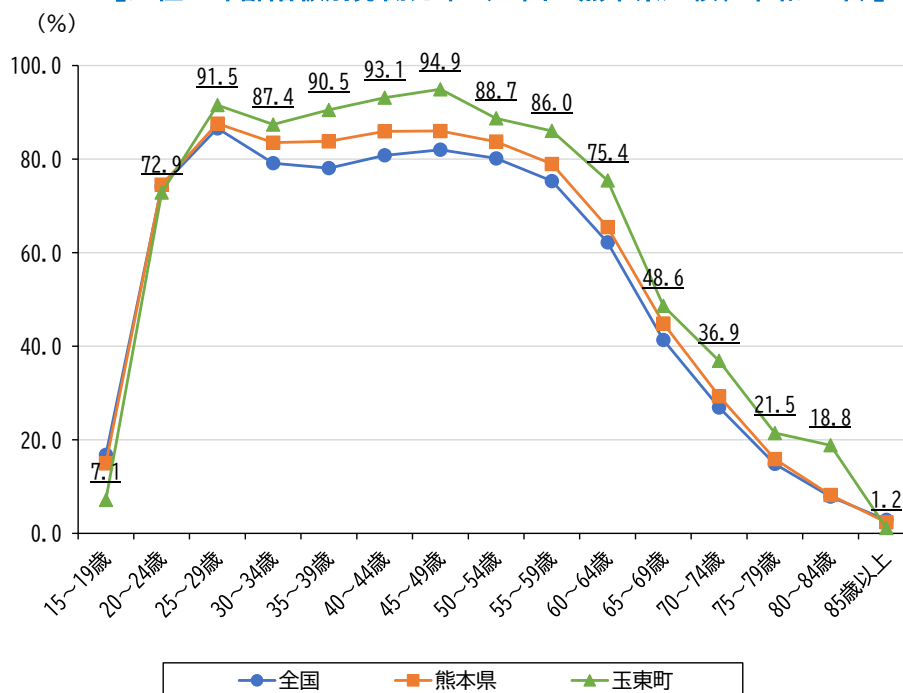
資料: 国勢調査

(5) 女性の就労状況

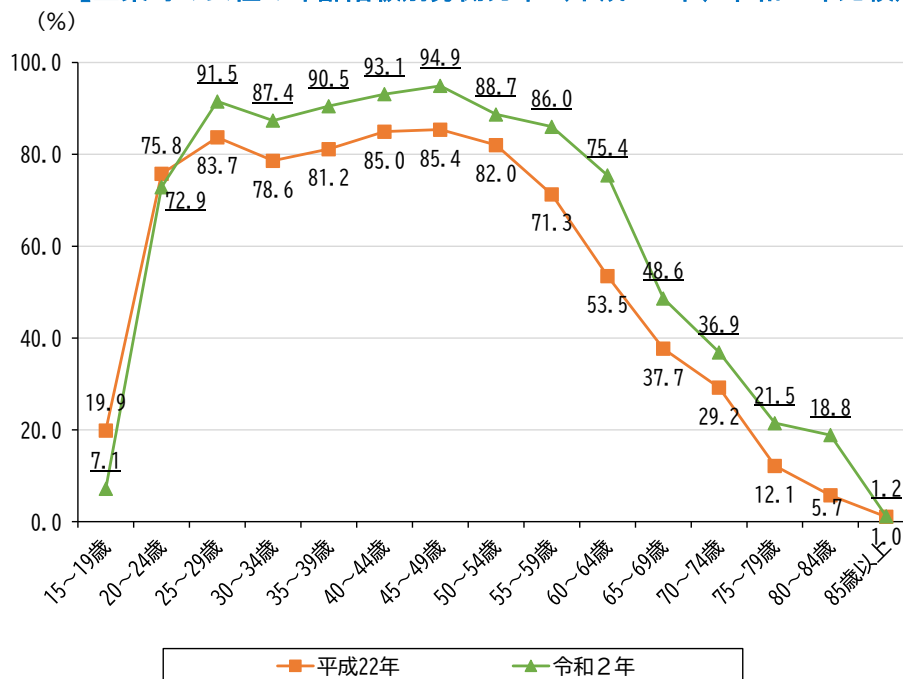
本町の女性の年齢階級別労働力率をみると、25～84 歳で、国や熊本県を上回っています。

女性の労働率を平成 22 年と令和 2 年を比較すると、25～84 歳で増加しており、就労を希望する女性が増加している様子がうかがえます。今後も女性の就労を支援できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実が必要となっています。

【女性の年齢階級別労働力率（全国・熊本県比較、令和 2 年）】



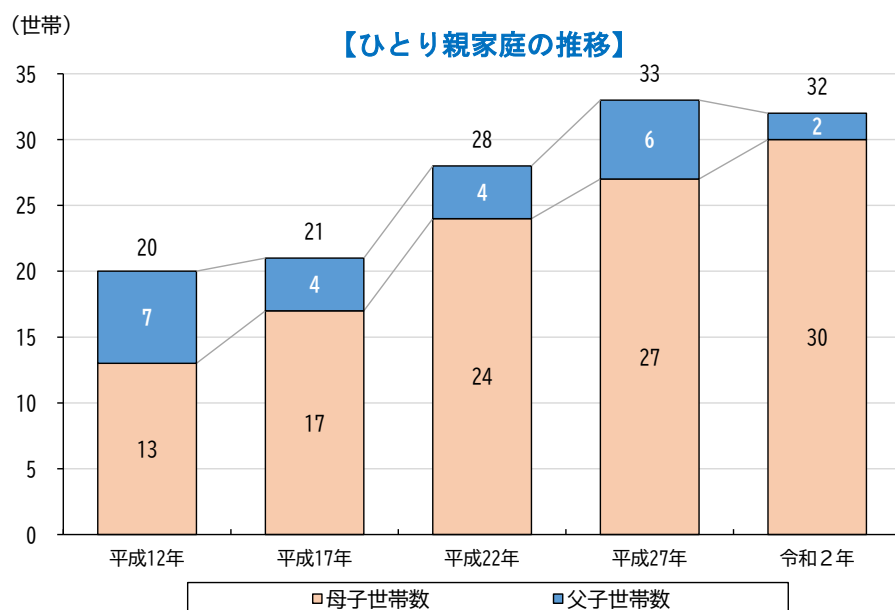
【玉東町の女性の年齢階級別労働力率（平成 22 年、令和 2 年比較）】



資料：国勢調査

(6) ひとり親家庭の状況

本町の母子世帯をみると、平成12年の13世帯から増加傾向にあり、令和2年には30世帯となっています。また、父子世帯をみると、平成12年の7世帯から減少傾向にあり、令和2年には2世帯となっています。

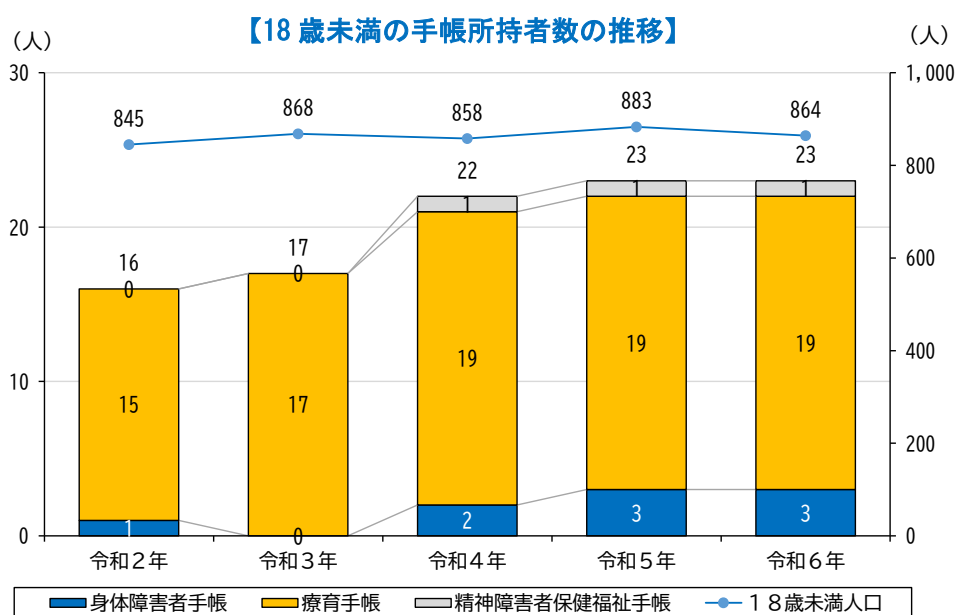


資料：国勢調査

(7) 18歳未満の手帳所持者の状況

本町の18歳未満の手帳所持者をみると、増加傾向にあり、令和6年には、23人となり、18歳未満のこどもの2.7%を占めています。

令和6年を手帳の種類別にみると、療育手帳所持者が19人で最も多く、次いで身体障害者手帳所持者が3人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1人となっています。

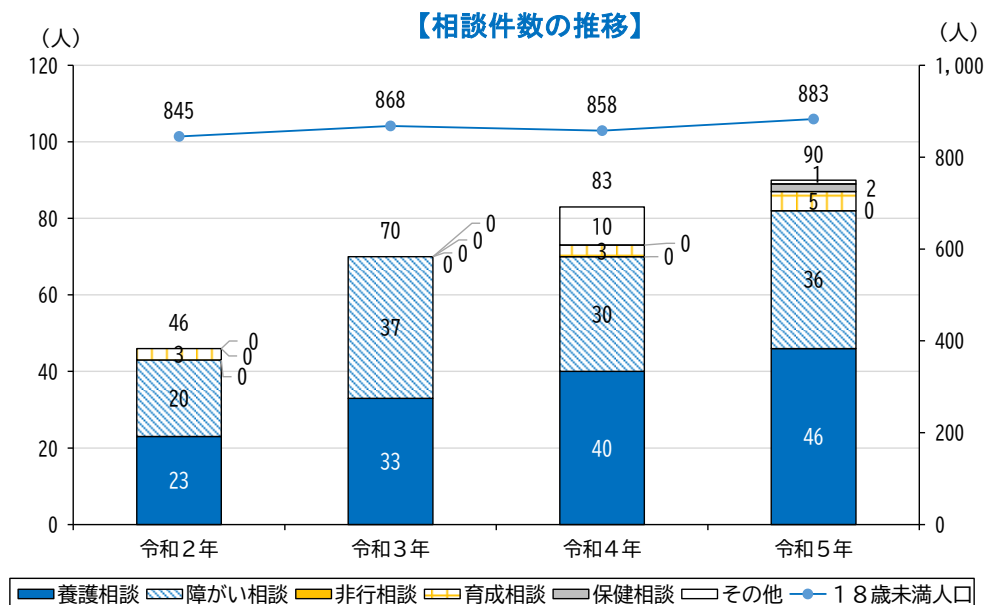


資料：玉東町

(8) 相談件数の状況

本町の相談件数をみると、増加傾向にあり、令和5年には90件となっています。

令和5年を相談別にみると、養護相談（虐待相談含む）が46件で最も多く、次いで障がい相談が36件、育成相談が5件となっています。

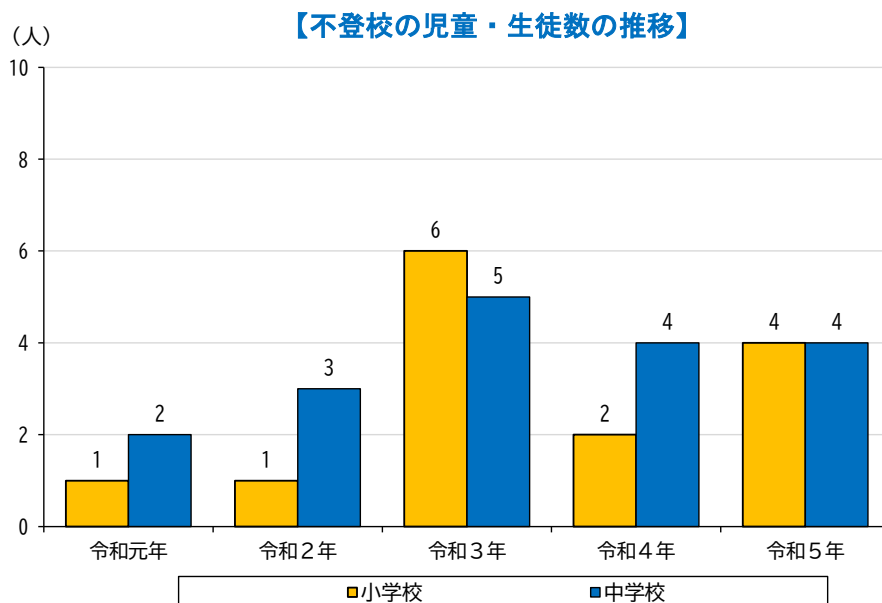


		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満人口		845	868	858	883
養護相談	虐待相談	23	33	40	41
	その他養護相談	0	0	0	5
障がい相談	肢体不自由	0	0	0	0
	視聴覚障害	0	0	0	0
	言語発達障害等	3	0	0	0
	重症心身障害	0	0	0	0
	知的障害	2	0	1	0
	発達相談等	15	37	29	36
非行相談	ぐ犯等相談	0	0	0	0
	触法行為等相談	0	0	0	0
育成相談	性格行動相談	2	0	0	0
	不登校相談	1	0	3	3
	適正相談	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	0	0	0	2
保健相談		0	0	0	2
その他		0	0	10	1
合計		55	70	85	93

資料：玉東町

(9) 不登校の状況

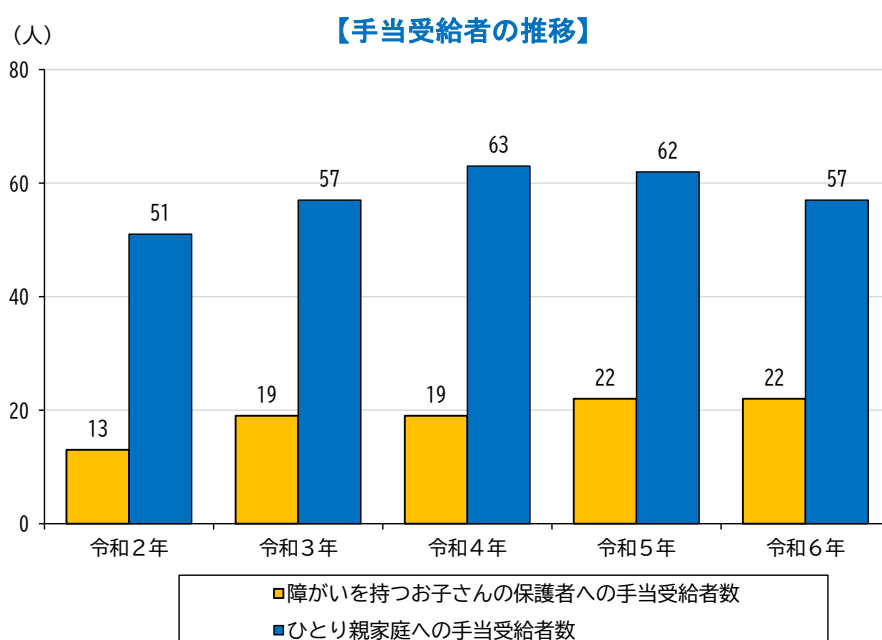
本町の不登校の児童・生徒数をみると、小学校では令和3年の6人をピークに、令和4年には2人、令和5年には4人となっています。中学校では令和3年の5人をピークに、令和4年、令和5年には4人となっています。



資料：玉東町

(10) 手当受給者数の状況

本町の障がいを持つお子さんの保護者への手当受給者数をみると、増加傾向にあり、令和6年には22人となっています。また、ひとり親家庭への手当受給者数は、令和4年をピークに微減傾向にあり、令和6年は57人となっています。



資料：玉東町

2 アンケート調査の結果内容

本町では、「玉東町こども計画」を策定するにあたって、町民や保育士等のニーズや状況を把握し、計画策定に必要な基礎資料とするために「玉東町子育てに関するアンケート調査」「保育士アンケート調査」「ひとり親ニーズ調査」「15歳、20歳オンラインアンケート調査」の4種類の調査を実施しました。

(1) 玉東町子育てに関するアンケート調査

① 調査の対象、方法

調査の対象、方法は以下になります。

〈調査の概要〉

対象	対象者数	方法	回答数	回収率
未就学児（0歳～5歳）の保護者	199人	・園による配布、回収 ・町外施設及び未就園児のいる世帯には郵送による配布・回答	146人	73.4%
小学1年生～6年生の保護者及び小学生	217人	・小学校を通じて配布、回収 ・町外施設には郵送による配布・回答	173人	79.7%

② 調査の期間

調査は令和6年1月に実施しました。

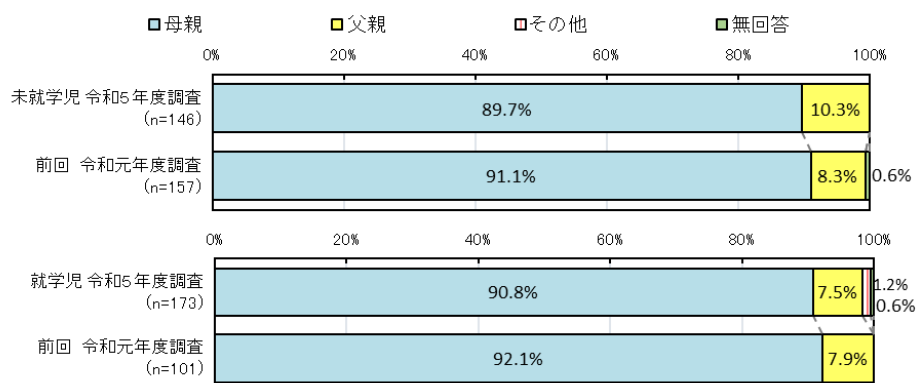
③ 調査結果の概要

ア 調査対象家族の特徴

回答者

調査対象者は、0歳から小学生までの子育てを行っている保護者で、回答者の多くが母親であり、未就学児の保護者では89.7%、就学児の保護者では90.8%となっています。

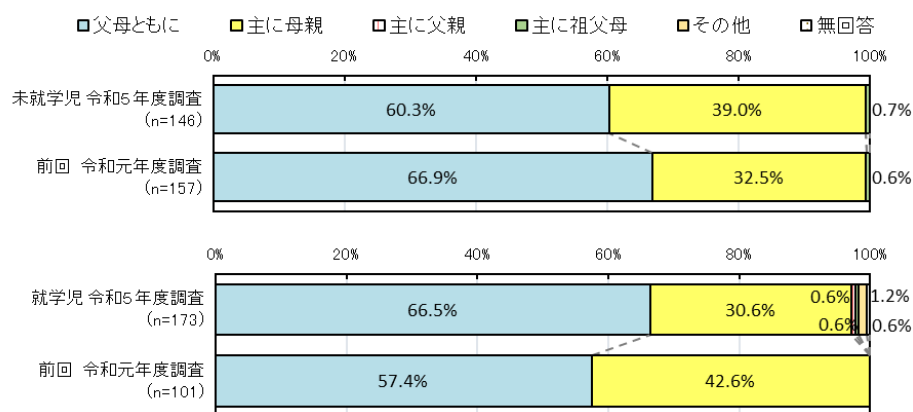
よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見たこどもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。



子育ての主な担い手

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」行っている家庭の割合が最も高く、未就学児の保護者では 60.3%、就学児の保護者では 66.5%となっています。

令和元年度に実施した前回調査と比較すると、「父母ともに」行っている家庭では、未就学児の保護者において 6.6 ポイント減少し、就学児の保護者において 9.1 ポイント増加しています。

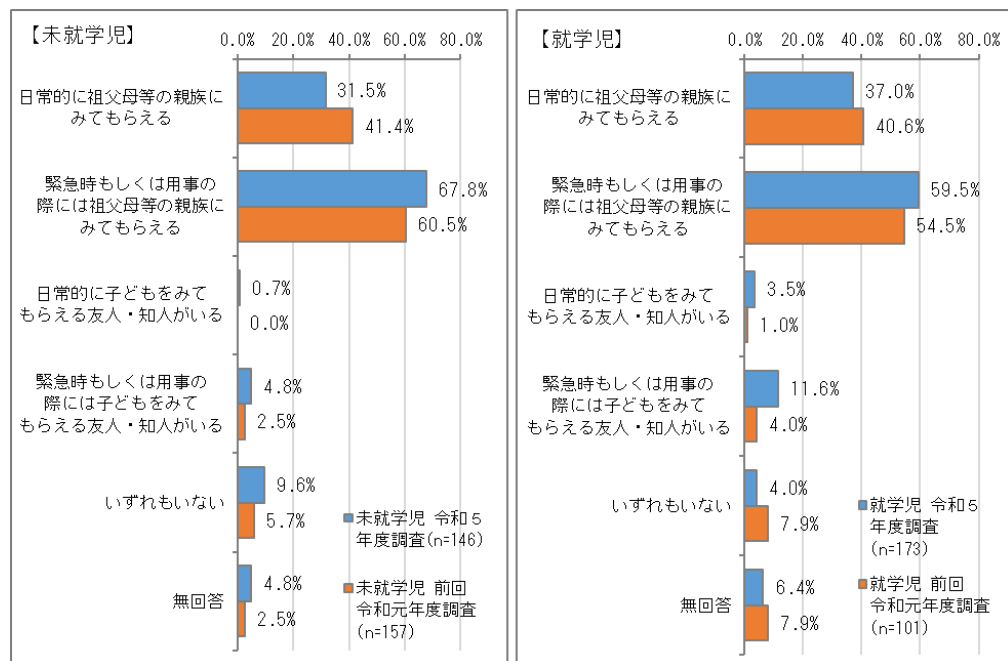


イ こどもの育ちをめぐる環境

こどもをみてる親族、知人・友人の有無

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、未就学児の保護者で31.5%、就学児の保護者で37.0%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は未就学児の保護者で67.8%、就学児の保護者で59.5%となっていることから、おおむね半数以上の方は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいますと考えられます。また、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」家庭は未就学児の保護者で4.8%、就学児の保護者で11.6%となっています。

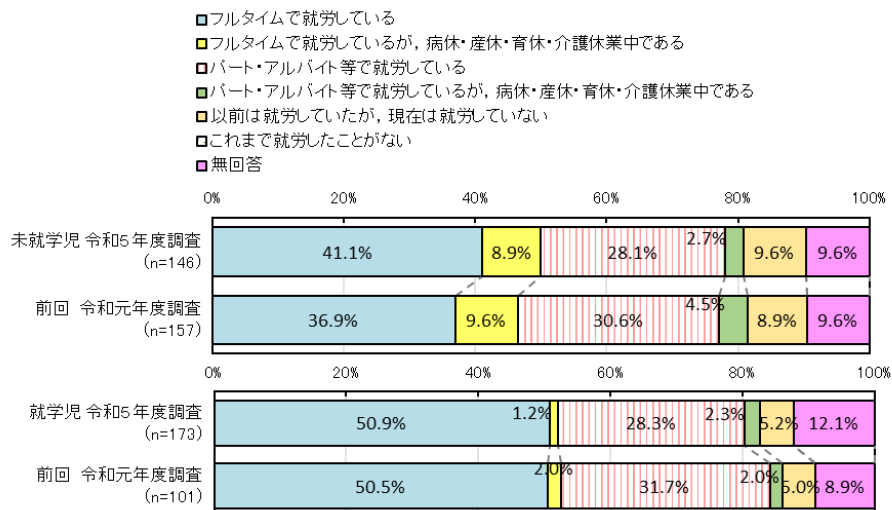
一方、支援してもらえる人が身近に「いずれもない」割合は、未就学児の保護者では9.6%、就学児の保護者では4.0%となっています。こどもをみてもらえる親族・知人について、多くの保護者は、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に親族にみてもらえる状況にありますが、こどもをみてもらえる親族・知人がいないと回答した未就学児の保護者が約1割みられます。このような家庭が、子育てに対して孤立感や負担感が深まらないよう、相談体制や一時的な預かり等の支援体制を整備していくことが求められています。



ウ 保護者の就労状況

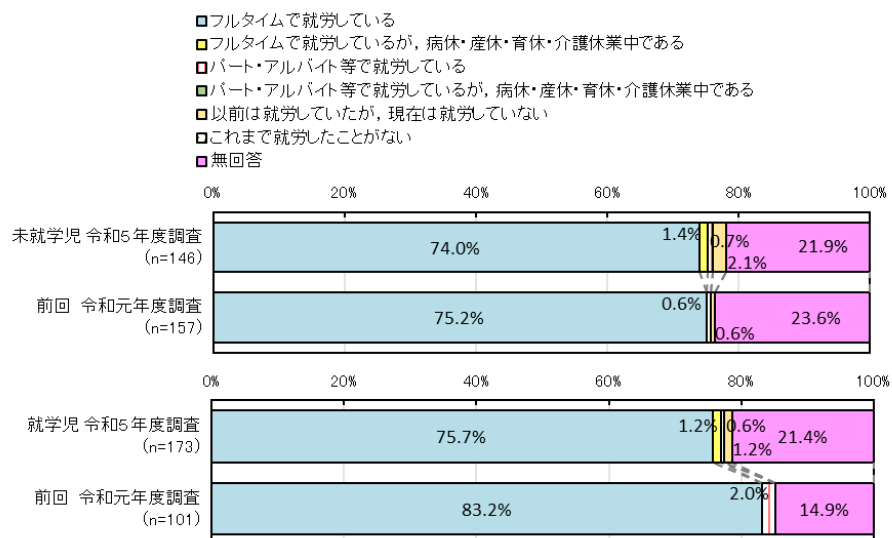
母親の就労状況

母親の就労状況をみると、未就学児の保護者については、『フルタイム就労』が50.0%、『フルタイム以外で就労』が30.8%、『就労していない』が9.6%となっています。就学児の保護者については、『フルタイム就労』が52.1%、『フルタイム以外で就労』が30.6%、『就労していない』が5.2%となっています。



父親の就労状況

父親の就労状況をみると、未就学児の保護者、就学児の保護者ともに、『フルタイムで就労している』が約8割となっています。

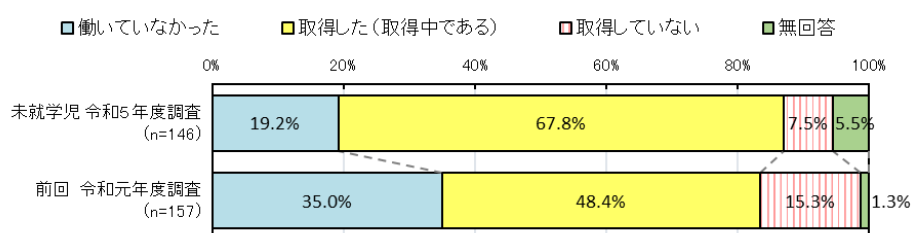


育児休業取得状況

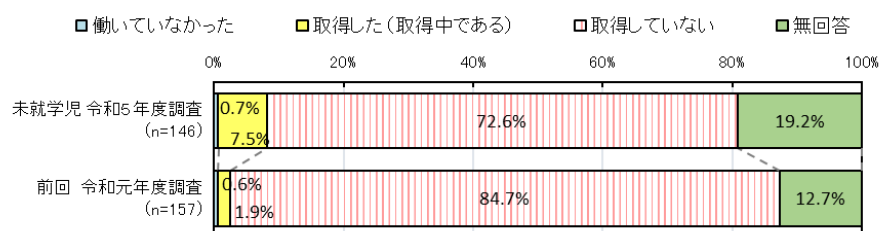
母親の育児休業取得状況をみると、未就学児の母親が育児休業を取得した（取得中である）割合が前回調査と比較して（前回調査 48.4%、今回調査 67.8%）19.4 ポイント増え、約7割の母親が育児休業を取得していることがうかがえます。これは、前回調査時の状況と比較して、母親の育児休業取得がしやすい環境整備が進んでいると考えられます。

一方で、育児休業を取得していない理由については、未就学児の母親では「その他」を除き、「職場に育児休業の制度がなかった」が 27.3%、未就学児の父親では「仕事が忙しかった」が 40.6%と最も高くなっています。

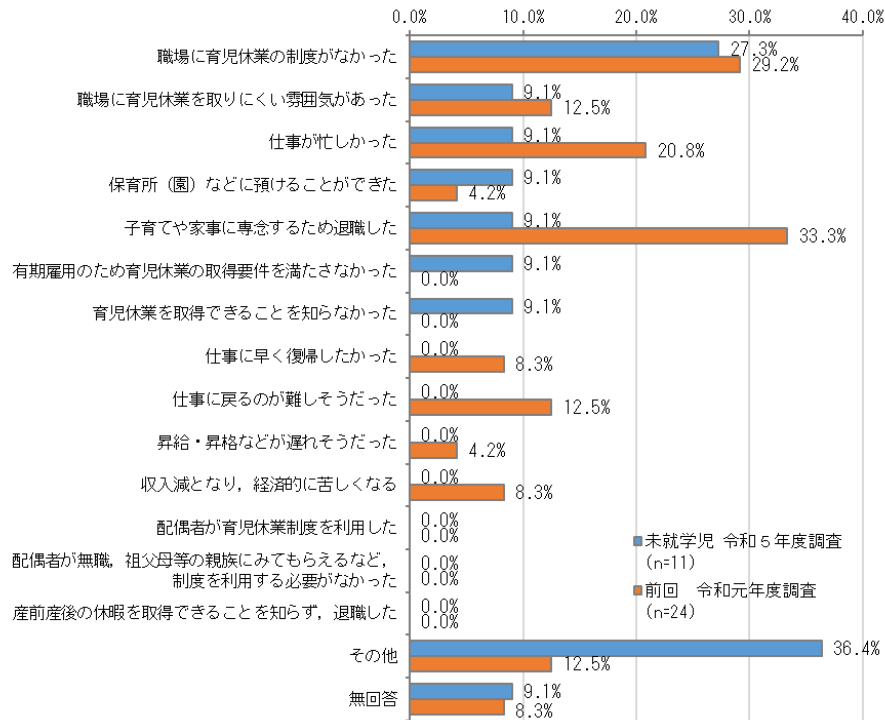
■育児休業の取得状況（母親）



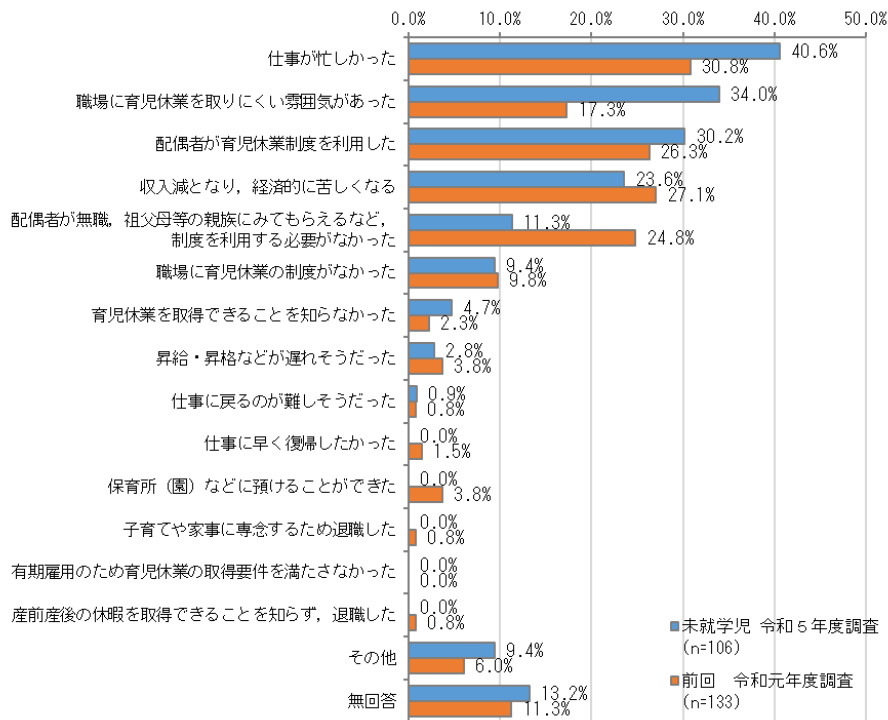
■育児休業の取得状況（父親）



■育児休業を取得していない理由（母親）



■育児休業を取得していない理由（父親）

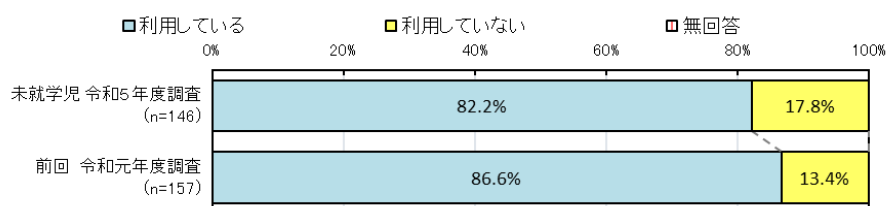


エ 教育・保育の利用状況と利用意向

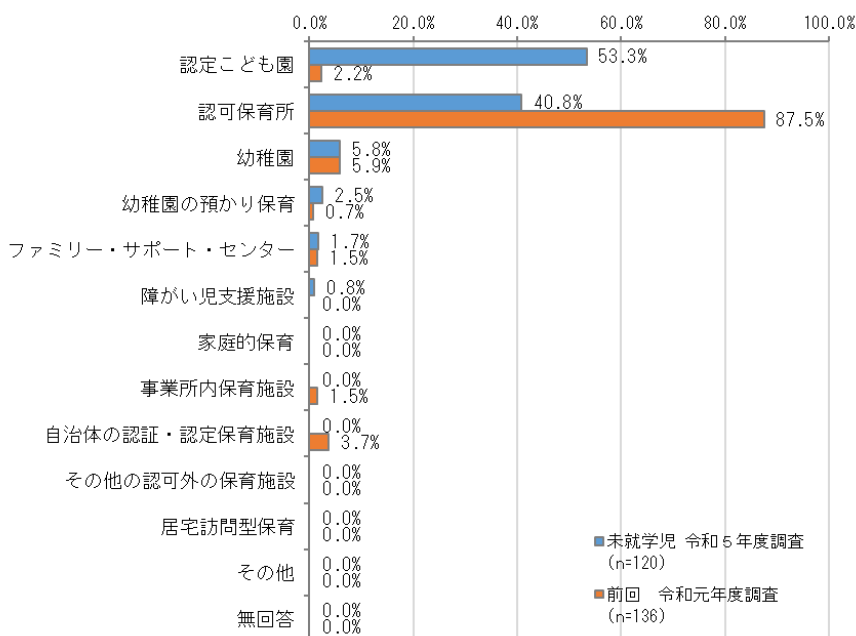
未就学児の保護者で幼稚園や保育園等の定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は82.2%と、前回調査と比較して4.4ポイント減少しています。現在利用している日常的な教育・保育事業は、「認定こども園」が53.3%で最も高く、次いで「認可保育所」が40.8%となっています。

今後も共働きや保育ニーズの多様化等により教育・保育事業等の需要が見込まれることから、地域ごとや動向も見据えて、保育・教育ニーズの変化に柔軟に対応していく必要があります。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

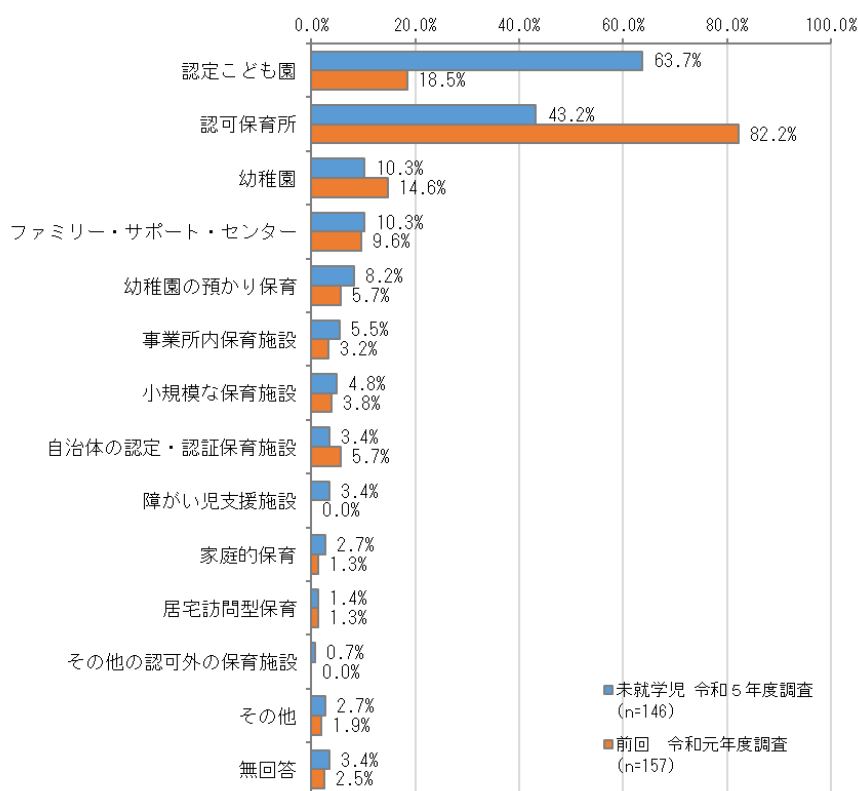


■現在利用している日常的な教育・保育事業



「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業

現在利用していない人も含めた今後の教育・保育事業に対する利用意向については、「認定こども園」が63.7%と最も高く、次いで「認可保育所」が43.2%、「幼稚園」「ファミリー・サポート・センター」がいずれも10.3%となっています。前回調査と比較すると、「認定こども園」の割合が45.2ポイント増加しています。令和5年度から認定こども園への移行があったことが要因であると推測されます。

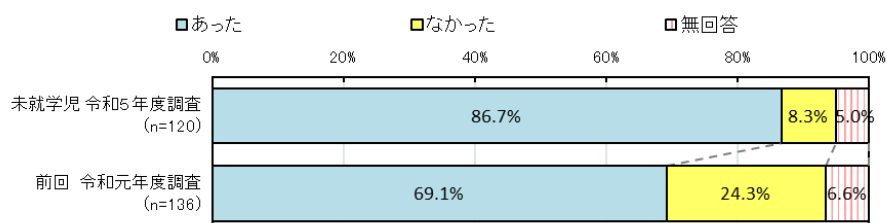


オ こどもの病気の際の対応

過去1年間に病気や怪我で通常の施設が利用できなかった経験

過去1年間に病気や怪我で通常の施設が利用できなかった経験が、「あった」とする回答は、86.7%となっています。

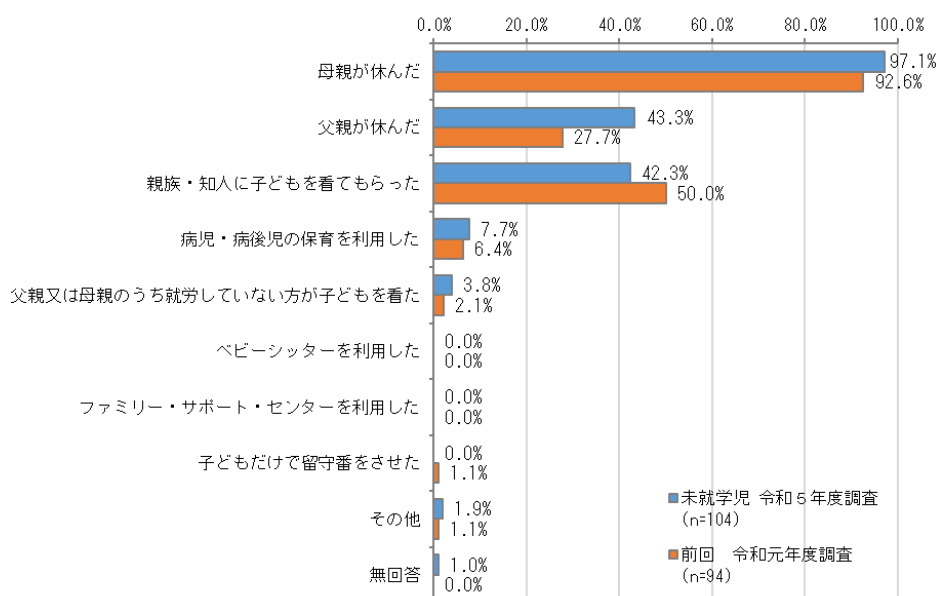
前回調査と比較すると、「あった」は17.6ポイント増加しています。新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化も要因の一つであると推測されます。



休んだ場合の対処方法

休んだ場合の対処方法は、「母親が休んだ」が97.1%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が43.3%、「親族・知人に子どもを看てもらった」が42.3%となっています。前回調査と比較すると、「父親が休んだ」の割合が15.6ポイント増加しています。

就労形態やワーク・ライフ・バランスが多様化している中、急な体調不良にも対応できるよう、病児・病後児保育をより利用しやすい環境の整備を行う必要があります。

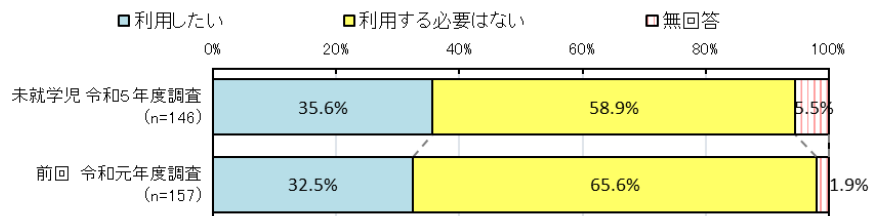


カ 不特定の教育・保育の利用意向

不特定の教育・保育事業の利用意向

今後の不特定の教育・保育事業の利用意向では、「利用したい」が 35.6%となっています。

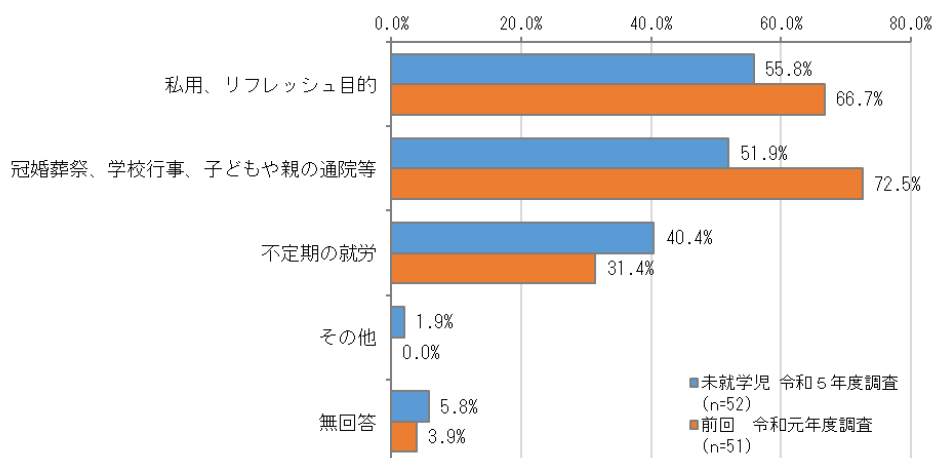
また、前回調査と比較すると、利用意向はわずかに高くなっています。



不特定の教育・保育事業の利用目的

利用希望者の利用目的では、「私用やリフレッシュ目的」が 55.8%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が 51.9%、「不特定の就労」が 40.4%となっています。

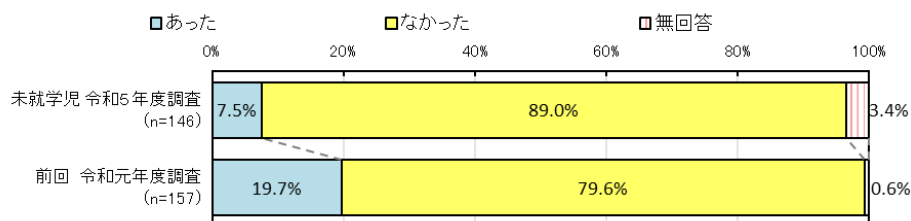
また、前回調査と比較すると、「不特定の就労」の割合が 9.0 ポイント増加しています。



キ 宿泊を伴う用事の際の対応

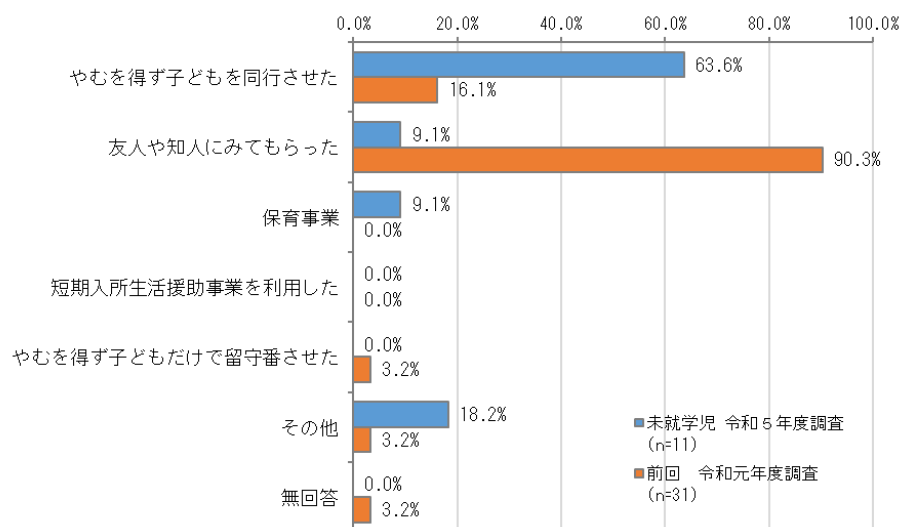
過去１年間に泊りがけでこどもを家族以外に預けなければならなかった経験

未就学児の保護者の 7.5%は、過去 1 年間に泊りがけでこどもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、前回調査と比較して「あった」の割合は 12.2 ポイント減少しています。新型コロナ感染拡大による生活様式の変化も要因の一つであると推測されます。



泊りがけで家族以外に預けたときの対処法

預けなければならなかった場合の対処方法は、「やむを得ず子どもを同行させた」が 63.6%と最も高くなっています。



ク 小学校における放課後の過ごし方

放課後の過ごさせたい場所

低学年（１～３年生）では「放課後児童クラブ」が最も高く、高学年（４～６年生）では「自宅」の割合が最も高くなっています。

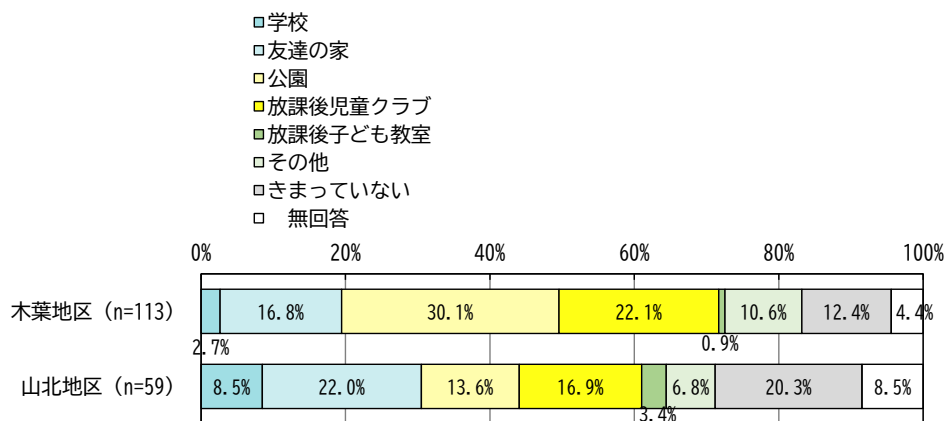
こどもの放課後等の居場所や過ごし方の検討が必要です。

(n=146)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生
自宅	31.5%	31.5%	35.6%	54.1%	61.0%	60.3%
祖父母	13.0%	13.0%	13.7%	19.2%	17.8%	16.4%
友人・知人宅	2.1%	2.1%	4.1%	4.8%	5.5%	5.5%
スポーツ少年団・文化クラブ	5.5%	4.8%	8.2%	11.0%	13.0%	13.0%
習い事	16.4%	17.8%	26.0%	39.7%	42.5%	41.8%
放課後児童クラブ	71.2%	69.2%	57.5%	30.1%	23.3%	21.2%
放課後子ども教室	19.2%	18.5%	14.4%	9.6%	8.2%	8.2%
ファミリー・サポート・センター	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障がい児支援施設	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	4.1%	7.5%	7.5%	7.5%	8.2%	9.6%

放課後、家以外で遊んでいる場所

木葉地区では「公園」が 30.1%で最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」が 22.1%、「友達の家」が 16.8%の順となっています。

山北地区では「友達の家」が 22.0%で最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」が 16.9%、「公園」が 13.6%の順となっています。また、「きまっていない」が 20.3%で、木葉地区よりも 7.9 ポイント高くなっています。

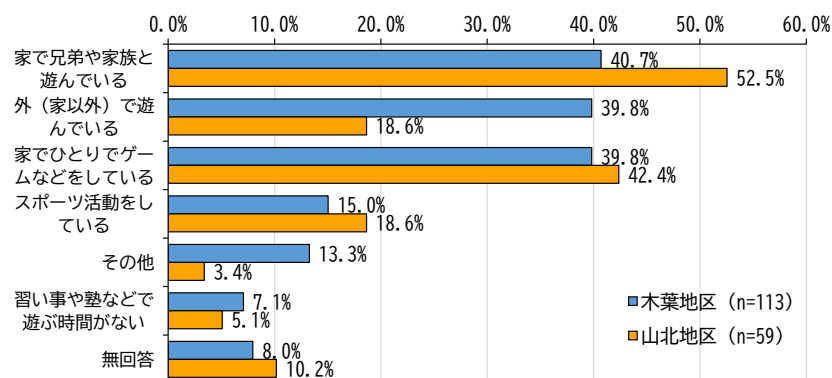


放課後、何をして遊んでいるか

放課後、何をして遊んでいるかをみると、木葉地区では「家で兄弟や家族と遊んでいる」が40.7%で最も多く、次いで、「外（家以外）で遊んでいる」「家でひとりでゲームなどをしている」が39.8%、「スポーツ活動をしている」が15.0%の順となっています。

山北地区では「家で兄弟や家族と遊んでいる」が52.5%で最も多く、次いで、「家でひとりでゲームなどをしている」が42.4%、「外（家以外）で遊んでいる」「スポーツ活動をしている」が18.6%の順となっています。

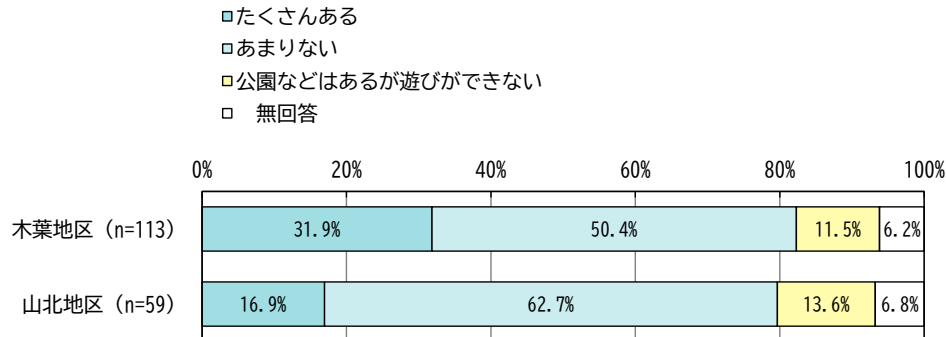
「習い事や塾などで遊ぶ時間がない」は木葉地区で7.1%となっており、山北地区よりも2.0ポイント高くなっています。



その他回答	人数
学童	7
ピアノ、読書	1
児童クラブ	1
テレビ、読書、お絵かき	1
読書	1
家で寝ている	1
庭で縄跳びやバレー	1
犬の散歩	1
友達とゲーム	1
友達と遊ぶ	1

家の近くの遊ぶ場所

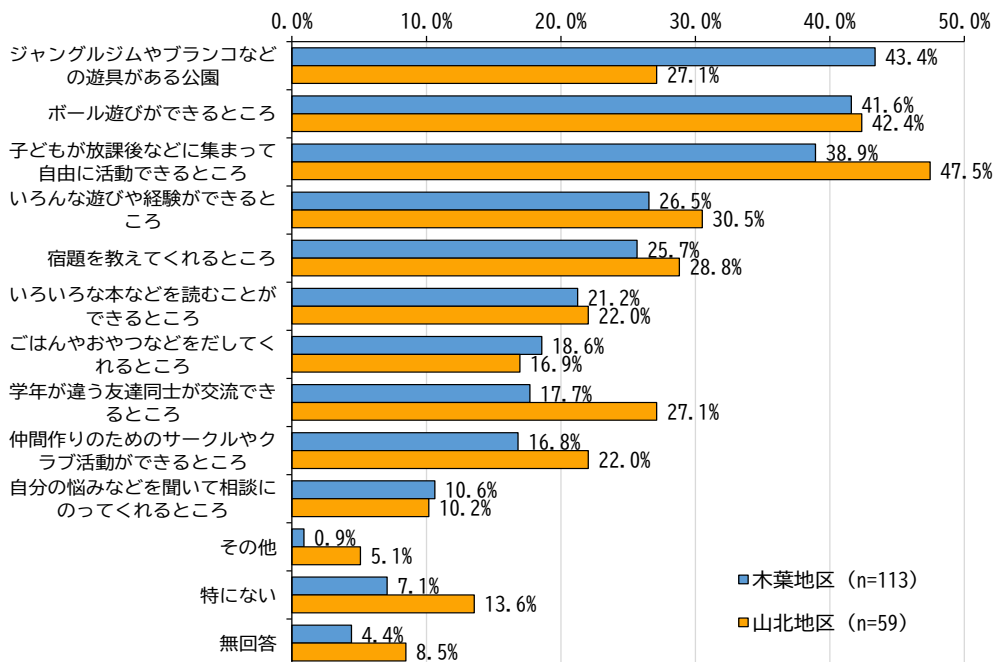
木葉地区、山北地区ともに「あまりない」が最も多く（木葉地区：50.4%、山北地区：62.7%）、次いで、「たくさんある」（木葉地区：31.9%、山北地区：16.9%）、「公園などはあるが遊びができない」（木葉地区：11.5%、山北地区：13.6%）の順となっています。



家の近くにあったらよいと思うところ

木葉地区では「ジャングルジムやブランコなどの遊具がある公園」が43.4%で最も多く、次いで「ボール遊びができるところ」が41.6%、「子どもが放課後などに集まって自由に活動できるところ」が38.9%の順となっています。

山北地区では「子どもが放課後などに集まって自由に活動できるところ」が47.5%で最も多く、次いで「ボール遊びができるところ」が42.4%、「いろんな遊びや経験ができるところ」が30.5%の順となっています。

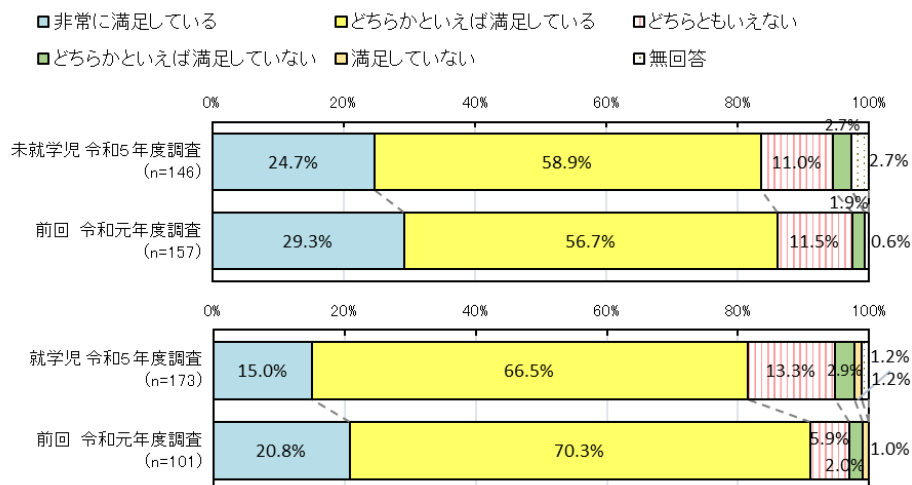


その他回答	人数
夏以外も遊べるプール、大きい公園	1
お店	1
公文教室	1
友達と遊べる室内スペース	1

ケ 子育ての環境や支援の満足度

お住まいの地域における子育ての支援や環境の満足度

町の子育ての環境や支援の満足度について、『満足している』割合（「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）は、未就学児の保護者では 83.6%、就学児の保護者では 81.5%となっており、前回調査と比較するといずれも満足度は低くなっています。



(2) 保育士アンケート調査

① 調査の対象、方法

調査の対象、方法は以下になります。

〈調査の概要〉

対象	対象者数	方法	回答数	回収率
玉東町内施設勤務の保育従事者	45 人	各施設に直接配布・回収	43 人	95.6%

② 調査の期間

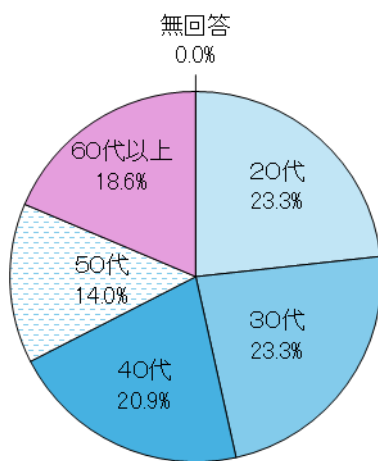
調査は令和6年10月に実施しました。

③ 調査結果の概要

ア 回答者の特徴

年代

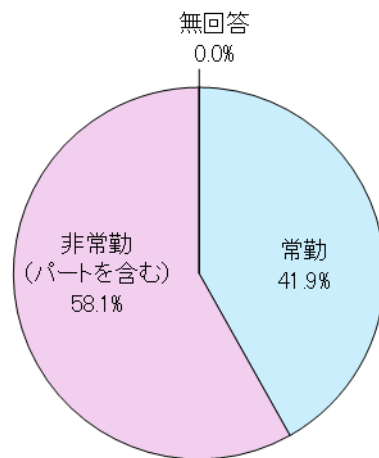
年代は、「20代」「30代」が23.3%で最も高く、次いで「40代」が20.9%となっています。



n=43

勤務形態

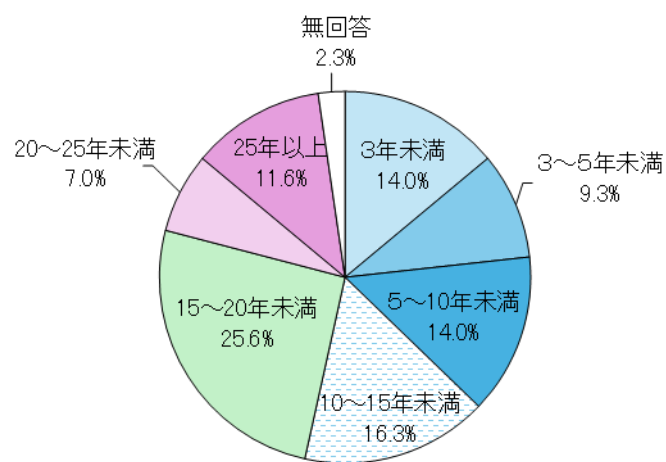
勤務形態は、「常勤」が41.9%、「非常勤（パートを含む）」が58.1%となっています。



n=43

通算勤務年数

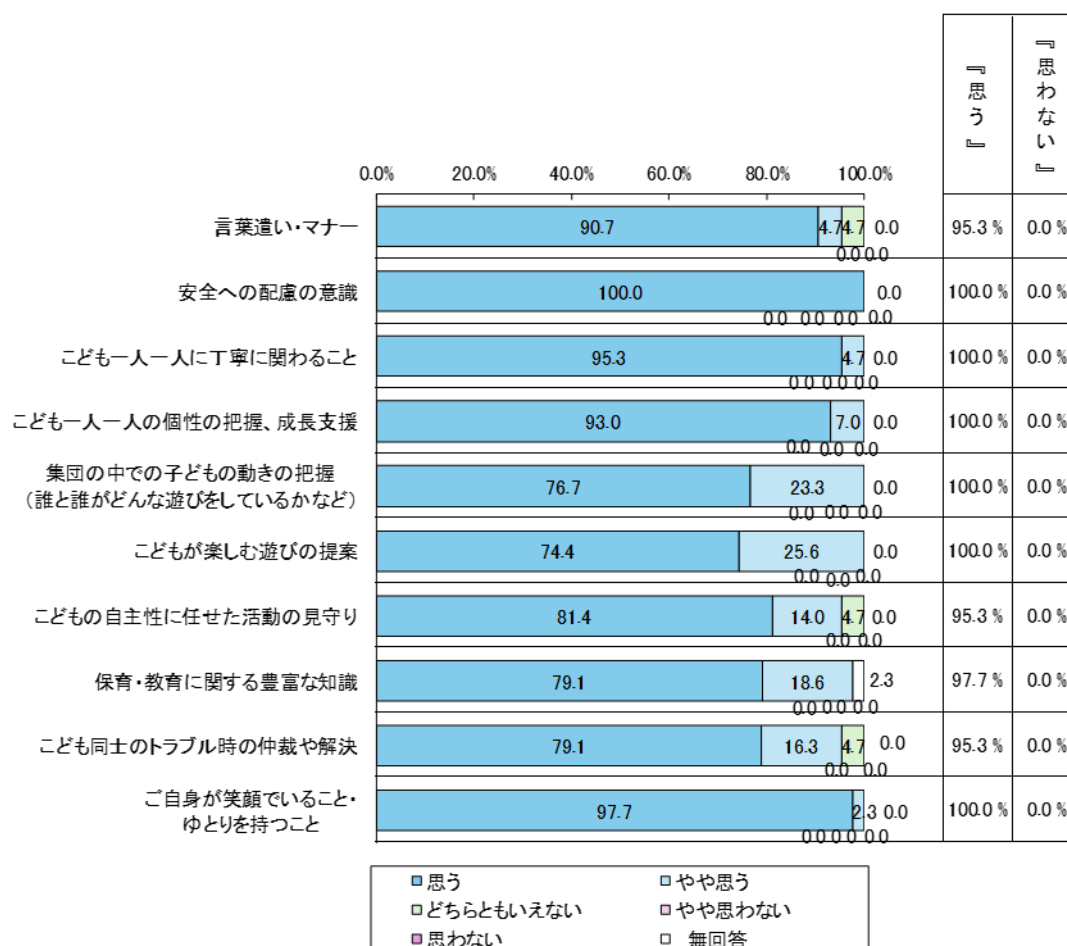
通算勤務年数は、「15～20年未満」が25.6%で最も高く、次いで「10～15年未満」が16.3%、「3年未満」「5～10年未満」が14.0%となっています。



n=43

イ こどもと接する際に大切だと思っていること

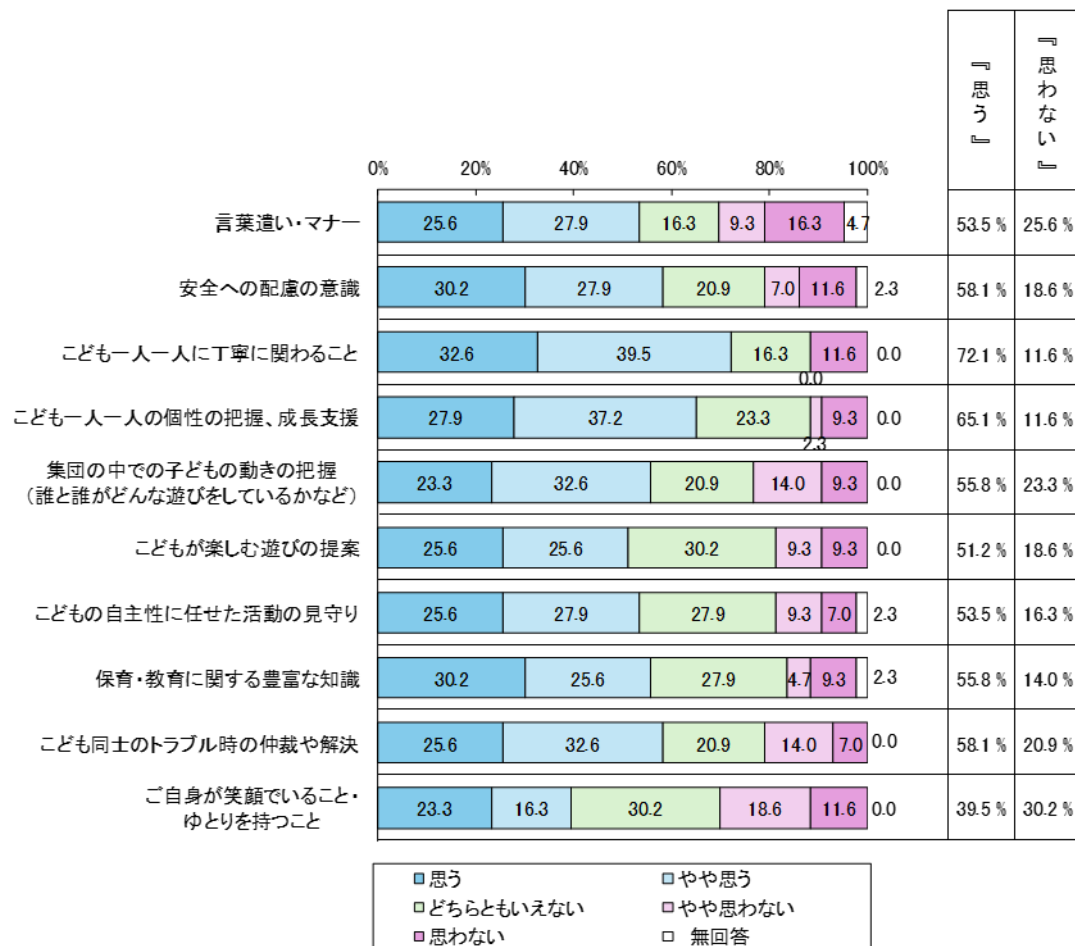
こどもと接する際に大切だと思っていることで、「思う」と「やや思う」を合わせた『思う』が、「安全への配慮の意識」「こども一人一人に丁寧に関わること」「こども一人一人の個性の把握、成長支援」「集団の中でのこどもの動きの把握（誰と誰がどんな遊びをしているかなど）」「こどもが楽しむ遊びの提案」「ご自身が笑顔でいること・ゆとりを持つこと」で100%でした。その他の項目もほぼ100%でした。



※「思う」と「やや思う」を合わせ『思う』、「やや思わない」と「思わない」を合わせ『思わない』とする

ウ こどもと接する際に難しさを感じていること

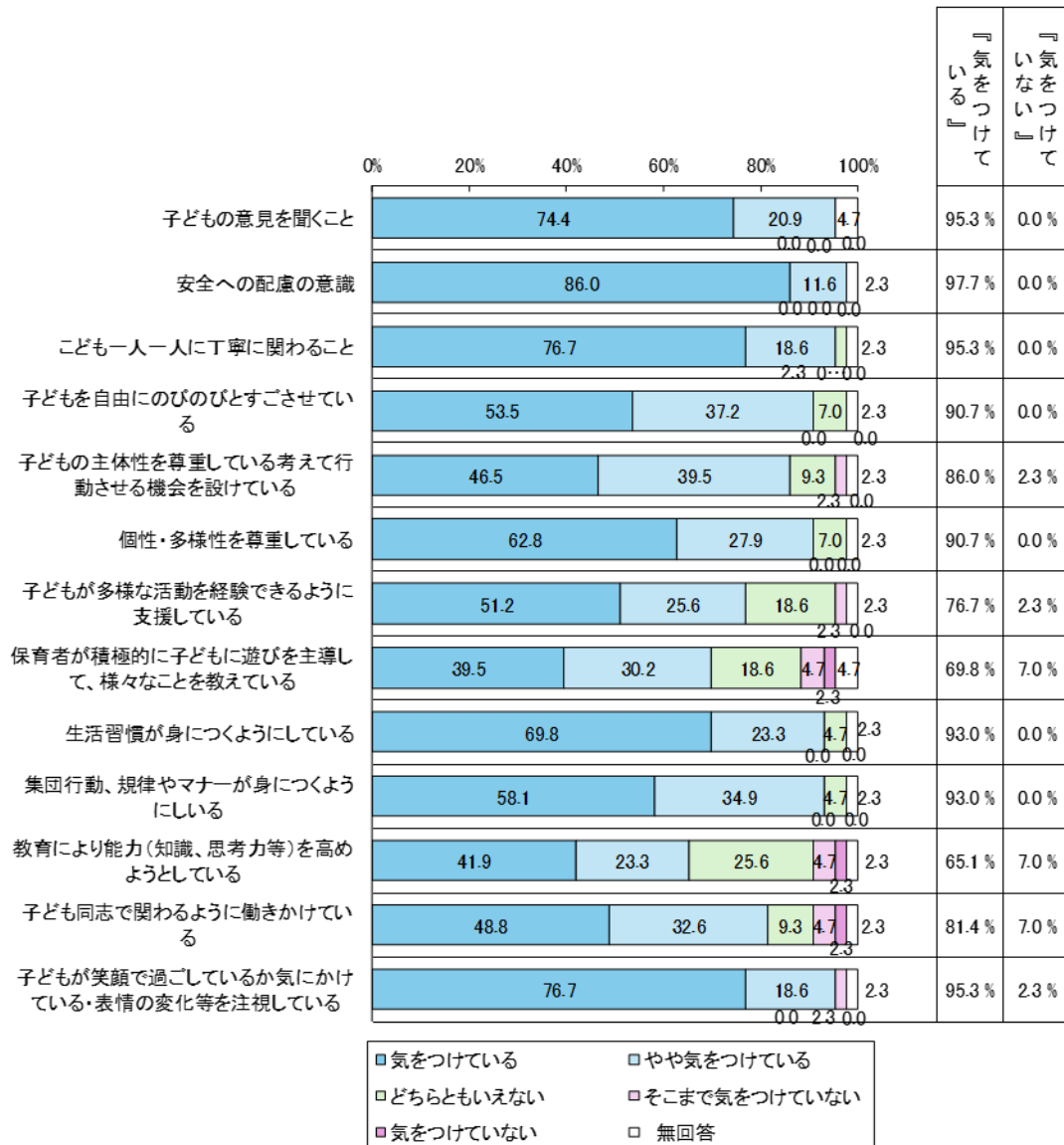
こどもと接する際に難しさを感じていることで、『思う』が、「こども一人一人に丁寧に
関わること」で72.1%と最も高く、次いで「こども一人一人の個性の把握、成長支援」で
65.1%、「安全への配慮の意識」「こども同士のトラブル時の仲裁や解決」で58.1%でし
た。



※「思う」と「やや思う」を合わせ『思う』、「やや思わない」と「思わない」を合わせ『思わない』とする

エ 日々の保育で気をつけていること

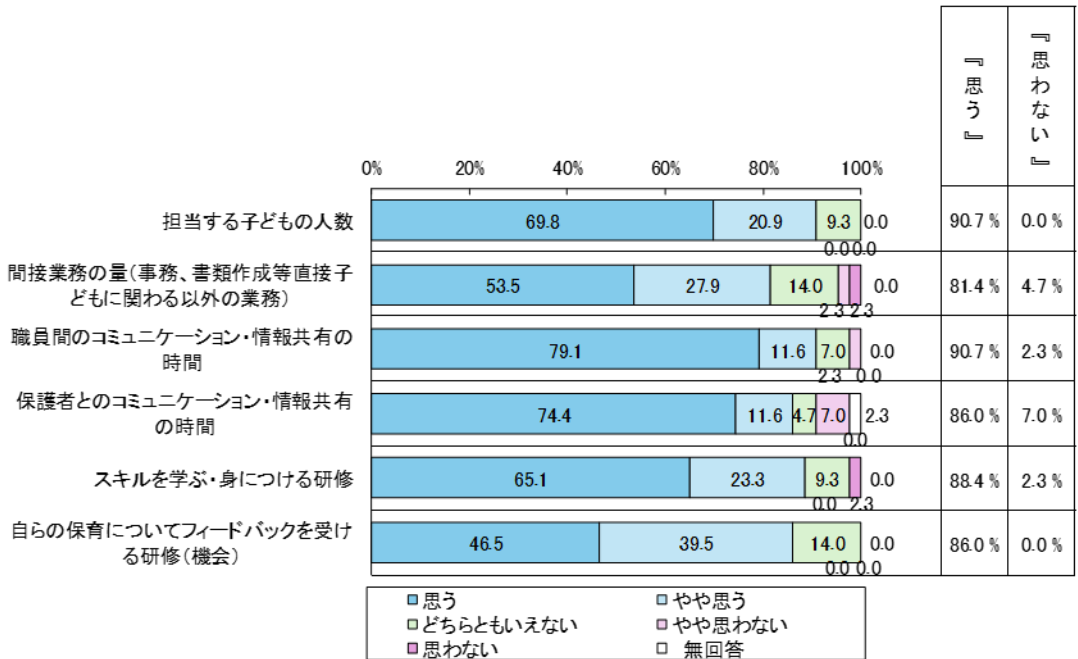
日々の保育で気をつけていることで、『気をつけている』が、「安全への配慮の意識」で97.7%と最も高く、次いで「子どもの意見を聞くこと」「こども一人一人に丁寧に関わること」「子どもが笑顔で過ごしているか気にかけている・表情の変化等を注視している」で95.3%でした。



※「気をつけている」と「やや気をつけている」を合わせ『気をつけている』、「そこまで気をつけていない」と「気をつけていない」を合わせ『気をつけていない』とする

オ 保育の質の向上に影響を与えると思うこと

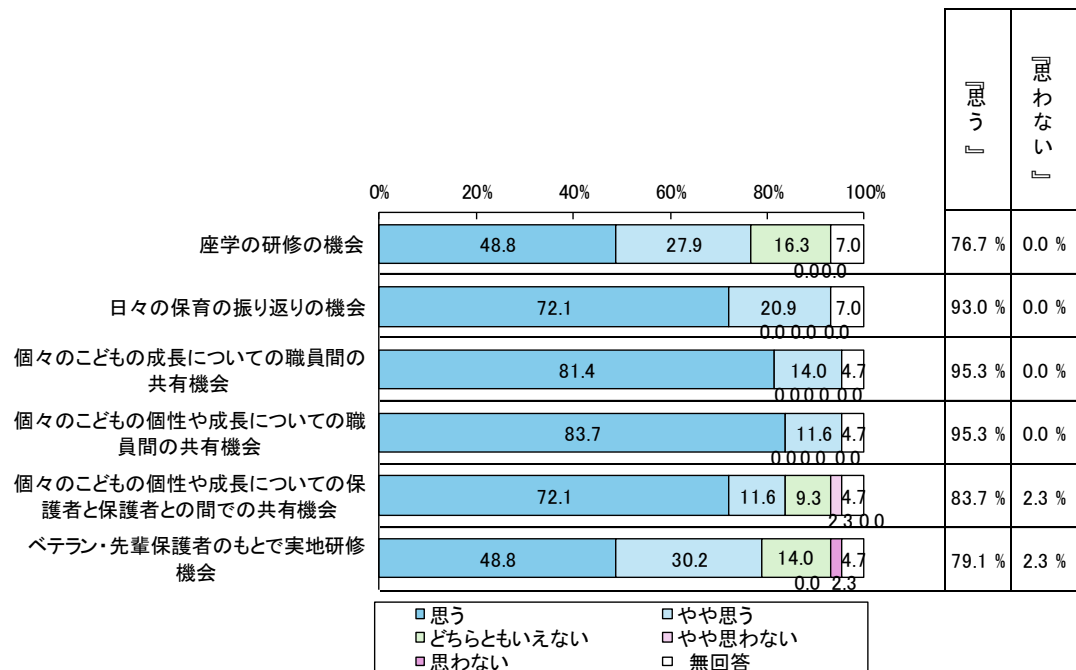
保育の質の向上に影響を与えると思うことで、『思う』が、「担当する子どもの人数」「職員間のコミュニケーション・情報共有の時間」で90.7%と最も高く、次いで「スキルを学ぶ・身につける研修」で88.4%でした。



※「思う」と「やや思う」を合わせ『思う』、「やや思わない」と「思わない」を合わせ『思わない』とする

カ こどもに寄り添った支援を行うために必要だと感じること

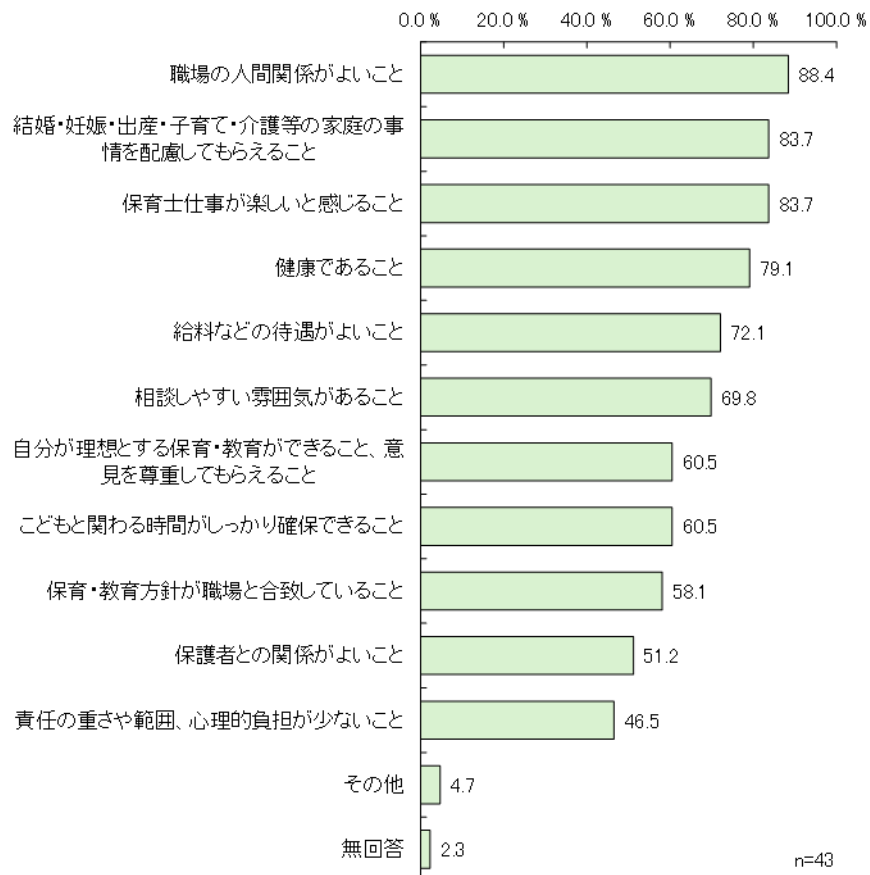
こどもに寄り添った支援を行うために必要だと感じることで、『思う』が、「個々のこどもの成長についての職員間の共有機会」「個々のこどもの個性や成長についての職員間の共有機会」で95.3%と最も高く、次いで「日々の保育の振り返りの機会」で93.0%でした。



※「思う」と「やや思う」を合わせ『思う』、「やや思わない」と「思わない」を合わせ『思わない』とする

キ 長く働き続けるために必要だと思うもの

長く働き続けるために必要だと思うものは、「職場の人間関係がよいこと」が88.4%で最も高く、次いで「結婚・妊娠・出産・子育て・介護等の家庭の事情を配慮してもらえること」「保育士仕事が楽しいと感じること」が83.7%となっています。



No.	その他
1	有休の取りやすさ
2	休みがとりやすいこと

(3) ひとり親ニーズ調査

① 調査の対象、方法

調査の対象、方法は以下になります。

〈調査の概要〉

対象	対象者数	方法	回答数	回収率
ひとり親家族 保護者	55 人	児童扶養手当現況届時に アンケート自己記入式に より実施	42 人	76.4%

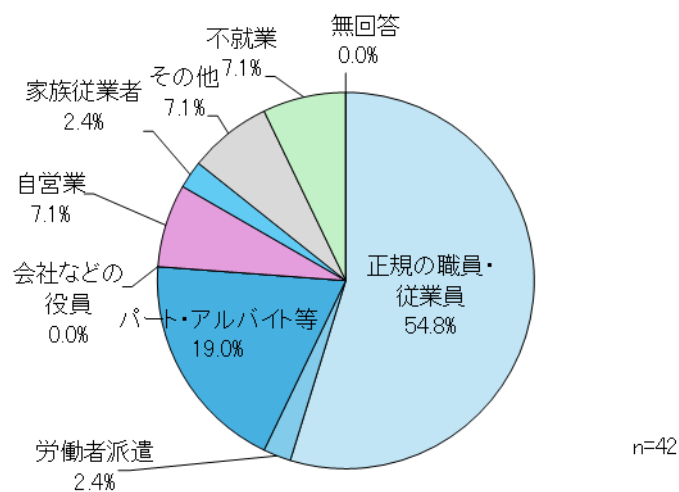
② 調査の期間

調査は令和6年8月に実施しました。

③ 調査結果の概要

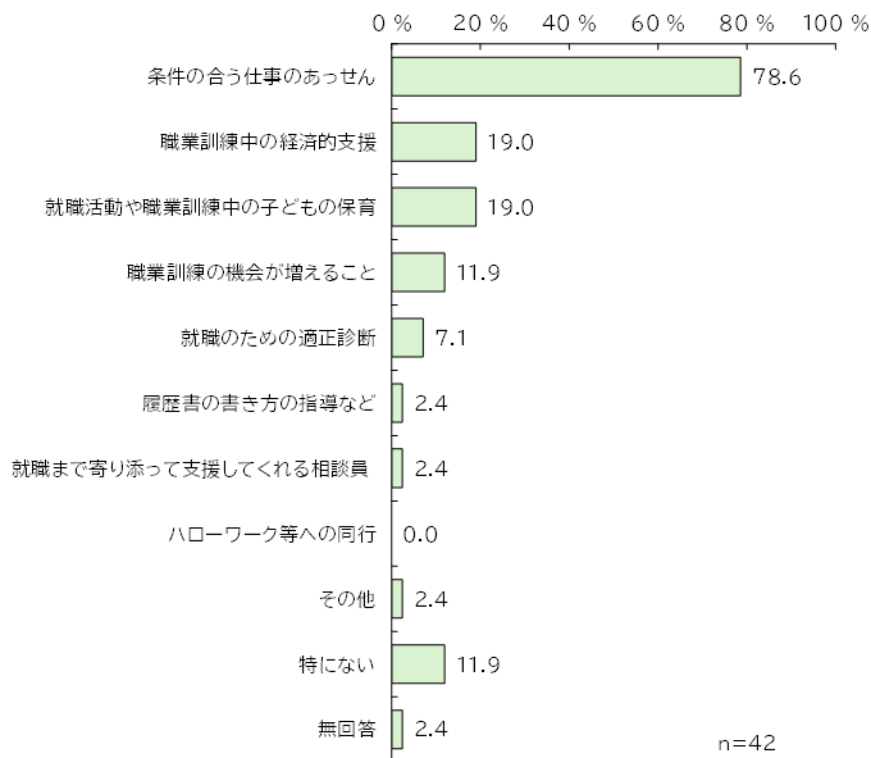
ア 現在の仕事の雇用形態

現在の仕事の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が54.8%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が19.0%、「自営業」「不就労」が7.1%となっています。



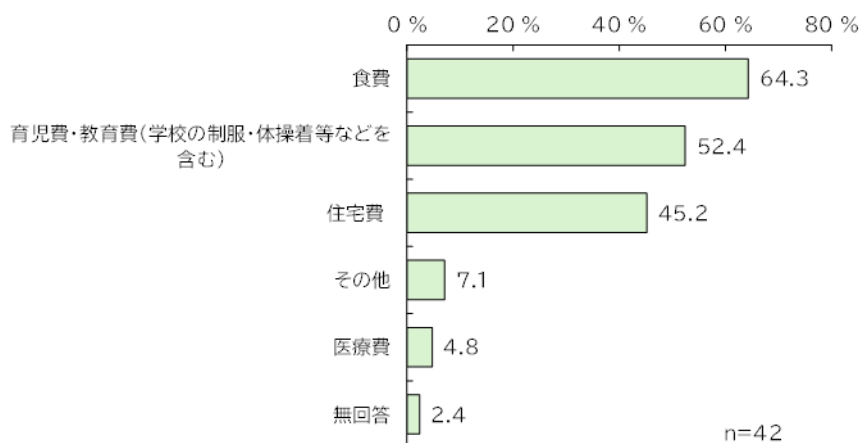
イ 新しく仕事を始めようとするとき、必要だと感じる支援

新しく仕事を始めようとするとき、必要だと感じる支援は、「条件の合う仕事のあっせん」が78.6%で最も高く、次いで「職業訓練中の経済的支援」「就職活動や職業訓練中の子どもの保育」が19.0%となっています。



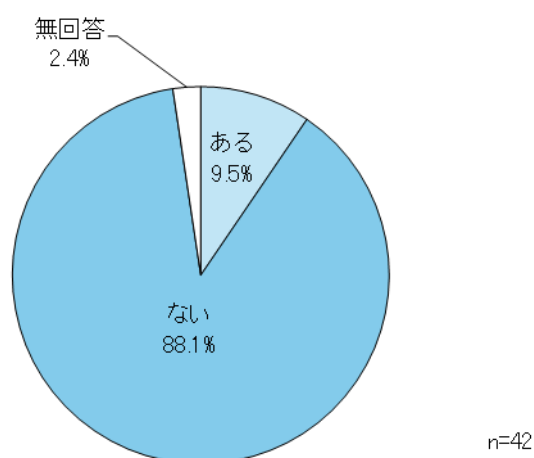
ウ 家計を圧迫している支出

家計を圧迫している支出は、「食費」が64.3 %で最も高く、次いで「育児費・教育費（学校の制服・体操着等を含む）」が52.4%、「住宅費」が45.2%となっています。



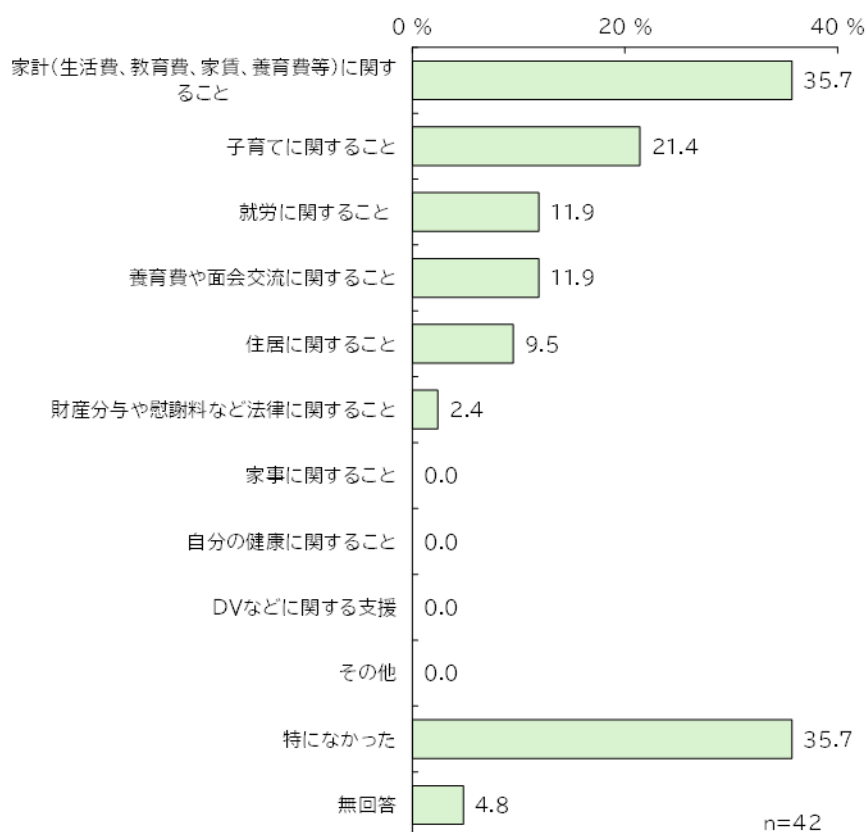
エ 医療機関でお子さんを受診できなかった経験

医療機関でお子さんを受診できなかった経験は、「ある」が9.5%、「ない」が88.1%となっています。



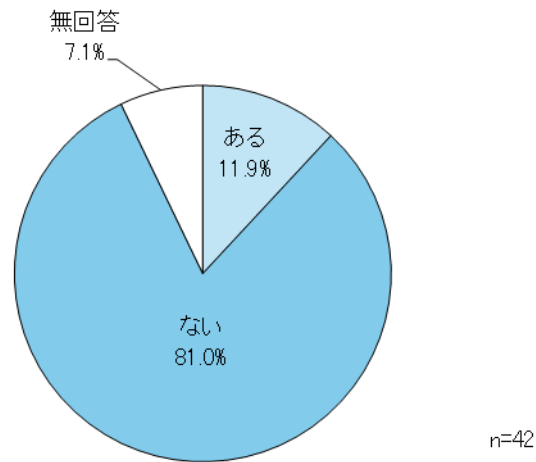
オ 現在の悩みごとや困り事

現在の悩みごとや困り事は、「家計（生活費、教育費、家賃、養育費等）に関すること」が35.7%で最も高く、次いで「子育てに関すること」が21.4%、「就労に関すること」「養育費や面会交流に関すること」が11.9%となっています。



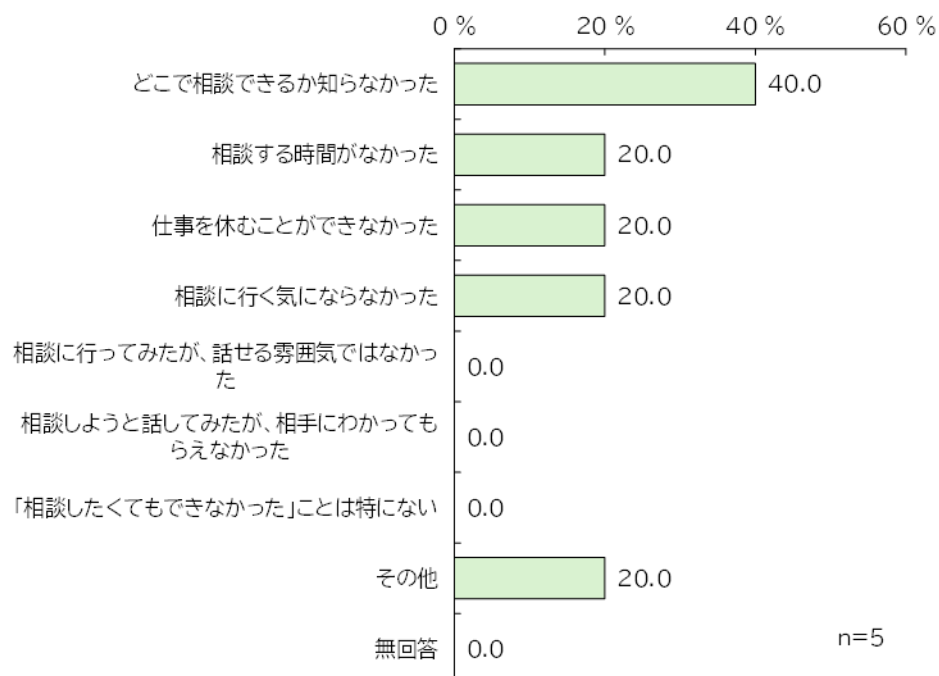
カ 相談したくてもできなかった経験

相談したくてもできなかった経験は、「ある」が11.9%、「ない」が81.0%となっています。



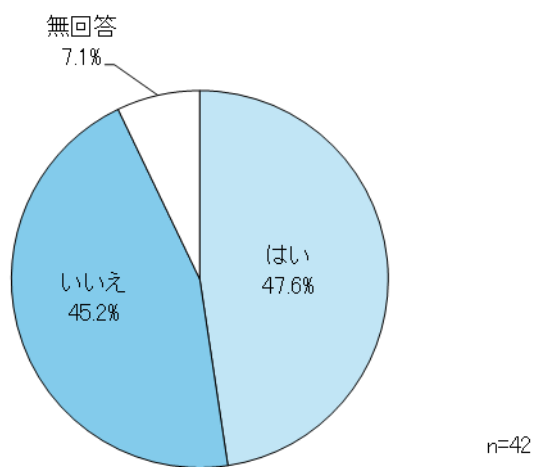
キ 相談したくてもできなかった理由

相談したくてもできなかった理由は、「どこで相談できるか知らなかった」が40.0%で最も高く、次いで「相談する時間がなかった」「仕事を休むことができなかった」「相談に行く気にならなかった」が20.0%となっています。



ク 玉東町の子育てやひとり親家庭の相談窓口の認知

玉東町の子育てやひとり親家庭の相談窓口が、主に役場保健こども課にあることを知っているかは、「はい」が47.6%、「いいえ」が45.2%となっています。



(4) オンラインアンケート調査

① 調査の対象、方法

調査の対象、方法は以下になります。

〈調査の概要〉

対象	対象者数	方法	回答数	回収率
15 歳	60 人	対象者にチラシを配布、 オンライン回答	48 人	80.0%
20 歳	48 人	対象者にチラシを配布、 オンライン回答	27 人	56.3%

② 調査の期間

15 歳オンラインアンケート調査は令和6年12月11日から令和7年1月20日に実施しました。

20 歳オンラインアンケート調査は令和7年1月4日から令和7年1月23日に実施しました。

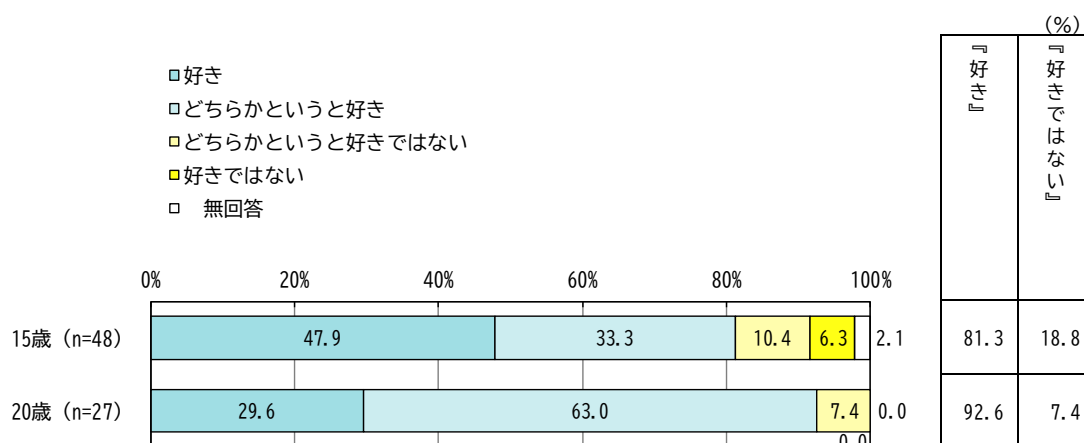
③ 調査結果

ア 自分自身について

今の自分が好きか

今の自分が好きかについて、15 歳オンラインアンケート調査では、「好き」と「どちらかという好き」を合わせた『好き』が81.3%、「どちらかという好きではない」「好きではない」を合わせた『好きではない』が18.8%となっています。

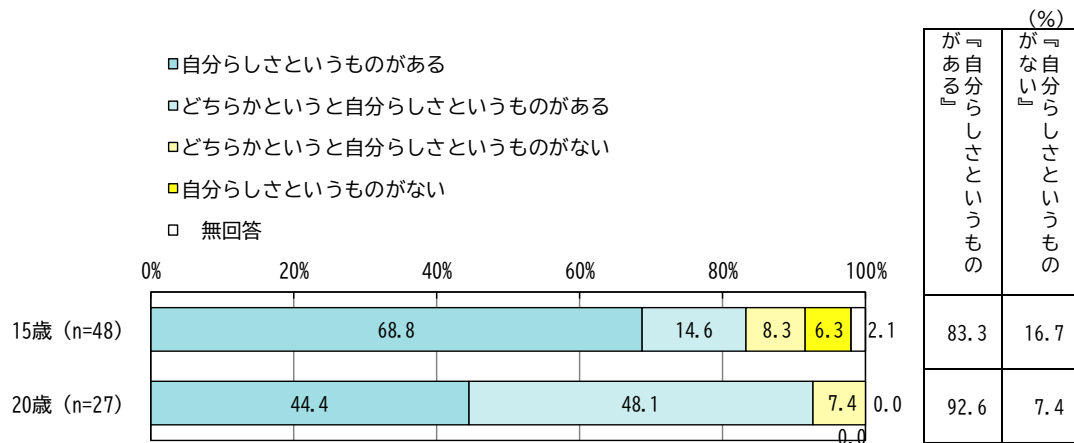
20 歳オンラインアンケート調査では、『好き』が92.6%、『好きではない』が7.4%となっています。



自分には自分らしさというものがあるか

自分には自分らしさというものがあるかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「自分らしさというものがある」と「どちらかという自分らしさというものがある」を合わせた『自分らしさというものがある』が83.3%、「どちらかという自分らしさというものがない」と「自分らしさというものがない」を合わせた『自分らしさというものがない』が16.7%となっています。

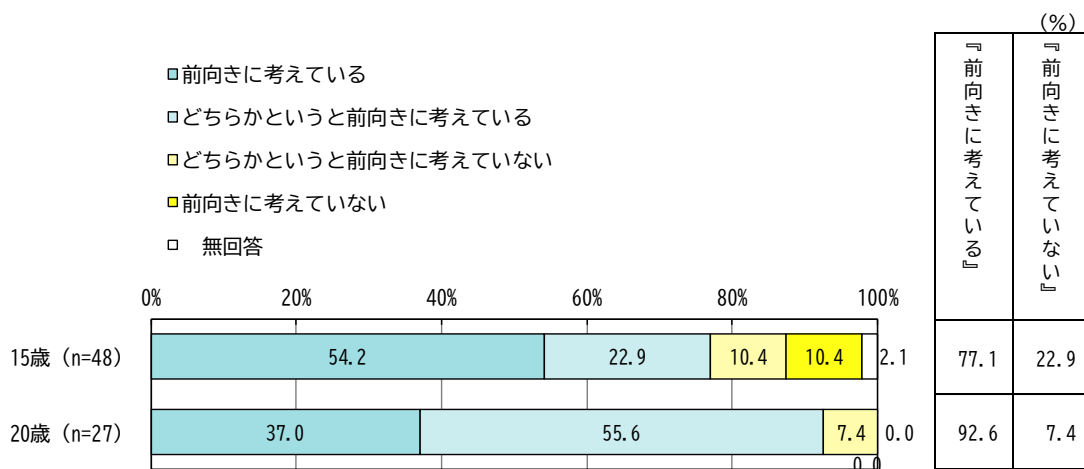
20歳オンラインアンケート調査では、『自分らしさというものがある』が92.6%、『自分らしさというものがない』が7.4%となっています。



自分自身のことを前向きに考えているか

自分自身のことを前向きに考えているかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「前向きに考えている」と「どちらかという前向きに考えている」を合わせた『前向きに考えている』が77.1%、「どちらかという前向きに考えていない」と「前向きに考えていない」を合わせた『前向きに考えていない』が22.9%となっています。

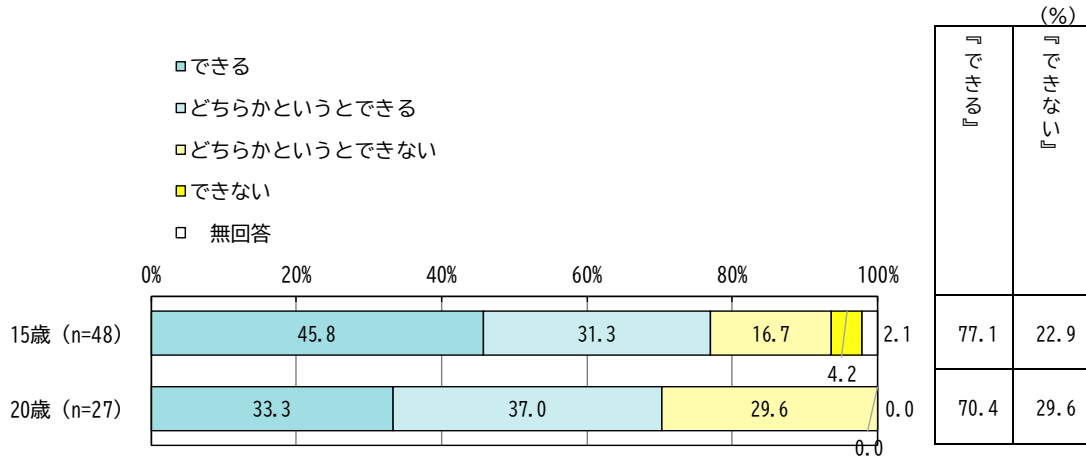
20歳オンラインアンケート調査では、『前向きに考えている』が92.6%、『前向きに考えていない』が7.4%となっています。



自分から考えをはっきり相手に伝えることができるか

自分から考えをはっきり相手に伝えることができるかについて、15 歳オンラインアンケート調査では、「できる」と「どちらかというとできる」を合わせた『できる』が 77.1%、「どちらかというとできない」と「できない」を合わせた『できない』が 22.9% となっています。

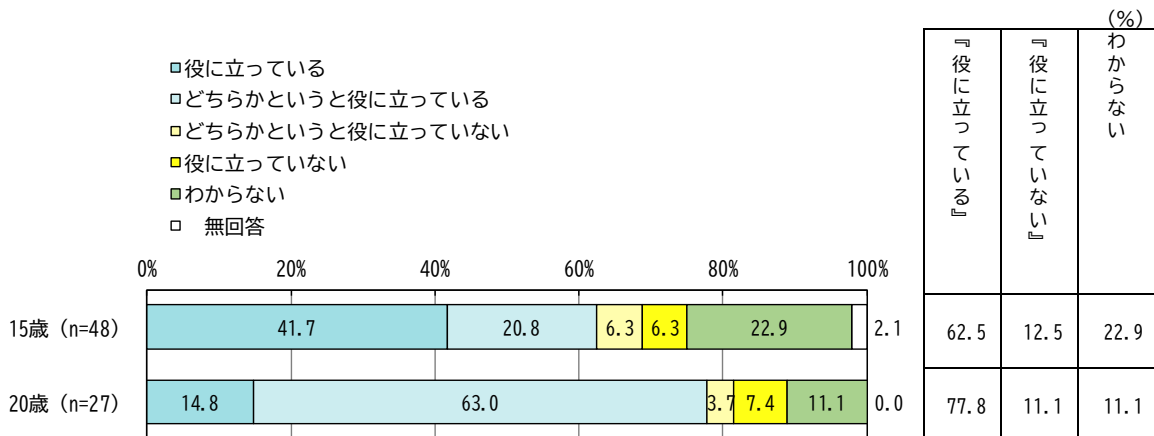
20 歳オンラインアンケート調査では、『できる』が 70.4%、『できない』が 29.6% となっています。



誰かの役に立っていると思うか

誰かの役に立っていると思うかについて、15 歳オンラインアンケート調査では、「役に立っている」と「どちらかというと役に立っている」を合わせた『役に立っている』が 62.5%、「どちらかというと役に立っていない」と「役に立っていない」を合わせた『役に立っていない』が 12.5%、「わからない」が 22.9% となっています。

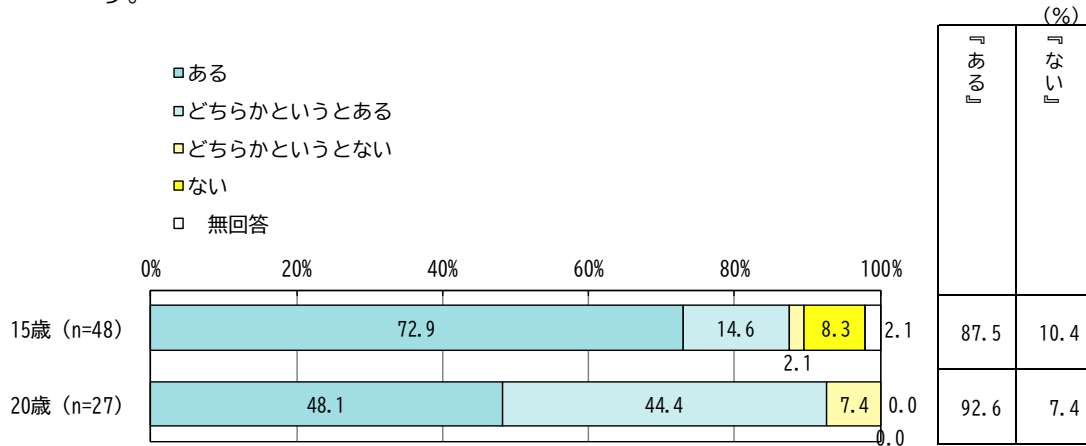
20 歳オンラインアンケート調査では、『役に立っている』が 77.8%、『役に立っていない』が 11.1%、「わからない」が 11.1% となっています。



自分に長所があるか

自分に長所があるかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「ある」と「どちらかというところ」とを合わせた『ある』が87.5%、「どちらかというところ」と「ない」を合わせた『ない』が10.4%となっています。

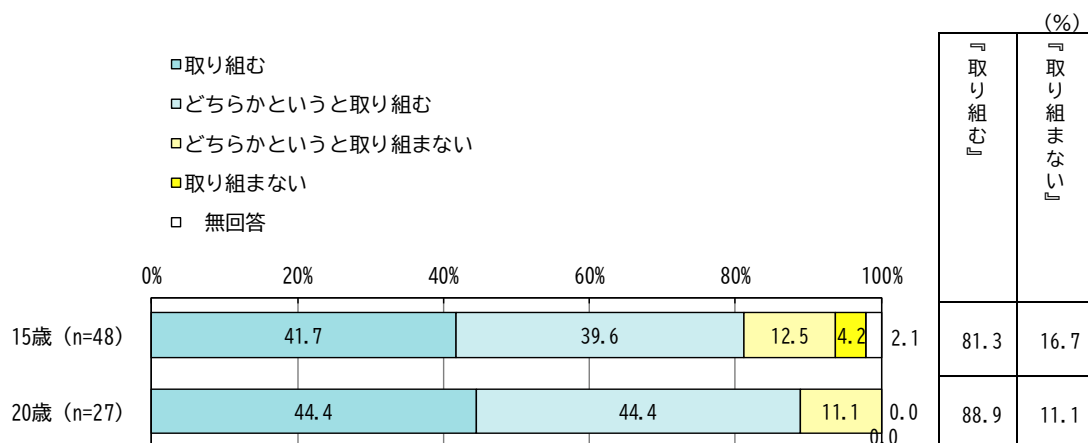
20歳オンラインアンケート調査では、『ある』が92.6%、『ない』が7.4%となっています。



上手くいくかわからないことも意欲的に取り組むか

上手くいくかわからないことも意欲的に取り組むかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「取り組む」と「どちらかというところ」とを合わせた『取り組む』が81.3%、「どちらかというところ」と「取り組まない」を合わせた『取り組まない』が16.7%となっています。

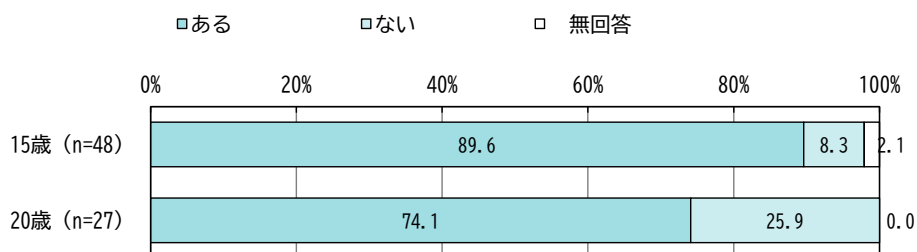
20歳オンラインアンケート調査では、『取り組む』が88.9%、『取り組まない』が11.1%となっています。



打ち込んでいることがあるか

打ち込んでいることがあるかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「ある」が89.6%、「ない」が8.3%となっています。

20歳オンラインアンケート調査では、「ある」が74.1%、「ない」が25.9%となっています。

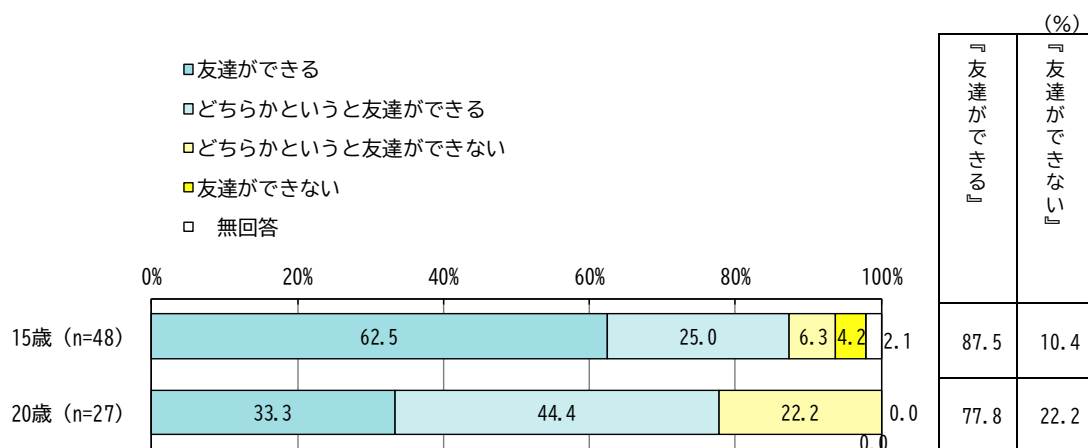


イ 交友関係等について

学校(や職場)ですぐに友達ができるか

学校(や職場)ですぐに友達ができるかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「友達ができる」と「どちらかという友達ができる」を合わせた『友達ができる』が87.5%、「どちらかという友達ができない」と「友達ができない」を合わせた『友達ができない』が10.4%となっています。

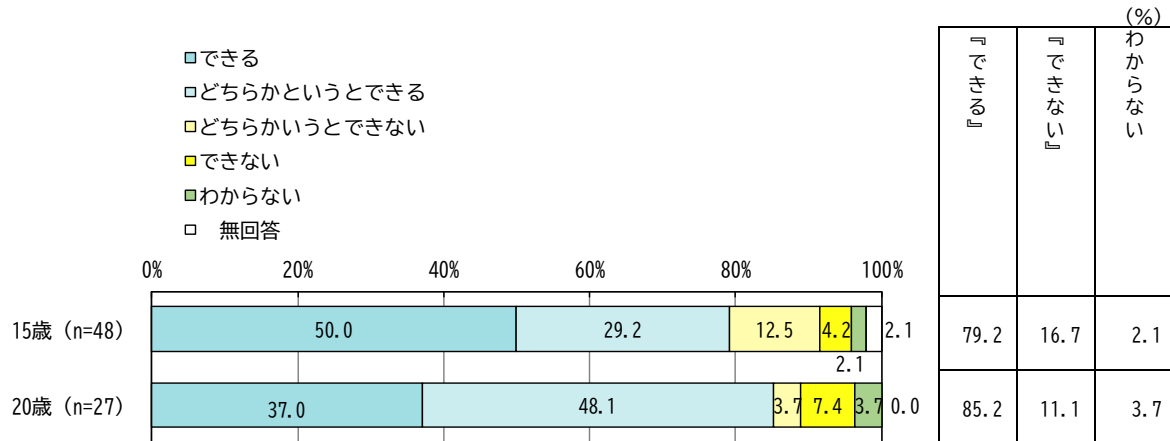
20歳オンラインアンケート調査では、『友達ができる』が77.8%、『友達ができない』が22.2%となっています。



身近な大人に対して安心して自分の意見を述べることができるか

身近な大人に対して安心して自分の意見を述べることができるかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「できる」と「どちらかというところできる」を合わせた『できる』が79.2%、「どちらかというところできない」と「できない」を合わせた『できない』が16.7%、「わからない」が2.1%となっています。

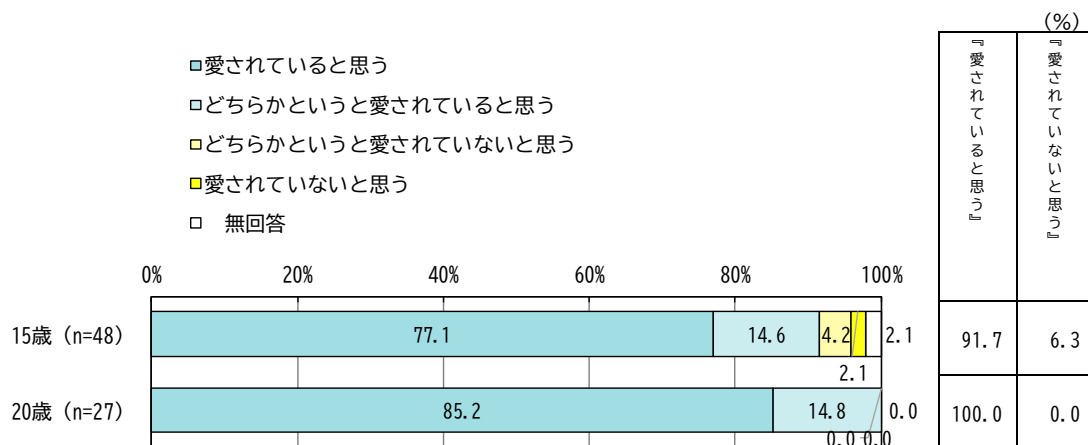
20歳オンラインアンケート調査では、『できる』が85.2%、『できない』が11.1%、「わからない」が3.7%となっています。



自分の家族から愛されていると思うか

自分の家族から愛されていると思うかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「愛されていると思う」と「どちらかというところ愛されていると思う」を合わせた『愛されていると思う』が91.7%、「どちらかというところ愛されていないと思う」と「愛されていないと思う」を合わせた『愛されていないと思う』が6.3%となっています。

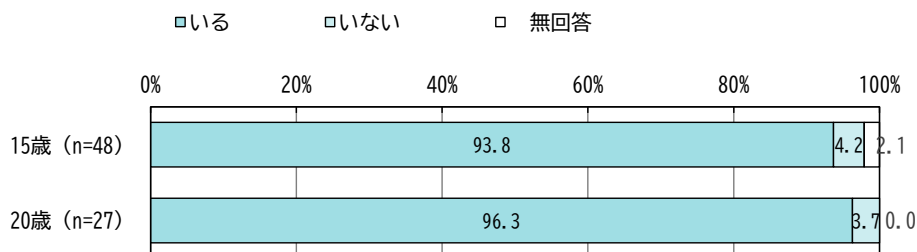
20歳オンラインアンケート調査では、『愛されていると思う』が100.0%となっています。



困ったときに助けてと言える人がいるか

困ったときに助けてと言える人がいるかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「いる」が93.8%、「いない」が4.2%となっています。

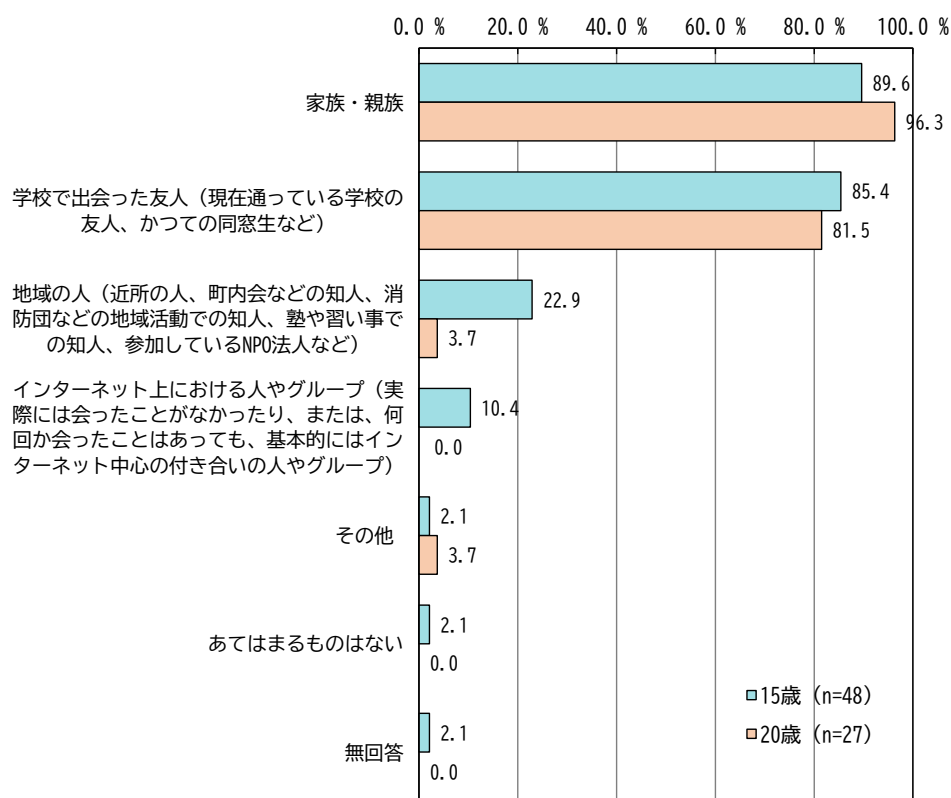
20歳オンラインアンケート調査では「いる」が96.3%、「いない」が3.7%となっています。



困ったときに助けてくれる人がこの中にいるか

困ったときに助けてくれる人がこの中にいるかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「家族・親族」が89.6%で最も高く、次いで「学校で出会った友人（現在通っている学校の友人、かつての同窓生など）」が85.4%、「地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加しているNPO法人など）」が22.9%となっています。

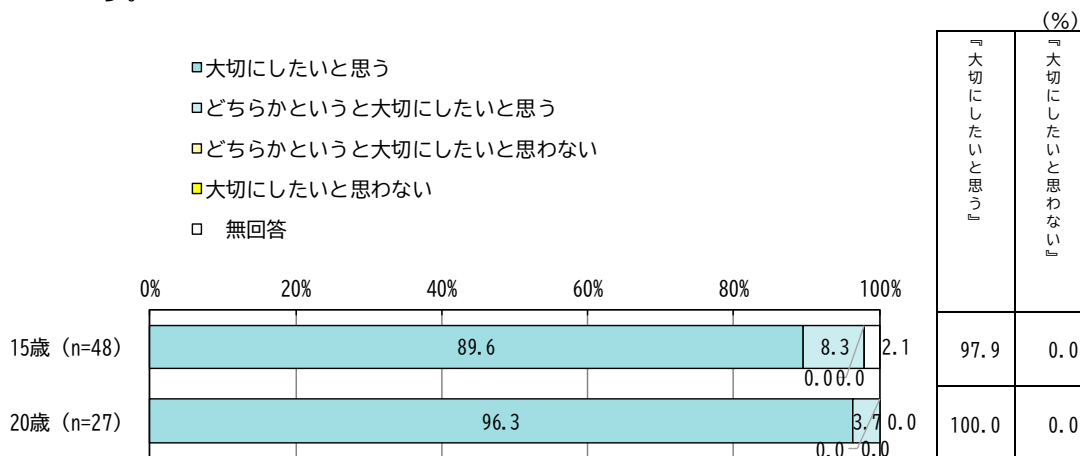
20歳オンラインアンケート調査では「家族・親族」が96.3%で最も高く、次いで「学校で出会った友人（現在通っている学校の友人、かつての同窓生など）」が81.5%、「地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加しているNPO法人など）」が3.7%となっています。



周囲の人を大切にしたいと思うか

周囲の人を大切にしたいと思うかについて、15 歳オンラインアンケート調査では、「大切にしたいと思う」と「どちらかという大切にしたいと思う」を合わせた『大切にしたいと思う』が97.9%、「どちらかという大切にしたいと思わない」と「大切にしたいと思わない」を合わせた『大切にしたいと思わない』が0.0%となっています。

20 歳オンラインアンケート調査では、『大切にしたいと思う』が100.0%となっています。

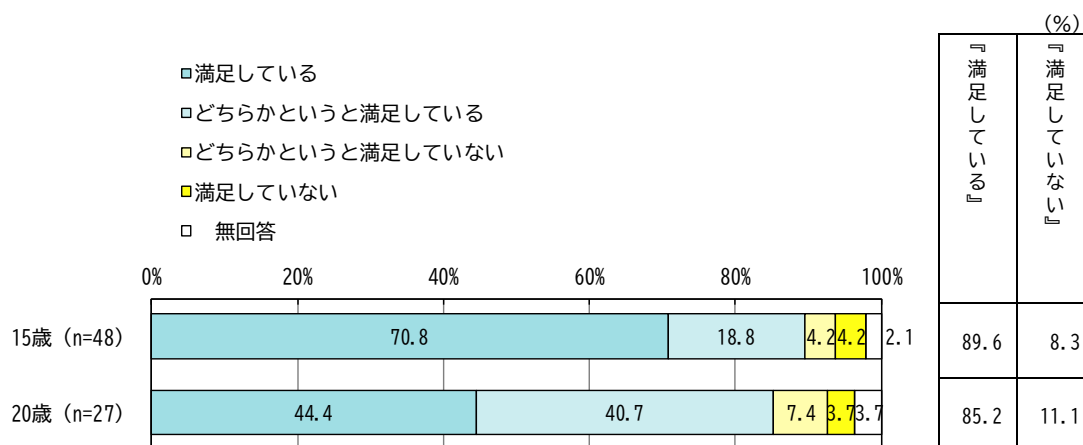


ウ 生活について

生活に満足しているか

生活に満足しているかについて、15 歳オンラインアンケート調査では、「満足している」と「どちらかという満足している」を合わせた『満足している』が89.6%、「どちらかという満足していない」と「満足していない」を合わせた『満足していない』が8.3%となっています。

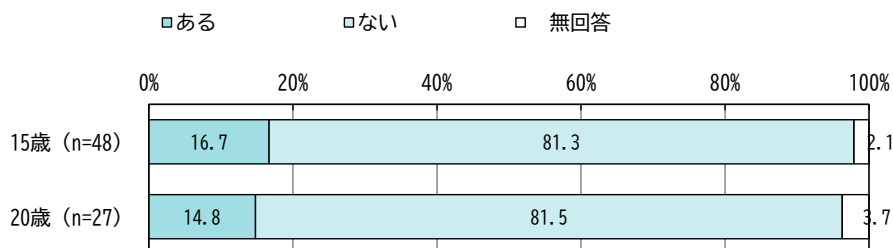
20 歳オンラインアンケート調査では、『満足している』が85.2%、『満足していない』が11.1%となっています。



ふだんの生活で困っていることはあるか

ふだんの生活で困ることはあるかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「ある」が16.7%、「ない」が81.3%となっています。

20歳オンラインアンケート調査では、「ある」が14.8%、「ない」が81.5%となっています。

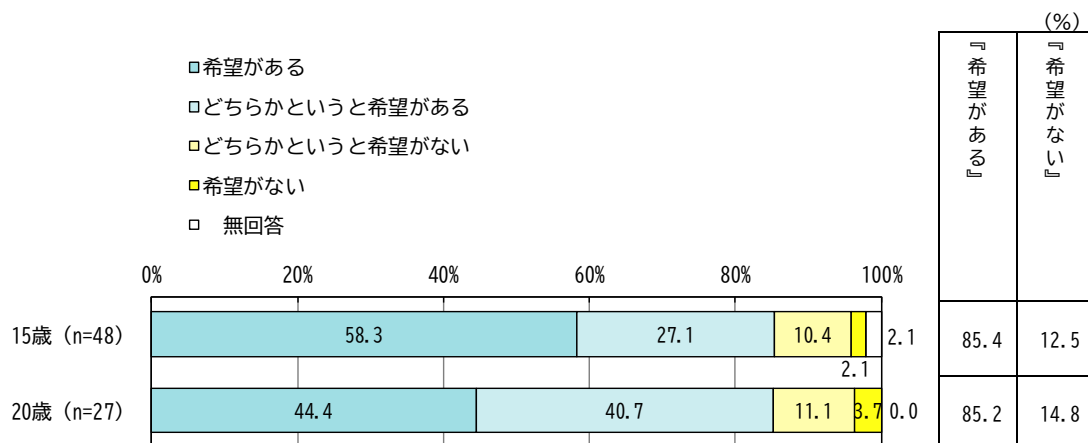


エ 将来について

自分の将来について明るい希望を持っているか

自分の将来について明るい希望を持っているかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「希望がある」と「どちらかという希望がある」を合わせた『希望がある』が85.4%、「どちらかという希望がない」と「希望がない」を合わせた『希望がない』が12.5%となっています。

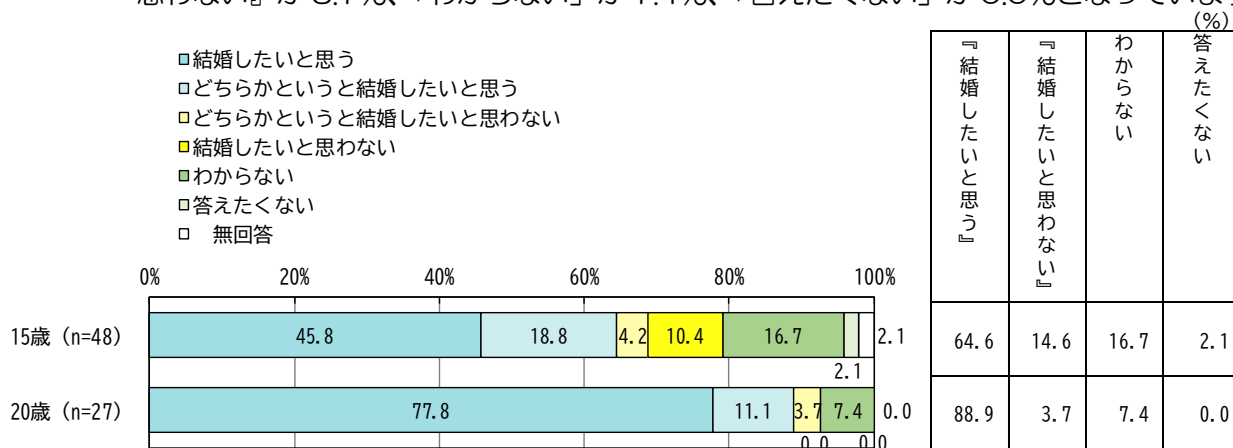
20歳オンラインアンケート調査では、『希望がある』が85.2%、『希望がない』が14.8%となっています。



将来、結婚したいと思うか

将来、結婚したいと思うかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「結婚したいと思う」と「どちらかという結婚したいと思う」を合わせた『結婚したいと思う』が64.6%、「どちらかという結婚したいと思わない」と「結婚したいと思わない」を合わせた『結婚したいと思わない』が14.6%、「わからない」が16.7%、「答えたくない」が2.1%となっています。

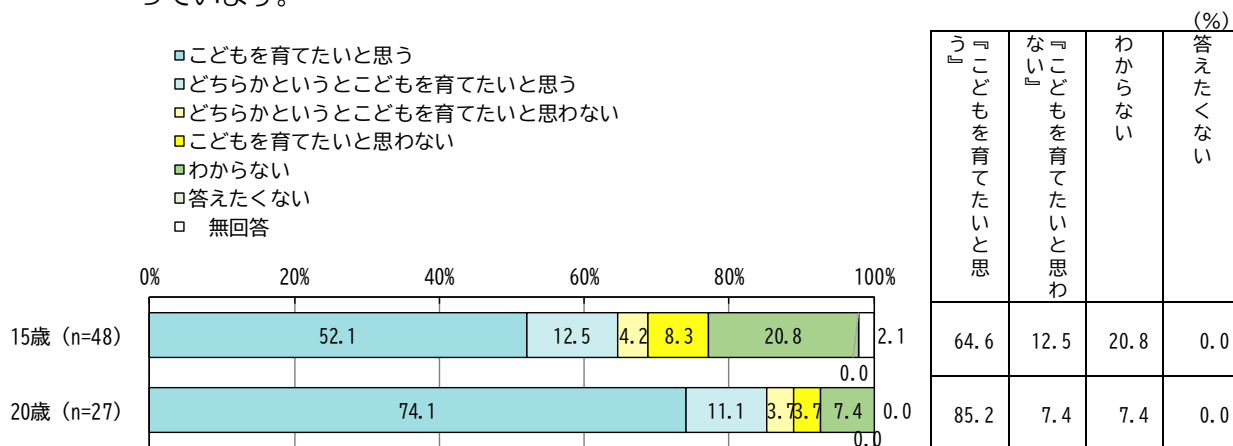
20歳オンラインアンケート調査では、『結婚したいと思う』が88.9%、『結婚したいと思わない』が3.7%、「わからない」が7.4%、「答えたくない」が0.0%となっています。



将来、こどもを育てたいと思うか

将来、こどもを育てたいと思うかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「こどもを育てたいと思う」と「どちらかというこどもを育てたいと思う」を合わせた『こどもを育てたいと思う』が64.6%、「どちらかというこどもを育てたいと思わない」と「こどもを育てたいと思わない」を合わせた『こどもを育てたいと思わない』が12.5%、「わからない」が20.8%、「答えたくない」が0.0%となっています。

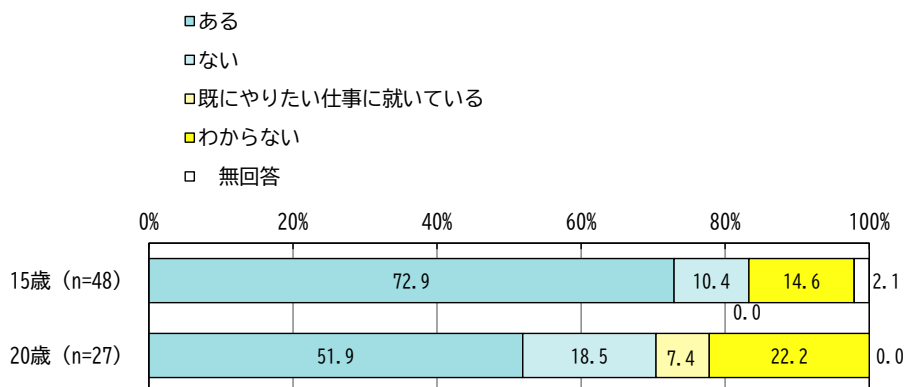
20歳オンラインアンケート調査では、『こどもを育てたいと思う』が85.2%、『こどもを育てたいと思わない』が7.4%、「わからない」が7.4%、「答えたくない」が0.0%となっています。



将来、やりたい仕事はあるか

将来、やりたい仕事はあるかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「ある」が72.9%、「ない」が10.4%、「わからない」が14.6%となっています。

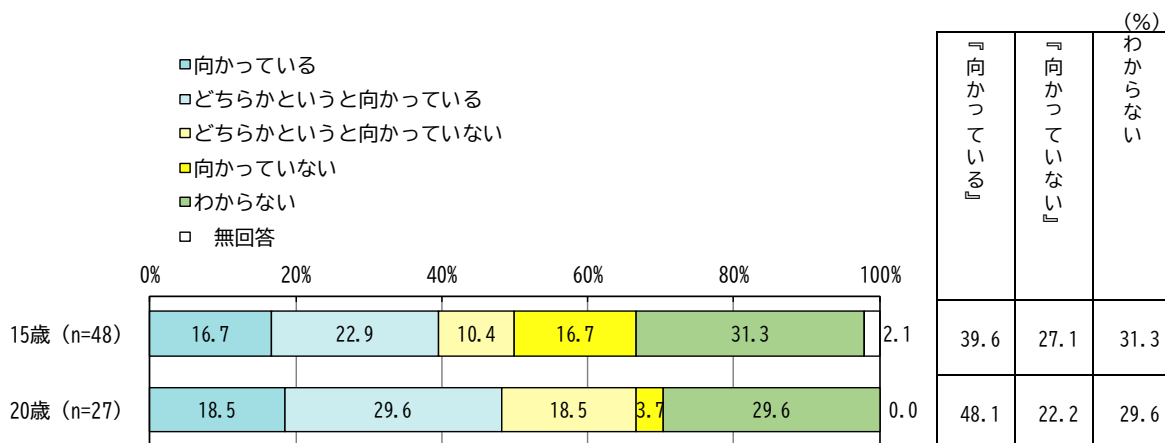
20歳オンラインアンケート調査では「ある」が51.9%、「ない」が18.5%、「既にやりたい仕事に就いている」が7.4%、「わからない」が22.2%となっています。



今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっているか

今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっているかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「向かっている」と「どちらかというに向かっている」を合わせた『向かっている』が39.6%、「どちらかというに向かっていない」と「向かっていない」を合わせた『向かっていない』が27.1%、「わからない」が31.3%となっています。

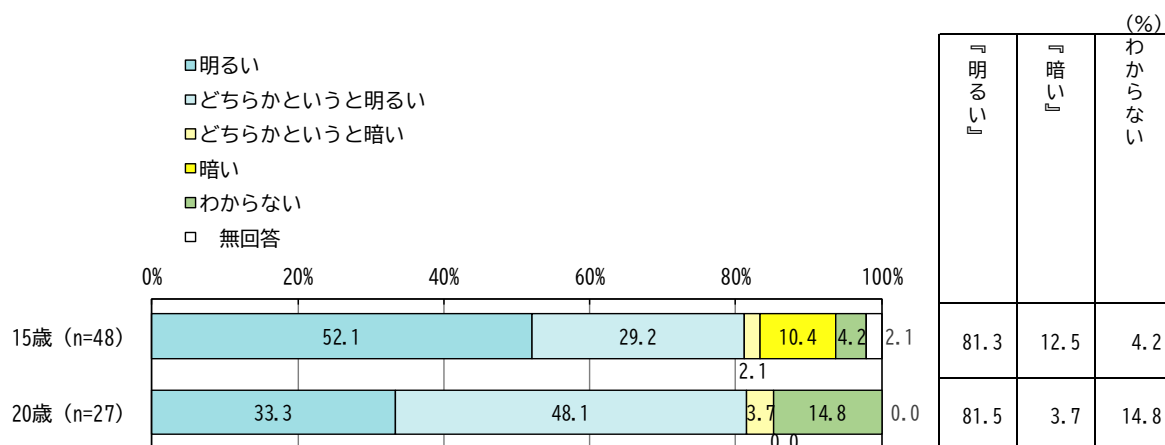
20歳オンラインアンケート調査では、『向かっている』が48.1%、『向かっていない』が22.2%、「わからない」が29.6%となっています。



玉東町の未来は明るいと思うか

玉東町の未来は明るいと思うかについて、15歳オンラインアンケート調査では、「明るい」と「どちらかというとも明るい」を合わせた『明るい』が81.3%、「どちらかというとも暗い」と「暗い」を合わせた『暗い』が12.5%、「わからない」が4.2%となっています。

20歳オンラインアンケート調査では、『明るい』が81.5%、『暗い』が3.7%、「わからない」が14.8%となっています。



3 第2期玉東町子ども・子育て支援事業計画の評価

(1)教育・保育

第2期計画の教育・保育の計画値とその実績値は以下になります。

① 1号認定

1号認定は、満3歳から5歳までの未就学のこどもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼児期の教育のニーズに対し、幼稚園、認定こども園による教育を行う事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	4	4	4	4	4
実績値(利用量)	(人)	11	12	10	4	9

② 2号認定

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、幼稚園、認定こども園、認可保育所及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	132	136	126	129	116
実績値(利用量)	(人)	126	133	127	134	121

③ 3号認定

保育の必要性の認定を受けた0～2歳のこどもに対し、認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業等による保育を行う事業です。

ア. 0歳児

年 度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	9	9	9	9	9
実績値(利用量)	(人)	15	26	27	27	15

イ. 1、2歳児

年 度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	70	64	65	64	64
実績値(利用量)	(人)	78	64	70	75	70

(2) 地域子ども・子育て支援事業

第2期計画の地域子ども・子育て支援事業の計画値とその実績値は以下になります。

① 利用者支援事業(母子保健型)

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。令和6年度から母子保健機能に児童福祉機能を併せ持つ子ども家庭センター型に変更しています。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(箇所)	1	1	1	1	1
実績値	(箇所)	1	1	1	1	1

② 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	84	83	79	80	76
実績値(利用量)	(人)	54	73	62	79	80

③ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	110	108	110	103	109
実績値(利用量)	(人)	111	111	89	100	128

④ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	5	5	5	5	5
実績値(利用量)	(人日)	0	5	54	0	0

⑤ 乳幼児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	40	40	40	40	40
実績値(利用量)	(人日)	0	0	0	0	0

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	3	3	3	3	3
実績値(利用量)	(人日)	0	2	0	3	0

⑦ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	1,644	1,536	1,536	1,500	1,464
実績値(利用量)	(人日)	231	540	540	1,080	1,200

⑧ 一時預かり事業

保育所や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	600	600	600	600	600
実績値(利用量)	(人日)	381	877	892	1,228	1,270

⑨ 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	40	40	40	40	40
実績値(利用量)	(人日)	42	33	26	58	80

⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。(ここでは就学児が対象)

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	120	120	120	120	120
実績値(利用量)	(人日)	0	6	2	77	120

⑪ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	300	300	300	300	300
実績値(利用量)	(人)	23	32	31	42	44

(3) 子ども・子育て支援に関する取り組み

第2期計画の子ども・子育て支援に関する取り組みの実施状況と評価は以下になります。

1 地域における子育ての支援

事業名	実施状況と課題
子育てグループづくり	<実施状況>----- 地域子育て支援拠点事業「つどいの広場ひまわり」で各種イベントの実施により、親同士の自然なつながりを創出する機会の提供を行いました。また、「つどいの広場ひまわり」を知らない保護者への周知も兼ねてスタッフによる訪問も行いました。 <課題>----- 新型コロナウイルスの影響で実施できない事業が増えたり、個別対応に切り替えたりしてきたことや、利用期間が育児休業中のみという利用者が増えたこともあり、コロナ禍の期間にあっては十分な交流の機会を提供することができませんでした。また、利用者が固定化してしまい、新規の方の利用がしにくい状況がありました。
情報提供の充実	<実施状況>----- つどいの広場通信を毎月発行したり、町の子育て施策について情報リーフレットをホームページへ掲載します。また、赤ちゃん訪問等の機会に配布します。 <課題>----- つどいの広場通信の内容についてイベント情報以外の内容が、親の求める情報とマッチしているのか、また、行政として伝えるべき情報になっているのか、どうしたら多くの方に見ていただくことができるのか課題です。

2 母子の健康の確保

事業名	実施状況と課題
妊産婦健康診査の実施と産婦対策の推進	<実施状況>----- 妊娠届・妊婦健康診査・産婦健診（補助）・新生児聴覚検査（補助）新生児訪問・産前産後サポート事業・産後ケア事業・3ヶ月児健診・7カ月児健診・母乳育児教室・離乳食教室等、妊娠中のから保健師・助産師等が関わりながら母子の愛着形成と子育てのサポートを切れ目なく支援しています。こどもの月齢にあわせて必要な栄養・口腔・運動発達について親が学ぶ機会を持ちながら親子の心身の健康づくりをサポートしています。令和4年1月から出産・子育て応援交付金による妊産婦のための経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施しています。 <課題>----- 令和6年5月、「保健こども課」の新設により、妊娠・出産・子育てに関する取り組みを一元的に実施する体制ができましたが、令和6年4月より設置しているこども家庭センターとの一体的な取り組み（母子保健機能と児童福祉機能の一体的な取り組み）の体制構築ができていない現状です。若年妊婦や産後うつ等の支援の必要な妊産婦をもらさない早期気づきと早期支援の体制づくりが必要です。
妊婦歯科健康診査の実施	<実施状況>----- 妊娠届時に助産師・保健師が妊娠期における口腔保健の重要性・妊婦歯科健康診査の活用や費用助成について説明し、1人1回2,000円を助成しています。 <課題>----- 健診結果をフォローする体制までは構築できていません。
乳幼児健康相談の実施、母と子の保健指導・健康指導の実施	<実施状況>----- 乳幼児期のこどもの健康をサポートする事業を切れ目なく実施できています。特に3歳児健診までの事業については継続支援ができる形が整っていますが、母親の就労に伴い参加者数は減少しています。また、3歳児健診以降は保育園において食育や歯の健康づくりの指導を行っています。 <課題>----- 母親の就労に伴い参加人数は減少している一方で父親の参加が増えています。子育てを担うのは両親であるため、両親に対しての学ぶ場の提供や知識の普及啓発が必要です。また、3歳児以降の健康支援について保育園と連携しながら実施していきます。

事業名	実施状況と課題
離乳食教室・ 幼児食教室の 実施	<実施状況>----- こどもの頃からの健康な食生活を意識した食育の展開として離乳食教室や幼児の栄養教室（ランチョンマット塾等）を実施しています。現在、保育園や食生活改善推進員の活動も行われています。また、1歳児・2歳児教室は令和5年度には参加者が少ないという理由で廃止事業となっており、現在は「子育て相談会」として、栄養や口腔の知識や情報提供が必要と思われる家庭に対して参加を呼びかけています。 <課題>----- こどもに食育推進という観点での事業整理や体制構築ができていません。また、食育推進は家庭だけではなく、地域全体で取り組むべき課題ですが、地域の中でのこどもの食育推進に係る社会資源の把握ができていない状況です。
乳幼児健康診 査の実施	<実施状況>----- 母子保健法に基づき、乳幼児健康診査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応として、健診会場の環境調整とあわせて、受付時間の設定や医師・歯科医師への事前受診対応等を実施しました。 <課題>----- 健診にて要観察となっているこどもへの支援を行っていきます。 発達支援に関しては、3歳児健診後のフォローアップの体制と就学につないでいくため連携支援体制がシステムの整備にできていません。 限られた健診の機会をとらえてこどもの成長・発達のアセスメントや適切な支援ができる母子保健のスタッフの質の確保が必要です。
幼児歯科教室 の実施	<実施状況>----- 町内保育園では、むし歯予防教室を実施し、きれいで丈夫な歯を作るためのブラッシングについてこどもたちが早期から歯科保健に対する良い生活習慣を身につけることが出来るようにしています。また、歯の染め出し後ブラッシング指導をしています。その他にも、歯にいい食べ物のクイズを行っています。町内小学校・中学校では、歯磨き教室を実施し、自分の口腔内の状況に関心を持ち自ら進んでむし歯や歯肉炎予防に努め、普段の食事から噛む力を身につける生活習慣について考える機会を与えています。20歳の歯科健診においてフッ化物洗口事業の効果について評価を行いました。フッ化物洗口の経験年数が長いほど、むし歯予防効果が現れていました。 <課題>----- 乳幼児期・学齢期におけるむし歯の保有率は低い状況ですが、歯科検診結果や事業の意見集約等の把握が出来ておらず、事業評価が出来ていません。今後は事前に事業評価を踏まえ、実施にあたる必要があります。 20歳の歯科健診におけるアンケート調査からみえてきた歯周疾患への取り組みも幼少期・学齢期から健康学習等を通じて支援していきます。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立

事業名	実施状況と課題
子育ての男女 平等啓発事業	<実施状況>----- 男女共同参画社会推進のために、男女共同参画の視点から作成した記事を広報誌に隔月定期掲載しています。 令和5年度に第2次玉東町男女共同参画計画の見直しを行うことで、改めて関係機関と調整し庁内で取り組む体制を整備しました。 <課題>----- 庁内の取り組みを周知徹底させるためには、町内会議等を設置する必要がありますが、まだ実施に至っていません。
多世代・異年 齢交流事業の 推進	<実施状況>----- 社会を明るくする運動大会やあいさつ運動等に生徒の参加を促し、交流をするとともに、社明ミニ集会では、課題となるテーマに対して、多世代・異年齢で様々な意見や解決策を提案し話し合いによる、地域社会の向上と意識啓発を行っています。 <課題>----- 参加者が限定的であるため、広く住民が参加できる機会が必要です。

事業名	実施状況と課題
保育所の整備・充実の支援	<実施状況>----- 町の人口推計等を見ながら必要量を確保し、待機児童が出ないように必要に応じて施設整備や定員の変更を行っています。 <課題>----- 町として人材確保のための取り組みを検討しています。

4 子育て世代の保護者負担の軽減

事業名	実施状況と課題
児童手当の支給	<実施状況>----- 国の令和6年10月分の手当てからの制度改正に合わせて対象者の拡大や支払回数について変更して実施しています。
子ども医療費助成事業	<実施状況>----- 0歳（出生）から18歳の誕生日後、最初の3月31日までのこども（ただし、社会保険各法における被保険者（本人）で勤労者を除く）が対象です。 保険診療による内科・歯科・調剤薬局等の一部負担金を助成します。 保険適用外の費用、第三者行為による疾病、学校等での負傷により日本スポーツ振興センター等の災害共済給付の対象となる医療費は助成の対象にはなりません。 <課題>----- 償還払い時は、直接役場窓口で申請する必要があり、オンライン化が進んでいません。
ひとり親家庭等への医療費助成の実施	<実施状況>----- 配偶者がなく、20歳未満のこどもを扶養しているひとり親家庭の父または母、ひとり親家庭の児童（18歳になった年度末（3月31日）まで）、父母のない児童（18歳になった年度末（3月31日）まで）が対象です。 申請書を提出された月の、翌月10日に指定の口座への助成金を振り込みます。 <課題>----- 助成を受けるためには、窓口での申請手続きが必要です。 制度が対象となる方へ伝わっているかの把握ができていません。
予防接種助成	<実施状況>----- こどもの命や成長に影響を与える感染症の予防を目的に、感染症発症予防のための予防接種に対して費用助成を実施しています。定期接種について、定期的な接種勧奨を行っています。任意接種についても情報提供を行いながら実施しています。 現在、大きな間違い接種や健康被害は生じていません。 また、保護者への接種時期の情報提供として、アプリを活用しプッシュ型の情報提供を実施しています。 <課題>----- 乳幼児期は、定期接種でも多くのワクチンを接種することとなります。しかし、予防接種法で定められた期間に接種が完了できていないこどもの把握ができていません。また、医療的ケア児等障がいや病気治療により予防接種ができていないこどもに対するの管理ができていません。

5 児童虐待防止対策の充実

事業名	実施状況と課題
児童虐待防止対策の充実	<実施状況>----- 要保護児童対策地域協議会にて、年1回の代表者会議、年3回の実務者会議、随時開催の個別ケース会議の三層構造にて、協議体を運営しています。虐待予防、要保護児童対策地域協議会の役割や機能を果たすための構成メンバーに対する研修会を実施しています。 <課題>----- 情報の管理体制や協議体の目的等について、協議会のメンバー全員が理解されていない現状があります。研修会や実務者会議等を通じ、正確な情報を共有し理解に努めます。

事業名	実施状況と課題
子育て世帯訪問	<実施状況>----- 令和6年4月から現時点で、3家庭が利用されています。養育に困難を抱えた保護者、こどもに対し、委託機関（産後ドゥーラ、社会福祉協議会訪問支援員）が家庭訪問にて相談対応、家事支援等を実施しています。また、保護者の負担軽減や家庭の状況把握を行いました。 <課題>----- 委託機関及び支援者を確保するための人材の発掘・育成が必要です。

6 障がい児施策の充実等

事業名	実施状況と課題
発達障がい等の疑いのあるこどもに関する支援	<実施状況>----- 何らかの発達の支援を必要とするこどもに早期に気づくために、3歳児健診前に対象児の保育園での行動観察を実施し、健診の場での家庭への支援において家庭での関わり方の把握やポイント等を伝えています。また、家庭だけではなく、日頃の生活の場である保育所等での巡回相談において、こどもの発達の経過を把握し、保育園での関わり方のポイントを伝えながら、保育園と一緒にこどもの発達を促す取り組みを実施しています。さらに、経過を見ていく中で医療機関や障害福祉サービス利用が必要と思われる場合は、保護者への情報提供や受診同行を行いながら保護者自身がこどもの発達の特性を理解できるように支援しています。 その他、保健こども課の母子保健担当と各小学校、教育委員会担当で保育参観を行い、保育園と共に情報を共有し、状況に応じて学校見学を行い、入学や進級に向けて説明をしています。 <課題>----- 発達支援が必要と思われるこどもに対しての計画的な把握の手順や就学に向けての支援体制が、システムの構築できていません。また、発達支援を担う専門的な人材の確保ができていません。今後、愛着の課題をもつこどもの反応として発達課題の様子を呈する場面が多く考えられ、こどもに関わる家庭、それを支える保育園等への支援体制について早急に考えて行く必要があります。
発達障がい児等の療育サービスの計画相談及び利用	<実施状況>----- 令和5年度の相談・利用数は、障害児相談支援が22人、児童発達支援が4人、保育所等訪問支援が2人、医療型児童発達支援が0人、居宅訪問型児童発達支援が1人でした。 <課題>----- 町内に事業所を設置する必要があります。
放課後対策事業の実施	<実施状況>----- 令和5年度は、放課後等デイサービスに14人の利用がありました。
障がい児保育の利用促進	<実施状況>----- 障がいのある児童の入所希望がある場合は園へ情報提供を行い、受け入れ体制の確保ができるよう配慮しています。また、必要に応じて保護者と園と町担当者等での打ち合わせの場を設ける等、スムーズな入園や入園後の園生活が円滑に行くようサポートしながら障がい児保育を行っています。 <課題>----- 障がいのある児童の入園について、医療的ケア児の場合のような協議の場や関係機関との連携の場がありません。また、入園後集団保育の中で発達の課題なのか愛着の課題なのか、特別な配慮を必要とする児童が出てきた時の対応についてもシステム化できていません。また、配置基準や保育士のスキルアップのための取り組みをシステム化していないため、障がい担当課と連携しながら体制を整えていく必要があります。

7 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

事業名	実施状況と課題
児童虐待防止対策の充実	<実施状況>----- 令和6年6月に虐待防止連絡協議会代表者会議を実施しました。その中で、前年度の虐待に対する支援経過・傾向等について共有し、令和6年度の協議会メンバーの顔合わせや、虐待予防・対策に向けた取り組みについての協議を行いました。 年3回を目標に要保護児童対策地域協議会の実務者会議の開催を予定しています（第1回を8月に実施）。また、協議会の実務担当者らにむけた、地域での虐待対応・要対協の意義等について共通認識を図るための研修会を実施しました。 <課題>----- 虐待対応、保護者対応等や町部局との連携の在り方等について、関係機関で共通認識を図ることに時間がかかっています。
ひとり親家庭の自立支援の推進	<実施状況>----- ひとり親家庭へのサービスや情報については、同じひとり親の家庭同士やSNSでの情報をキャッチしている状況です。令和6年度は、現況届出を利用してひとり親家庭へのニーズ調査を実施しました。また、児童家庭相談の中でひとり親へのサポートはメニューを考えて、広く利用してもらえるような取り組みが必要となっています。令和6年度は、児童育成支援拠点事業における学習支援・生活支援・食事支援等サポートできる体制を図りました。 <課題>----- ひとり親家庭へのサービスメニューの整理ができていません。 行政に対して、情報が入りにくい、相談がしにくいという問題があります。
障がい児施策の充実	<実施状況>----- 令和6年度児童発達支援センターの整備数は1箇所、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備数は2箇所、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備数は3箇所です。 <課題>----- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場がありません。医療的ケア児コーディネーターの配置もありません。

8 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進

実施状況と課題
<実施状況>----- 庁内労働組合と連携し、育児休業等制度の普及促進を実施しています。その結果、令和6年度初めて育児休業を取得する職員は約3割いました。 この他、玉東町男女共同参画社会推進懇話会委員として商工会や農業関係者（事業者）に参画いただき、仕事と子育ての両立やワーク・ライフ・バランスに関する広報、啓発活動を行っています。 <課題>----- 育児休業制度の普及促進については、制度を見える化する仕組みや、上長の理解及び働きかけが必要です。 事業所への働きかけについては、一部に留まっているため、広く周知してもらうための工夫が必要です。

9 新・放課後子ども総合プランに基づく取り組み

事業名	実施状況と課題
放課後子ども教室	<実施状況>----- 例年、町内の小学1、2年生を対象に、地域の方の協力を得て、こどもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を通し、心豊かで健やかなこどもを育てることを目的とし、週2回授業後の放課後に実施しています。 また、保護者を中心とした安全管理員の協力により児童の安全確保にも努めています。 <課題>----- 保護者を中心とした安全管理員の確保が難しい場合があります。
放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性	<実施状況>----- 放課後児童クラブは保育園2か所と保健センターの3施設で実施しており、令和3年度は106名、令和4年度は90名、令和5年度は100名、令和6年度は128名の登録数がありました。平日は学校終業から18:00まで、土曜日は8:00から12:30まで、長期休暇は8:00から18:00まで実施しており、延長利用も可能です。 放課後こども教室は町内二つ小学校で1、2年生を対象にそれぞれの小学校で実施しています。 <課題>----- 放課後児童クラブについては、小学校に空き教室がないことや支援員が保育士も兼ねているクラブがあるため小学校での実施は現実的ではありません。実施場所が物理的に離れていることもあり、放課後こども教室との連携は難しい状況です。支援員の確保が難しく体制面から年度途中での利用開始がしづらく、土曜や長期休暇期間でも校区内のクラブしか利用できないという現状です。また、オンライン化が進んでいません。 放課後こども教室と実施場所がちがうこともあり、連携が難しい状況もあります。
特別な配慮を必要とする児童への対応	<実施状況>----- 圏域での資質向上研修への参加を促し、スキルの向上を図っています。 <課題>----- 特別な配慮を必要とする児童が増加傾向にあり、それに伴う人材確保が課題です。
各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	<実施状況>----- 毎年度10月から11月にかけて、学童案内を保護者に配布しています。また、町のホームページにて常時公開しています。 <課題>----- 地域住民への周知ができているかの把握ができていません。

(4) こどもの貧困に関する取り組み

第2期計画のこどもの貧困に関する取り組みの実施状況と評価は以下になります。

基本方針1 教育の支援

① 学校教育の充実

事業名	実施状況と課題
教職員に対する啓発	<実施状況>----- 各部会（養護部会・事務連絡・校長会等）においてこどもの実態を把握し、問題点については共通理解を図り、考慮します。 <課題>----- 全職員での共通理解については学校差がみられます。
キャリア教育に関する学習	<実施状況>----- 熊本連携中枢都市圏事業による「くまもと都市圏しごと学びWEBライブ」の開催を周知し、令和5年度に玉東中学校で実施しました。また、新小学1年生にキャリアパスポートを配付しました。 <課題>----- 「くまもと都市圏しごと学びWEBライブ」の活用推進が課題です。
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	<実施状況>----- 玉東町保・小・中連携研修会で町内の保育園・小学校・中学校の関係者が合同で研修を行い、お互いの教育を理解し、教育関係者がその責務の重要性について考える機会としています。 保・小・中連携カリキュラムを作成し年齢に応じ、切れ目ない支援を行っています。 <課題>----- 保・小・中連携研修会における保育園の先生の参加について検討が必要です。

② 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

事業名	実施状況と課題
専門職の力を活用した相談体制の充実	<実施状況>----- 学校からの申請や相談に応じて、児童生徒や保護者と面談を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが介入しています。また、関係機関との連携を図り相談体制の充実を図っています。 <課題>----- 情報共有に時間がかかり早急な対応を要する場合に困難を生じることがあります。
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	<実施状況>----- こどもの貧困について、学校からの情報や関係機関からの情報を基に、福祉部門と情報を共有し支援を図っています。 <課題>----- 学校からの情報より、福祉部門からの情報の方が多い傾向にあります。それぞれの立場、目的を共通理解したうえで連携を図っていきます。

③ 地域の人材を活用した学びの場づくり

事業名	実施状況と課題
多世代交流の推進	<実施状況>----- 町内の様々なキャリアを持つ人材に依頼し、出前講座を実施しています。また、地域学校協働活動の一環として、小学生の事業所訪問や中学生の職場体験学習を行っています。 <課題>----- キャリア人材や事業所との日程等の調整に係るマンパワーが不足しています。

④ 就学前教育・保育の充実

事業名	実施状況と課題
就学前教育・保育の質の向上	<実施状況> ----- 令和6年度には、町独自で研修及び保育士がやりがいを持ちながら働き続けられる環境として何を望むか、保育士への支援者支援アンケートを実施しました。 <課題> ----- 一人ひとりに寄り添った支援が大切だと感じる一方で一人ひとりに丁寧にかかわることの難しさを感じている現場の姿が見えてきました。 職員間でのコミュニケーション・情報の共有の時間の確保や家事育児との両立できる職場環境のための人材確保は、保育の質に大きく影響します。また、配慮が必要な園児の増加も否めない中、資質向上のための研修が来ていません。
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	<実施状況> ----- 延長保育を町内2箇所の保育施設、一時預かりを玉名市の認定こども園、病児病後児保育を、玉名市と熊本連携中枢都市圏事業の病児・病後児保育施設で実施しました。 病児・病後児保育の利用料金（食事代・おやつ代は除く）の2分の1を補助します。 <課題> ----- 町内保育施設での一時預かりが年度後半になると入所希望の児童を優先してしまい、一時預かりの対応ができる保育士の確保ができていません。 また、利用予定日よりかなり前に申請が必要で、急な利用の場合の対応ができていません。

⑤ 就学支援の充実

事業名	実施状況と課題
就学援助の周知の拡充	<実施状況> ----- 小中学校事務職員研修会において就学援助の制度について説明を行い、学校を通して周知をしています。新1年生に対しては就学時健診の際に説明を行っています。 <課題> ----- ホームページへの掲載内容を充実させる必要があります。

基本方針2 生活・就労の支援

① こどもたちの居場所づくり

事業名	実施状況と課題
放課後児童クラブの内容充実	<実施状況>----- 放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組み、18:30 を超えて事業を行うクラブに対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことで、事業の質の向上、児童の安全・安心な居場所を確保します。 <課題>----- 放課後児童支援員の確保が難しく、すべてのクラブが実施できていません。
多世代交流の推進	<実施状況>----- こどもの居場所づくりを兼ねた多世代交流の推進として、福祉課の介護予防事業と学童保育のこどもたちが交流する機会が設けられる等、多世代交流の機会をそれぞれの機関が求める傾向にあります。 今後はふれあいの丘保健センターにて、地域子育て支援拠点事業「つどいの広場ひまわり」、児童育成支援拠点事業「ORANGE」、学童保育「ほっとほーぷ」、放課後等デイサービス「ほっとHOPE」や高齢者の介護予防事業等、新たな保健センターの利活用を目的に高齢者・こどもの多世代交流の機会を作っていきます。 <課題>----- 多世代交流のメリットについて、各事業担当者が意識した事業展開に取り組む必要があります。
親子で過ごせる居場所づくり	<実施状況>----- 親子関係形成支援事業にて、思春期のこどもを持つ親に向けた研修・交流の機会を設けました。同じ発達段階を持つ親同士で情報共有・交流の機会を持ちたいというニーズは高く、今後も外部講師を交えてシリーズ化して実施していく予定です。 <課題>----- 親同士の情報共有の機会を求める利用者に対し、交流の場や社会資源の周知の仕方を工夫する必要があります。また、本当に支援が必要な人へ支援が行き届いていない現状があります。

② こどもの健康・生活への支援

事業名	実施状況と課題
こどもの発育・発達の支援	<実施状況>----- 妊娠・出産・子育て期（就学前）までの「こどもの育ち」を支える母子保健事業を実施しています。妊娠届から伴走型支援を行いながら信頼関係を構築し、子育てのSOSを出しやすい相談支援を行っています。相談に対しては、こども家庭センターを設置し養育をサポートするためのサービスや資源を活用していくことを支える体制をとりました。今後は母子保健・こども家庭センターの連携の中で相談支援機能を向上させます。 <課題>----- 機能発揮するための専門職の人材の確保と相談支援と子育て支援施策・社会資源をつなげる「こどもケア会議」を実施しながら相談支援の体制構築を図ります。 また、母子保健事業における「はじめの100 か月ビジョン」の共有や係る職員の質を担保していく必要があります。こどもの育ちを支える他の関係機関との情報共有を実施しながらビジョンの共有をすることも必要です。

事業名	実施状況と課題
成長・発達段階に応じた食育の推進	<実施状況>----- 離乳食教室で、正しい知識を身につけ、こどもの発育・発達にあった離乳食の与え方を学び、離乳食の始め方や段階的な進め方、適した大きさや固さ量、味付け等食材の具体的な調理方法を体験できます。また口腔の発達段階の目安の確認が出来ます。 その他、ランチョンマット塾（両保育園年長児）の三色エプロンでは、食べ物の仲間を知り体の中でどのような働きをするかを学びます。また食育エプロンでは、食べ物の消化から排泄までの流れを学び、食品カード、絵カードで朝食の大切さ、生活リズムの大切さを伝えます。 夏休み子ども料理教室（小1～小6）では、生活リズムの大切さ、適正なおやつの摂り方、自分で食べ物を選ぶ大切さを伝えます。大型食育絵本にて食べ物の仲間について学び、食改と調理実習を体験し家庭での調理力につながる支援をします。 <課題>----- 学校と連携した食育活動を推進します。 乳幼児期から保育園までの食育推進は実施できていますが、小学生から中学生への食育の場への介入はありません。

③ こどもの将来に向けた支援の充実

事業名	実施状況と課題
【再掲】 キャリア教育に関する学習	<実施状況>----- 熊本連携中枢都市圏事業による「くまもと都市圏しごと学びWEBライブ」の開催を周知し、令和5年度に玉東中学校で実施しました。また、新小学1年生にキャリアパスポートを配付しました。 <課題>----- 「くまもと都市圏しごと学びWEBライブ」の活用推進が課題です。
職場体験の推進	<実施状況>----- 令和5年度から3日間の職場体験を実施しています。 <課題>----- 今後も受け入れ事業所の拡充が必要です。
こどもの就労支援	<実施状況>----- 児童家庭相談や生活困窮相談の中で就労支援や生活支援につながっていくケースを支援しています。児童家庭相談としての18歳で終了ではなく、その後もゆるやかにつながりながら、次の就労支援機関や障害福祉サービス相談支援機関につながります。たまな若者サポートステーションと連携しながら適性検査や心理相談等により自分にあった就労へとつながっています。 <課題>----- 切れ目ない支援体制の構築を町レベルで協議する場がありません。個別ケースとしての対応は行っていますが、全体の課題抽出や解決策を協議する機会がありません。

④ 保護者の就労支援

事業名	実施状況と課題
保護者の就労支援・ひとり親家庭等の自立支援	<実施状況>----- 生活保護等の受給による生活の安定から経済的な自立を図るために、たまな若者サポートステーション等につなげています。また、こどもに対しては、社会福祉協議会が実施する生活困窮者対策事業の学習支援を通じて学習や発達課題について支援を行っています。 ひとり親家庭等では、子育てをしながら安定した収入が得にくい就労形態となっています。 <課題>----- 就労支援に関するニーズが把握できていません。行政の相談窓口の周知もできておらず、プライバシーを保護しながらしっかり情報提供や相談ができる体制ではありません。

⑤ 保護者の健康確保

事業名	実施状況と課題
保護者の健康面に対しての専門的な対応	<実施状況> ----- 若人健診（20 歳～39 歳）、女性の健診（20 歳～39 歳）、特定健診（40 歳～74 歳）、がん検診（40 歳以上）を実施しています。 <課題> ----- 働く世代の健康課題や生活の中での健康面や食事面の現状や課題の把握ができていません。

⑥ 暮らしへの支援

事業名	実施状況と課題
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	<実施状況> ----- 児童家庭相談や社会福祉協議会が実施する生活困窮相談事業において相談対応を行っています。ひとり親家庭が、安心して生活でき、子どもたちが成長できるようサポートしていく体制づくりを行うために、令和 6 年度にニーズ調査を行いました。 <課題> ----- ひとり親家庭のプライバシーが配慮され、安心して相談できる場所がありません。また、「子育て・子育ち」をサポートするための支援策を協議できておらず、女性の自立支援やこどもの自立支援等をしっかりサポートする体制が必要です。
住まい確保のための支援	<実施状況> ----- 住まい確保のための支援はできていません。 <課題> ----- 今後、事業の実施予定はありません。

基本方針3 経済的支援

① 生活を支える経済的な支援

事業名	実施状況と課題
子育て世帯への経済的な支援	<実施状況>----- 子ども医療費（18歳まで）、保育料多子世帯軽減、副食費補助、多子世帯・ひとり親家庭の学童保育利用料補助、給食費補助といった支援を行っています。 <課題>----- 経済的支援による効果の検証や経済的支援とあわせた、こどもの育ちへの支援、こどもの体だけではなく心の育ちも含めた学びの場の提供や、相談支援体制等のバランスを図っていく必要があります。
ひとり親家庭等への経済的な支援	<実施状況>----- 配偶者がなく、20歳未満のこどもを扶養しているひとり親家庭の父または母、ひとり親家庭の児童（18歳になった年度末（3月31日）まで）、父母のない児童（18歳になった年度末（3月31日）まで）が対象です。 <課題>----- 助成を受けるためには、窓口での申請手続きが必要です。 制度が対象となる方へ伝わっているかの把握ができていません。
生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	<実施状況>----- 義務教育期間については学校教育課において低所得世帯を対象とした就学援助を実施しており、保育料については国、県に準拠し実施しています。

基本方針4 連携体制等の構築

① 相談体制の整備・充実

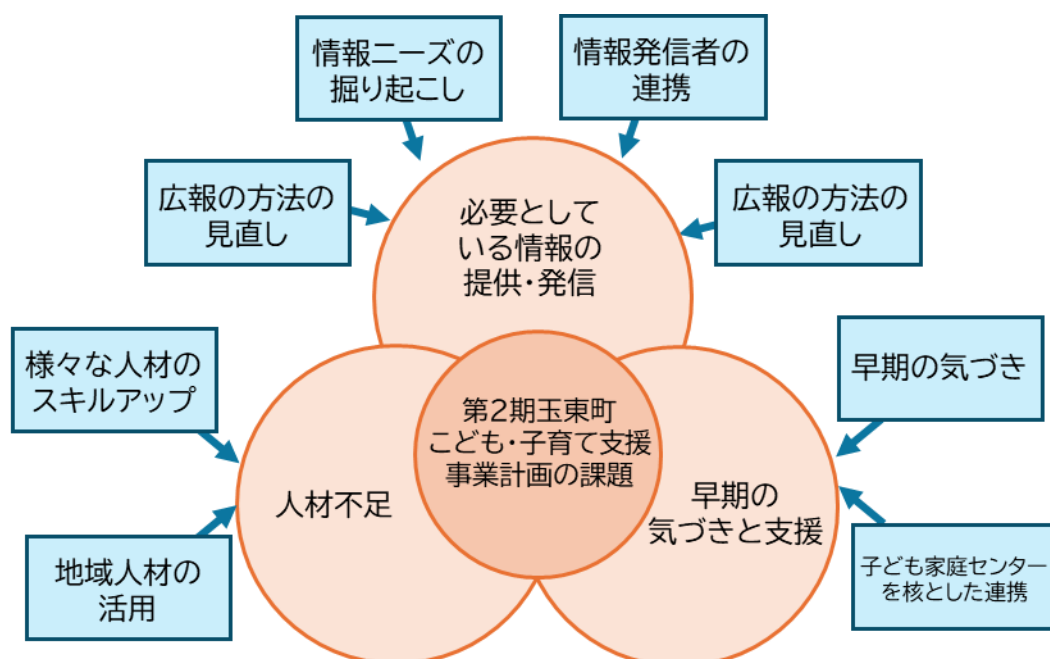
事業名	実施状況と課題
総合的な児童虐待防止の推進	<実施状況>----- 学校、保育園、住民等を通じ、気になるこどもの状況、虐待疑い等を含め情報を共有し、その後の支援方針を立て、保護者、こどもへの介入を行っています。 また、必要時には、家族の抱える課題やニーズに応じて、養育支援訪問事業、子ども見守り宅食事業等で社会資源を組み合わせ、行政サービスの提供を行っています。 <課題>----- 見守り継続の家庭に対し適切なアプローチが出来ているか、虐待予防の観点からすべての対象児童の把握ができていない状況があります。
妊娠期からの切れ目ない支援	<実施状況>----- 令和6年4月にこども家庭センターを設置し母子保健と児童福祉を一体的に支援できる体制づくりを行いました。妊娠届から始まる健康相談から出産後の育児相談、さらには学齢期のこどもの福祉に関する相談まで一貫したサービスが受けられる体制となっています。 <課題>----- 妊娠・出産・子育てをしっかりとサポートするためには、母子保健と児童福祉が連携を図りながら家庭の子育て力や経済的基盤、サポート力等をアセスメントする力が必要です。あわせて、研修等を通じてこどもや子育てに関する支援スタッフの質の向上を図ります。
相談・対応体制の充実	<実施状況>----- 令和7年1月時点でこども家庭センターの職員配置は、センター長1名、統括支援員1名（保健師）、母子保健機能（保健師2名）、児童福祉機能（社会福祉士2名）、困難ケース対応職員2名（心理士・社会福祉士）となっている。児童家庭相談業務におけるひとり親家庭やングケアラーの課題もあります。 <課題>----- 「切れ目ない支援」「どの子にも光が当たる支援」のためには、行政内の庁内連携体制の構築が必要です。保健・福祉・教育・就労等の担当部署と協議の場をもつことにより、連携体制づくりを行います。 また、庁内既存のネットワークや会議等も活用しながら対応の体制づくりを行います。

(5) 玉東町こども・子育て支援事業計画の課題とその対応

第2期玉東町こども・子育て支援事業計画での課題をふまえて、本計画で推進が必要なことを整理しました。

課題	推進しなければならないこと
必要としている情報の提供・発信	・情報を必要としている人に確実に届くように、ニーズの掘り起こしや、情報発信の方法、見せ方等の見直しを行う必要があります。 ・町や福祉事業所の情報発信者が連携して、プッシュ型の情報提供をしていく必要があります。
早期の気づきと支援	・様々な困難を抱える人に、より早く気づき、適切な支援を行うことが重要です。 ・子ども家庭センターを中心とした、ワンストップの相談窓口の整備だけでなく、周囲の人が、困難に気づき、支援につなげる柔軟な連携も必要です。
人材不足	・限りある人材を、有効に活かしていくためには、人材一人ひとりのスキルアップが不可欠です。 ・ボランティア等の地域人材のスキルアップを図り、活用することが必要です。

<課題と対応>



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

① 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

こども・若者・子育て当事者等が抱える課題に対応し、誰一人とりこぼさない・どのこども・若者にも光があたる支援を行うことが、こども・若者の健全な成長につながると考えます。

そのために本町では、こども大綱を勘案し、本町における施策や社会資源を整理し、こども・若者・子育て当事者等の意見を反映しながら本計画を策定しました。

すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的にも幸せな生活をおくることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて以下の基本理念を設定しました。

こども・若者の成長を本気で支える地域づくりへの挑戦

② 4つの基本方針

本計画は以下の4つの基本方針に基づき、取り組みを進め、基本理念である「こども・若者の成長を本気で支える地域づくりへの挑戦」を目指します。

一人ひとりのこどもが、「誕生前から幼児期までの育ち」の中で、家庭や地域、子育て支援者と関わりながら育つことにより、生涯にわたる幸福の基礎となる土台が築かれていくように支えます。

乳幼児期・学齢期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が、立ち止まりながらも自分らしく社会生活が送ることができるようになるまでを地域全体で切れ目なく支えます。

子育て期の親が、地域全体から支えられ自己肯定感をもちながら、仕事や子育て・家事ができ、子育てに伴う喜びを実感することができるように、親としての経験や学びを通じた成長を支えます。

こどもや若者、子育て当事者を支援する人がやりがいを持ち続けることができるように支えます。

2 基本目標

基本目標1 こども・若者の将来を応援します！

こども・若者の権利の尊重をはじめ、保健・医療の提供や、様々な遊び・体験の場づくりを行うこと、また、様々な環境に置かれたこども・若者を支援することはこども・若者の年齢に関わらず実施すべき重要な取り組みです。

特定のライフステージに限らず、すべてのライフステージを通して必要な支援を縦断的に実施することで、こども・若者が発達段階に関わらず、日常生活を不安なく過ごし、健やかに成長して自己実現を図れるように支援します。

基本目標2 こどもの誕生前から青年期まで切れ目のない支援を行います！

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるWell-beingの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であるとともに、社会性を育む時期です。青年期は、進学や就職等新たな環境に適応し、自らの可能性を延ばす時期です。

それぞれのライフステージにおける課題を十分に把握し、妊娠期からの切れ目のない支援の実施や、様々な体験ができる環境づくり、家庭環境等に関わらずライフイベントに係る選択を行うことができるような支援等、ライフステージに応じた支援を行います。

基本目標3 楽しみながら子育てができるための支援を行います！

子育ての当事者が、不安や孤独感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、子育てに向き合うことができるようになることは、こども・若者の健やかな成長や、子育てしやすい地域の醸成のために重要です。

子育てや教育に関する経済的な負担の軽減や、地域の中における子育て支援、共働きや共育ての推進、ひとり親家庭への支援等、子育て当事者それぞれの環境に応じた取り組みを実施することで、楽しみながら子育てができるよう支援します。

3 重点取り組み

本町はこの4つの取り組みを重点的に推進し、こども・若者が夢や希望を持ち玉東町で暮らしていくことができるようにします。

重点取り組み1 仕事と子育ての両立支援・誰でも無理なく子育てできる支援

- 育児休業復帰応援パッケージ
- 病児保育・一時保育・ファミリー・サポート・センター事業
- 学童保育
- 児童手当の拡充

重点取り組み2 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

- こども家庭センターの相談支援体制の充実
- 子育てサポート人材の発掘と育成
- 妊娠期から子育て期のプッシュ型の情報提供事業
- つどいの広場事業の充実
- 産前産後サポート・産後ケアの体制強化
- 不妊への支援

重点取り組み3 発達に特性があるこどもと家族への支援及び医療的ケア児や虐待児への支援の強化

- 乳幼児健診後の発達支援（保育園巡回相談・家族支援）
- 障がい児保育の拡充
- 5歳児相談のフォローアップ体制づくり
- 地域の障がい児支援体制の強化

重点取り組み4 寄り添った貧困・ひとり親への支援

- 児童扶養手当の拡充
- おはよう食堂による朝食提供
- ひとり親家庭へのニーズ把握の実施

4 数値目標

こども・若者の成長を本気で支える地域とは・・・

社会の中で生きていく人間として、子どもの発達において特に大切なのは、人との関わりである。乳児期において、子どもは身近にいる特定の保育士等による愛情豊かで受容的・応答的な関わりを通して、相手との間に愛着関係を形成し、これを拠りどころとして、人に対する信頼感を培っていく。また自分が、かけがえのない存在であり、周囲の大人から愛され、受け入れられ、認められていることを実感し、自己肯定感を育んでいく。

出典：一般社団法人 全国保育士養成協議会「保育所保育指針解説」

このように、こどもの育ちの根っこ、人としての土台となる「自己肯定感」。自己肯定感とは「自分を肯定する力」のことです。自分のことを大切と思えたり、自信をもって過ごせる感覚はこどもにとってとても重要なものです。

自己肯定感が高いと、意欲的に挑戦できる、失敗したときでも気持ちを切り替えることができる等、色々な挑戦と色々な経験をすることができ、そこから色々な力が育っていきます。

そして自己肯定感はコミュニケーション能力にも関係しているといわれています。自分は愛されている存在だと感じ、安心や満足感を得ることで自分以外の周りの人へ関心が広がり相手を大切にしたり関わろうとするようになります。

自己肯定感は、本来、人に備わっているものではなく、大人との関わりの中で育つもの、育てられるものです。

最近よく見る光景として、赤ちゃんをあやすお母さんの手には携帯電話があります。赤ちゃんは泣いて何かを訴えようとしています。赤ちゃんの気持ちを察し「なぜ泣いているの？おなかかすいたのかな」「眠いのかな」「おしっこかな」等、こどもの身になって言葉にしてやりとりするこのやりとりの繰り返しが自己肯定感を育てていくのです。

また、そのやりとりは、家庭だけではなく、保育園や学校、地域の中でも同じです。こどもと大人の中で育まれるのが自己肯定感です。幼児期の子育ては思春期にならないとみえてきません。こどものまわりの大人は自己肯定感を育むことができる存在でありたいと思います。

こどもの成長を本気で支える地域とは、大人がこどもをひとりの人間として尊重し、こどもに自己肯定感を育むような日常のやりとりがもてる地域だと思います。

また、その安心感の中でこども一人ひとりが育ちあい、将来に夢や希望をもっておとなになっていく道のりを支える地域だと思います。

この地域づくりの評価として、こどもの自身に自己肯定感が育まれているか、子育て中の親は子育て環境に満足しているか、地域の中でこどもの育ちや子育てを支えあっているか、こどもは将来に夢や希望を持っているかを評価の視点とし、次に掲げる評価指標を把握しながら5年間の玉東町こども計画の評価を行っていきます。

数値目標の内容	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
自分自身について		
自分には、よいところがあると思うと答えた児童・生徒の割合 ★	小学生：52.1% 中学生：6.7%	小学生：55% 中学生：55%
自分が好きと答えた人の割合 ☆	15歳：81.3% 20歳：92.6%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
自分らしさというものがあると答えた人の割合 ☆	15歳：83.3% 20歳：92.6%	15歳：90% 20歳：現状維持
自分自身のことを前向きに考えていると答えた人の割合 ☆	15歳：77.1% 20歳：92.6%	15歳：90% 20歳：現状維持
自分から考えをはっきり伝えることができると答えた人の割合 ☆	15歳：77.1% 20歳：70.4%	15歳：80% 20歳：80%
誰かの役に立っていると思うと答えた人の割合 ☆	15歳：62.5% 20歳：77.8%	15歳：80% 20歳：80%
自分には長所があると答えた人の割合 ☆	15歳：87.5% 20歳：92.6%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
自分は上手くいかないことも意欲的に取り組むと答えた人の割合 ☆	15歳：81.3% 20歳：88.9%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
打ち込んでいることがあると答えた人の割合	15歳：89.6% 20歳：74.1%	
交友関係・対人関係について		
学校や職場ですぐに友達ができると答えた人の割合 ☆	15歳：87.5% 20歳：77.8%	
身近な大人に対して安心して自分の意見を言えると答えた人の割合 ☆	15歳：79.2% 20歳：85.2%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
自分は家族から愛されていると答えた人の割合 ☆	15歳：91.7% 20歳：100.0%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
人が困っているときは、進んで助けると答えた児童生徒の割合 ★	小学生：93.8% 中学生：90.00%	小学生：現状維持 中学生：現状維持
人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合 ★	小学生：93.8% 中学生：90.00%	小学生：現状維持 中学生：現状維持
困ったときに助けてと言ったことができる人がいると答えた人の割合	15歳：93.8% 20歳：96.3%	15歳：現状維持 20歳：現状維持

※★は文部科学省実施の令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果、それ以外は本町が実施した15歳、20歳アンケートの結果になります。

※☆の項目の数値目標は「どちらかというとき～」の値を含んでいます。

数値目標の内容	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
生活について		
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある児童生徒の割合 ★	小学生：52.1% 中学生：30.8%	小学生：55% 中学生：55%
生活に満足していると答えた人の割合 ☆	15歳：89.6% 20歳：85.2%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
生活で困っていることがないと答えた人の割合	15歳：81.3% 20歳：81.5%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
将来について		
将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合 ★	小学生：56.3% 中学生：23.3%	小学生：70% 中学生：55%
自分の将来について明るい希望を持っていると答えた人の割合 ☆	15歳：85.4% 20歳：85.2%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
将来、結婚したいと思うと答えた人の割合 ☆	15歳：64.6% 20歳：88.9%	——— 20歳：現状維持
将来、こどもを育てたいと答えた人の割合 ☆	15歳：64.6% 20歳：85.2%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
将来、やりたい仕事があると答えた人の割合	15歳：72.9% 20歳：51.9%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
今の社会が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていてと答えた人の割合 ☆	15歳：39.6% 20歳：48.1%	15歳：70% 20歳：70%
玉東町の未来は明るいと感じた人の割合 ☆	15歳：81.3% 20歳：81.5%	15歳：現状維持 20歳：現状維持
子育て当事者を支える地域づくり		
町の子育て環境に満足していると答えた保護者の割合 ☆	未就学児：83.6% 就学児：81.5%	未就学児：90% 就学児：90%
地域の人に支えてもらっていると感じる保護者の割合	未就学児：84.2% 就学児：82.7%	未就学児：90% 就学児：90%

※★は文部科学省実施の令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果、それ以外は本町が実施した15歳、20歳アンケートの結果になります。

※☆の項目の数値目標は「どちらかというと～」の値を含んでいます。

※「子育て当事者を支える地域づくり」の現状値は令和5年度に実施した調査の結果です。

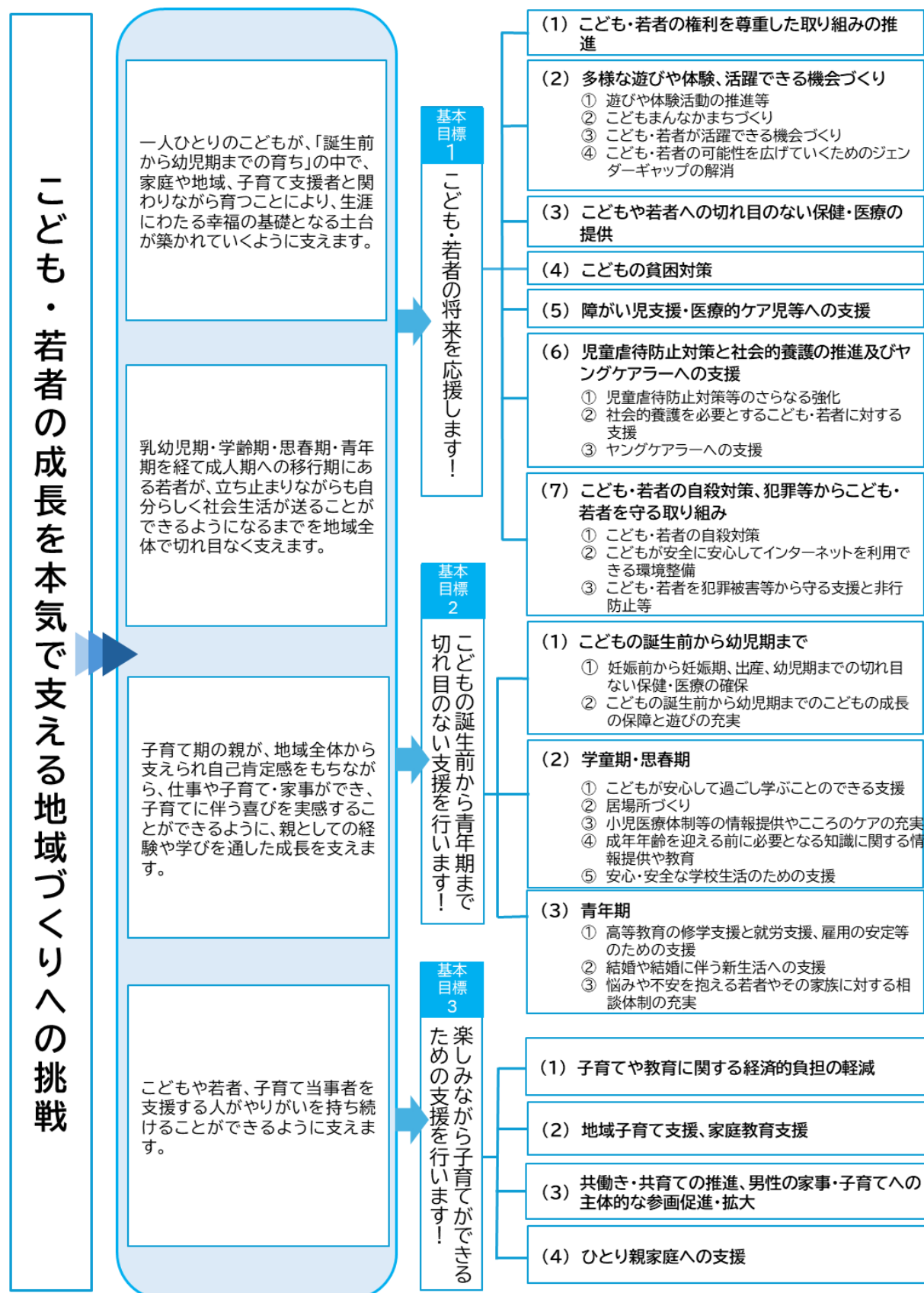
5 施策の体系

【基本理念】

【基本方針】

【基本目標】

【基本施策】



第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の将来を応援します！

(1) こども・若者の権利を尊重した取り組みの推進

- こども・若者自身が権利の主体であることの理解を深めることや、こども・若者以外の周りの大人や地域、すべての関係者がこどもの権利に関して認知し、また理解を深める必要があります。
- こどもの権利は、法律や制度の面では進展しているものの、教育格差、貧困、虐待、こどもの意見表明権の不足といった課題が依然として残っています。特にこどもの貧困や虐待の問題は深刻で、これに対するさらなる社会的支援や政策の強化が求められています。
- こども自身が自分の権利を理解し、社会に対して意見を表明できるような環境整備も必要です。こども自身の成長や発達を主体的に支援する視点を重視し、単に大人がこどもを育てる「子育て」だけではなく、こども自身の力で成長していく「子育て」の過程をサポートし、こどもを中心に考え、その権利や自主性を尊重するという理念に基づき、家庭や地域、学校等の関係機関が連携して、こどもの多様な発達ニーズに応じた支援を行うことが重要です。

<取り組み方針>

- こども基本法や子どもの権利条約に関する啓発を推進します。
- 様々な機会を通じて人権教育に取り組みます。
- こどもの参画や意見反映を進め、こどもの意見を取り入れた取り組みを推進します。
- こどもたちが自立し、人間力にあふれる大人に成長していく社会の実現を目指します。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
こどもの権利に関する情報発信	こどもの人権の相談を「こどもの人権110番」(法務省)等で行っていることを周知します。	町民生活課
福祉学習事業	小学生を対象に車いす体験や車いすバスケ等に触れ、障がいのある人への理解等の福祉学習を充実させます。	社会教育課
小学生・中学生への読み聞かせ	月に1回、小学生・中学生を対象に読み聞かせを行っており、その中で人権等のテーマを取り入れて実施します。	社会教育課
玉東町人権同和教育推進協議会	本町や荒玉管内の各種研修会に教職員が参加し、こどもへの人権教育の学びの場とします。	社会教育課
こどもの意見聴取と取り入れ	企画段階からこどもたちの意見を取り入れていくことで自己有用感や自己肯定感の向上を図ります。 また、社会の一員であるという実感を伴うような働きかけを心がけます。	企画財政課 保健こども課 (全庁的)

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

① 遊びや体験活動の推進等

- 遊びを含めた様々な体験の機会をつくり、こども・若者の将来を応援する取り組みが必要です。
- ふれあいの丘保健センターでは、母子保健事業、地域子育て支援拠点事業「つどいの広場ひまわり」、児童育成支援拠点事業「ORANGE」、学童保育「ほっとほーぷ」、放課後等デイサービス「ほっとHOPE」、介護予防事業「丘サロン」等の事業が展開される場所となっています。妊娠・出産・子育て中の子育て世代、乳幼児期から学齢期までのこども、障がいのあるこども、高齢者等たくさんの町民の方が交流し学び合っています。
- こどもが健全に成長するために基本的な生活習慣を身につけることができるように健康増進計画・食育推進計画の取り組みに基づき、健康や食育について推進する必要があります。

<取り組み方針>

- 自然体験、職業体験、文化芸術体験等の活動を推進し、こどもが様々なことを体験できるように努めます。
- 感性や想像力等が豊かなものになるように、こどもの読書活動を推進します。
- 食育の推進や健康増進の取り組みの推進により、正しい生活習慣づくりの支援を行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者等地域の人材を活用した学びの場を提供します。 また、公民館等の地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで、こどもの広い学びを支援します。	社会教育課
キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身につける学習に取り組めます。 また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択等、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	学校教育課

取り組み	内容	担当課
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、引き続き中学生等を対象に、職場体験を実施します。	社会教育課
ふれあいの丘保健センターでの事業展開	母子保健事業、地域子育て支援拠点事業「つどいの広場ひまわり」、児童育成支援拠点事業「ORANGE」、学童保育「ほっとほーぷ」、放課後等デイサービス「ほっとHOPE」、介護予防事業「丘サロン」等の交流・活動・学びの機会を活かしなが町民一人ひとりが一躍を担える地域共生社会を目指します。	保健こども課 福祉課
夏と秋の読書キャンペーンの実施	期間中に読書を一定冊数実施したこどもを表彰（広報誌掲載等）するとともに、副賞を贈呈します。	社会教育課
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を推進します。 また、学校や地域と連携した食育の取り組み等を通して、こどもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。	保健こども課
【再掲】こどもの意見聴取と取り入れ	企画段階からこどもたちの意見を取り入れていくことで自己有用感や自己肯定感の向上を図ります。 また、社会の一員であるという実感を伴うような働きかけを心がけます。	企画財政課 保健こども課 （全庁的）

② こどもまんなかまちづくり

- こどもやその保護者等が安心して、安全に利用できる公共施設や公園等を目指して、安全整備やバリアフリー化を進める必要があります。
- こどもの保護者同士や地域住民との交流の機会づくりが必要です。
- 子育てにやさしい住まいの拡充を目指した住宅支援が必要です。
- 未就学児・就学児の保護者アンケートで町に充実してほしいことを聞いたところ、「児童館等の親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」が2～3割程度（未就学児保護者：30.8%、就学児保護者：23.1%）となっており、特に未就学児の保護者から求められています。

<取り組み方針>

- こどもやその保護者等が利用する公共空間等のバリアフリー化を進めます。
- こどもを中心に考えた生活環境やこどもとその保護者等が利用しやすい空間づくりに努めます。
- 地域共生型を目指したこどもの居場所づくりを行います。
- 高齢者が地区公民館で実施しているサロン活動へのこどもや子育て世代の参加、こども食堂等のこどもの居場所となっている機会への高齢者の参加等、相互に交流し合いながら「こどもまんなか」のまちづくりを進めます。
- 住宅支援を含めた子育てにやさしいまちづくりを進めます。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
【再掲】 多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者等地域の人材を活用した学びの場を提供します。 また、公民館等、地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで、こどもの広い学びを支援します。	社会教育課 保健こども課
【再掲】 ふれあいの丘保健センターでの事業展開	母子保健事業、地域子育て支援拠点事業「つどいの広場ひまわり」、児童育成支援拠点事業「ORANGE」、学童保育「ほっとほーぷ」、放課後等デイサービス「ほっとHOPE」、介護予防事業「丘サロン」等の交流・活動・学びの機会を活かしながら町民一人ひとりが一躍を担える地域共生社会を目指します。	保健こども課

取り組み	内容	担当課
交流支援や意見聴取	地域コミュニティとの交流や子育て世代の意見を聴き、住民との相互理解が得られるような支援を行います。	企画財政課 社会教育課
子育てにやさしい住宅支援	子育てにやさしい住宅支援を提案していきます。	企画財政課
町内循環バスの利便性向上	町内循環バスの利用ルール等を、子どもを含めた地域住民が利用しやすい運行に取り組めます。	福祉課
公園整備	子どもやその保護者等が安心して、安全に利用できる公園の整備に取り組めます。	総務課

③ こども・若者が活躍できる機会づくり

- こども・若者の一人ひとりの長所を伸ばし、多様な価値観、伝統・文化への理解、外国語によるコミュニケーション能力を育成するためにも外国語の教育や国際交流を推進する必要があります。また、在留外国人のこども・若者等への個々の状況に応じた支援も必要です。
- 持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育（E S D）の推進や理数系教育等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者の育成の推進が必要です。

<取り組み方針>

- 学校教育を通じた、国際交流や国際理解教育等を推進します。
- 国際交流の機会を設け、異文化や多様な価値観や感性があることを知ってもらいます。
- 在留外国人のこども・若者等へ様々な支援を行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
国際交流事業	小学6年生児童を対象に、台湾の学校との国際交流を実施します。	学校教育課
小中学生への国際理解教育・多文化社会の推進	小学生や中学生を中心とし、国際理解教育や多文化社会の推進を実施します。	企画財政課 総務課
外国人相談窓口の設置	外国人相談窓口を令和6年度に新たに設置し、通学・通園する在留外国人のこどもに関係する人の相談に対応できる体制づくりを行います。	企画財政課 総務課
日本語指導	外国籍の児童生徒に、学校で日本語指導を行います。	学校教育課
ウクライナ避難民への支援	オレンジネットワークプロジェクトは、様々な関係機関と連携し、ウクライナ避難民の支援を実施します。 また、児童・生徒の支援としては、支援員を配置しています。	企画財政課 総務課 学校教育課

オレンジネットワークプロジェクトとは

本町では、町と NPO が共同で「Orange Network Project」を立ち上げ、ウクライナ避難民の受け入れ及び生活支援に向けた取組を進めています。このプロジェクトは、ウクライナ避難民の支援だけに留まらず、町内に住む外国にルーツを持つ方々への支援や、関わる全ての人と多文化共生社会の推進を実施しています。

④ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

- 男女平等の理念を持つこと、固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等を行い、性別にかかわらず、誰もが、可能性を広げ、望む将来に進むことができるように、男女共同参画を推進します。

<取り組み方針>

- 男女共同参画の推進、多様性に関する知識の普及啓発等を行い、こども・若者の様々な可能性を広げるための取り組みを推進します。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
広報による啓発活動と教育の実施	「広報ぎょうとう」に隔月で啓発記事を掲載しています。年間1回程度パネル展を開催し、啓発活動を行います。	総務課
法律に関する相談体制の整備	法律相談会を開催し、幅広い内容の相談を受け付けます。	総務課

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- 妊娠や育児に関して、不安や悩みに関する支援は必要不可欠です。こどもの誕生からこどもの育ちに関して、切れ目のない支援を行い、不安や悩みを持っていてもこどもの成長を楽しみに子育てができるための相談支援等が必要です。
- 慢性疾患や難病等を抱えるこども・若者への経済的な負担軽減や相談支援等を成人後も切れ目なく支援する必要があります。

<取り組み方針>

- 妊婦等に関する正しい知識やこどもの成長や発達に関する知識の普及や情報発信を行います。
- 特定妊婦等への早期支援や切れ目のない支援を行います。
- 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への経済的支援や相談対応を行います。
- 女性の健康という視点から、妊娠・出産・子育て時期の健康支援としてできることを整理します。
- 女性のホルモンバランスの変化等、女性の医療（性差医療）や健康について学ぶ機会を持ちながら、女性がいきいきと子育てと働くことを両立させることができる体制づくりとあわせて、時間のない中でもそのような学びや情報をしっかり得ることができるようなデジタルの利活用を目指します。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
女性への健康支援	女性の健康という視点で、妊娠・出産・子育て時期の健康支援を整理します。	保健こども課
特定妊婦への支援	妊娠届の面接等により把握した若年妊婦や心身の不調を訴える妊婦等に対して、保健師・助産師がきめ細やかにフォローし、関係機関と連携支援していきます。また妊娠中から産後において養育のサポートが必要な場合は、特定妊婦として登録し、こども家庭センターが中心となって関係機関との連携のもと、こどもの育ちと親の子育てを支える体制をつくります。	保健こども課

(4) こどもの貧困対策

- こどもが日々の食事に困ること、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこと、進学を諦めざるを得ない状況等、こどもの権利が貧困によって侵害されることがないように、貧困を解消し、貧困によるこのような困難をこどもが強いられることがない社会をつくる必要があります。
- こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。地域や社会全体で課題を解決する認識を持ち、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めることが重要です。
- 家庭の経済的状況にかかわらず、こどもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりがこどもたちを支え、協働しながらこどもの育ちを支える体制づくりが必要です。

<取り組み方針>

- 生活困窮をもとに多様な課題を抱えた子育て世帯に対して、よりきめ細やかな対応を行います。
- 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進め貧困の連鎖を断ち切ります。
- こどもが安心できる居場所づくりを行い、こども食堂（食支援）や学習支援等のこどもの生きる力を紡ぐ居場所づくりに努めます。
- 町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべてのこどもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
こども家庭センターの設置	令和6年4月から、こども家庭センターを設置しています。保健師・助産師・社会福祉士・心理士、スーパーバイザー等を配置し、虐待等を含む、子育て全般の相談窓口機能を強化しました。 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスとします。	保健こども課
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、関係各課が連携し、総合的なこどもの貧困対策を展開します。	学校教育課
保護者の就労支援	たまな若者サポートステーションや生活よりそい相談センター、ハローワーク、県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供、就職相談等を行います。	保健こども課
子育て世帯への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、高校3年生までのこどもの医療費の助成、多子世帯及び生活困窮世帯の保育料の負担軽減等の支援に取り組みます。 小・中学校の入学助成金として小学校 20,000 円、中学校 30,000 円を支給します。	保健こども課 学校教育課
生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	生活困窮世帯等に対して、関係機関と連携し教育資金等の貸付による支援を行います。 また、低所得者世帯等が保育施設等を利用する際の保育料の負担軽減等の支援に取り組みます。	保健こども課 学校教育課
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置等各機関の体制充実と連携強化を図ります。	保健こども課
こども食堂の支援	地域食堂補助金制度を設け、こどもの食事をサポートする団体を支援します。	保健こども課
町民・関係団体・関係機関等との連携	社会福祉協議会等(生活困窮相談)、民生委員・児童委員、消費者相談ネットワーク会議、松本学園等と連携して、貧困対策を推進します。	福祉課 総務課 税務課 保健こども課

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- 障がいのあるこども・若者、発達が気になるこどもの支援（自立支援・経済的支援）を行い、将来の自立や社会参加のための取り組みを推進する必要があります。
- 医療的ケア児等への専門的な支援が必要なこども・若者とその家族も支える地域の連携体制が求められます。
- 乳幼児期・学童期・思春期、そして就労支援等に円滑に移行するための関係者の連携は必要不可欠です。

<取り組み方針>

- 障がい特性等に応じた質の高い支援の提供とインクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを推進します。
- 児童発達支援センターとの連携を強化します。
- 保育園等への巡回支援を行います。
- 医療的ケア児、専門的な支援が必要なこども・若者及び家族支援の充実と連携体制を強化します。
- 障がいのあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実に努めます。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
発達障がい等の疑いのあるこどもに関する支援	保健こども課の母子担当と児童発達支援センターによる保育園への巡回により、状況に応じて専門医療機関等の受診や療育サービスの説明を行います。	福祉課 保健こども課
発達障がいのあるこどもを持つ親への支援	発達障がいのあるこどもを持つ親へのペアレントトレーニングや、茶話会等を開催し、前向きな気持ちで子育てできるように支援します。	保健こども課
発達障がい児等の療育サービスの計画相談及び利用	療育サービスを利用するための計画を、保護者の意向をふまえて作成し、サービスの利用を通して改善状況を確認します。	福祉課
放課後対策事業の実施	放課後における活動場所として、障がいのあるこどもが安全に遊べる環境を提供します。 【放課後等デイサービス】 障害児通所給付サービスの一つとして、就学している障がいのあるこどもに対して授業終了後又は休業日に施設に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等を行っています。	福祉課

取り組み	内容	担当課
障がい児保育の円滑な推進体制づくり	発達の特徴のあるこどもについて母子保健担当や福祉課と連携し保護者のニーズに寄り添いつつ保育園での対応やかかわり方の助言等の保育園への支援を行います。保育園、保護者、町でこどもの特性に応じた保育体制について協議します。障がい児保育事業対象児や補助金額等の見直しを検討します。また保育士研修を実施します。	保健こども課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の身体または知的・精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	福祉課
障がい児福祉手当の支給	20歳未満の政令で定める基準に該当する障がいのある児童を監護している父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	福祉課
特別支援連携協議会	発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、教育・医療・保健・福祉等の関係部局、支援学校・PTA等の関係者からなる協議会を設置しています。 本町内における特別支援教育の啓発とネットワークの形成、研修・情報提供・相談に関する総合的な支援体制の構築、その他特別支援教育推進に関する必要な事項の協議を行います。	学校教育課
重度障がい者日常生活用具給付事業	在宅の重度障がい者に対し日常生活用具の給付をすることにより日常生活における不便等の解消を図り、少しでも安心して快適に生活できるようにします。	福祉課
医療的ケア児への支援	医療的ケア児の支援にあたっては市町村医療的ケア児コーディネーターを配置し、妊娠・出産・子育て・就学・就労をサポートできる支援体制を庁内・関係機関と協議しながら構築します。 また、本児・家族の意思決定の過程を尊重しながら支援を行います。 災害時の避難行動における個別計画を作成します。	福祉課 保健こども課 学校教育課
特別支援教育支援員の配置	発達障害等、生活や学習において教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導や支援をおこなう支援員を配置しています。	学校教育課
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患をもつこどもに対し、日常生活用具の給付をすることにより日常生活における不便等の解消を図り、少しでも安心して快適に生活できるようにします。	保健こども課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

① 児童虐待防止対策等のさらなる強化

- 虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るもので、どんなことがあっても許されるものではありません。こどもが安心して心身ともに健やかに成長できるように、虐待防止対策を強化する必要があります。
- 子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。

<取り組み方針>

- 保健こども課を窓口とし、子育てに困難を抱える世帯や虐待対策の総合相談窓口とするとともに、関係者との連携強化に努めます。
- 家庭支援やこどもや親子の居場所づくりに努めます。
- 児童相談所等との連携体制強化に努めます。
- 様々な悩みを抱える方への相談体制の強化と、SOSを見逃さない体制づくりに努めます。養育をサポートできる人材の発掘・育成を行います。
- 一時保護の際にはこどもの最善の利益を保証し、こどもの意見や意向をしっかりと聞いて行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
児童虐待防止対策の充実と要保護児童対策地域協議会等との連携強化	児童虐待(障がいのあるこどもを含む)の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護等、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。	保健こども課
養育家庭制度の普及	児童虐待や養育困難等何らかの事情により家庭で生活できないこどものための社会的養護施策として、熊本県の養育家庭制度(里親制度等)の普及を図ります。	保健こども課

取り組み	内容	担当課
総合的な児童虐待防止の推進	保健こども課をこどもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。 また、必要に応じて、虐待防止連絡協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するほか、子育て世帯訪問を活用し、適切な支援を行います。	保健こども課
相談業務や子育て世帯訪問による保護者への支援	保健こども課、社会福祉協議会等において、保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じます。また、生活上の課題を抱える家庭に対し、子育て世帯訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。	保健こども課
【再掲】こども家庭センターの設置	令和6年4月から、こども家庭センターを設置しています。保健師・助産師・社会福祉士・心理士、スーパーバイザー等を配置し、虐待等を含む、子育て全般の相談窓口機能を強化しました。 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスとします。	保健こども課
玉東町虐待防止連絡協議会との連携	玉東町虐待防止連絡協議会にて関係機関と連携し情報共有、リスクアセスメントを行い、対象世帯の課題解決を目指します。 一時保護期間中は児童相談所が主となり、こどもへの支援、対応等を行います。本町での支援経過やこどもの状況等を児童相談所と共有し、連携して対応します。	保健こども課
【再掲】特定妊婦への支援	妊娠届の面接等により把握した若年妊婦や心身の不調を訴える妊婦等に対して、保健師・助産師がきめ細やかにフォローし、関係機関と連携支援していきます。また妊娠中から産後において養育のサポートが必要な場合は、特定妊婦として登録し、こども家庭センターが中心となって関係機関との連携のもと、こどもの育ちと親の子育てを支える体制をつくります。	保健こども課

② 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

- 社会的養護を必要とするすべての子どもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるための取り組みや支援が必要です。

<取り組み方針>

- 里親支援センター等の関係機関と連携し、家庭教育の必要性の周知・啓発に努めます。
- 関係機関との連携強化を行います。
- 社会的養護の経験はないが、同様な様々な困難に直面している若者の支援に取り組みます。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
家庭養育の必要性の周知	パンフレットやポスター等を通じて、家庭養育等の必要性について住民への周知を行います。	保健子ども課
【再掲】 児童虐待防止対策の充実と要保護児童対策地域協議会等との連携強化	児童虐待(障がいのある子どもを含む)の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護等、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。	保健子ども課
【再掲】 養育家庭制度の普及	児童虐待や養育困難等何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、熊本県の養育家庭制度(里親制度等)の普及を図ります。	保健子ども課

③ ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーは、こども自身や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

<取り組み方針>

- 福祉・介護・医療・教育等の関係者と情報共有・連携による早期把握・支援を行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
ヤングケアラーへの支援	高齢者を含む世帯で養育困難を抱える対象児童については、地域包括支援センターと連携しヤングケアラーの早期発見・連携支援に努めます。	保健こども課
熊本県と連携した相談支援の充実	熊本県の相談支援センターとの連携や、情報発信によるヤングケアラーへの相談支援の充実を図ります。	保健こども課

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取り組み

① こども・若者の自殺対策

- 誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進する必要があります。
- こども・若者の自殺対策として、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方やSOSの受け止め方に関する自殺予防教育及び電話やSNS等を活用した相談体制の整備や専門家等が連携し悩みを抱えるこども・若者への支援を行う必要があります。

<取り組み方針>

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、電話、メール、SNS等を活用した相談体制の整備に努めます。
- 関連機関と連携してこども・若者の自殺対策を行います。
- こども・若者に対してSOSの出し方に関する教育や自殺予防・自殺対策に関する広報・啓発を行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校やこどもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。	学校教育課
弁護士等による法律相談会の実施	熊本県市町村等自殺対策推進事業として、弁護士・司法書士による対面型無料法律相談会を実施します。	総務課
SOSに対する関係機関と連携した対応	こどもの些細なSOSを早期に発見し、こども家庭センターで対応し、必要な関係機関へとつなぎます。	保健こども課
玉東町自殺対策計画の取り組みの推進	様々な問題によるストレスを抱え、メンタルヘルスの不調を抱えているこどもや子育て中の親に対して気づき・声かけ・傾聴・つなぎ・見守りができるゲートキーパーの養成を行います。 また、こどもや子育て中の親がSOSを出すことができるように学習する機会の提供や広報啓発を行っていきます。	福祉課

② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

- こどもが適切にインターネットを利用する力を身につけ、情報をしっかりと取捨選択して利用するとともに、情報発信の際も適切に行うことができるようにすることが重要な課題です。
- インターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を阻害する有害情報もあり、こどもが安全にインターネットを利用できるようにするとともに、安全に利用できる能力習得の支援、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進等、安全・安心にインターネットを利用できる環境整備に取り組む必要があります。
- 小学生からプログラミング教育が始まることや、令和7年大学入試共通テストにおいて新たに「情報Ⅰ」が出題科目となることから、情報処理能力等の重要性は高まっています。

<取り組み方針>

- こどもが適切にインターネット等を利用できるように教育や啓発を行います。
- ペアレンタルコントロールやフィルタリング利用の推進を行います。
- こどもから大人まで幅広い世代の情報リテラシー等の習得・向上支援を行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
町有施設に設置するフリーWi-Fiの安全性の確保	フリーWi-Fi利用時に不正アクセス利用を行うことができないよう対策を講じます。	企画財政課
情報リテラシー講習会の実施	町が主体となり、若い年齢層から高齢者等の幅広い世代に向けた講習会等を開催し、住民の情報リテラシーを高めます。	企画財政課
インターネットの利用等に関する講習会の実施	学校やPTAの行事等の際に、「親の学び」を実施し、こどものインターネット利用ルールの設定やフィルタリング、インターネットを介した犯罪被害の実態等の講習を必要に応じて行います。	社会教育課

③ 子ども・若者を犯罪被害等から守る支援と非行防止等

- 年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれた子ども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識であり、子ども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすい取り組み、被害当事者への支援、継続的な啓発活動を実施する必要があります。
- こどもの命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保しこどもが健やかに育つ環境づくりのため、防犯・交通安全対策、防災対策等を進める必要があります。
- 子ども・若者の非行防止や非行・犯罪をしないための教育等を実施し、健全な成長につなげる必要があります。
- 近年、こども家庭センターのケースで「非行相談」として受理・対応しているケースは〇件ですが、相談が必要な際に相談できる窓口は必要です。

<取り組み方針>

- 今後、性犯罪・性暴力対策のため支援体制や相談体制強化を検討します。
- インターネットを含む防犯、交通安全対策等を行います。
- 家庭や子どもに関わる施設等での防災対策を推進します。
- 学校等で防犯、交通安全、防災教育等の安全教育等を推進するとともに、こどもの安全対策に関する保護者への周知・啓発を図ります。
- こどもや若者の非行防止や自立支援のための取り組みを推進します。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
【再掲】インターネットの利用等に関する講習会の実施	学校や PTA の行事等の際に、「親の学び」を実施し、こどものインターネット利用ルールの設定やフィルタリング、インターネットを介した犯罪被害の実態等の講習を必要に応じて行います。	社会教育課
通学路安全点検会議の実施	児童・生徒の通学路の危険を検討し、改善策を話し合う会議を実施します。	学校教育課 建設課 総務課 保健こども課
防災対策	大雨や台風等の自然災害から命を守るための防災行動計画「マイタイムライン」の作成及び普及啓発に努めます。	総務課

取り組み	内容	担当課
非行・犯罪に及んだこどもの相談支援	相談窓口としてこども家庭センターが相談支援を担い、必要な支援機関へつなぎます。	保健こども課
防犯パトロールの実施	地域、警察、学校等と一緒に、児童・生徒への非行・犯罪防止の見守りを行います。	総務課
社会を明るくする運動大会	非行・犯罪の防止や非行・犯罪を行った人の社会復帰等に関しての学びを設けます。	社会教育課
あいさつ運動の実施	駅前や学校であいさつ運動を実施し、こども・若者の非行防止や社会とのつながりを持つ機会を作ります。	社会教育課
補導活動の実施	補導活動を実施し、こども・若者の非行防止を行います。	社会教育課

基本目標2 こどもの誕生前から青年期まで切れ目のない支援を行います！

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

- こどもの誕生から幼児期までは、こどもの将来を左右する最も大事な時期です。こどもの育ちを社会全体でしっかりと支えるとともに、こどもだけではなく保護者にも目を向け、Well-beingの向上を目指す必要があります。また、子育てだけに注目するのではなくこどもの育ちに係る質の担保が必要です。
- すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、出産前から子育て期にかかるまで切れ目のない子育て支援等を行うこと、加えて、保健・医療の確保や相談体制の強化を図る必要があります。

<取り組み方針>

- 一人ひとりの状況に応じた妊娠・出産に関する情報提供や支援につなげていくサポートを母子保健やこども家庭センターが実施し、出産後もこどもの養育へのサポートが切れ目なくできるような体制づくりを行います。
- 妊娠前から正しい知識の普及や相談体制の確保に努めます。
- 妊娠時・妊娠期における支援及び、出産後のケアの提供体制の確保に努めます。また、医療と母子保健の連携によるきめ細やかな支援に努めます。
- 伴走型の支援やブッシュ型の様々な支援や関係機関等との連携を行い、妊娠前から妊娠期、出産から産後まで支援します。
- 新生児聴覚検査等による障がいの早期発見・療育のための取り組みを推進します。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
【再掲】 こども家庭センターの設置	令和6年4月から、こども家庭センターを設置しています。保健師・助産師・社会福祉士・心理士、スーパーバイザー等を配置し、虐待等を含む、子育て全般の相談窓口機能を強化しました。 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスとします。	保健こども課

取り組み	内容	担当課
妊産婦健康診査の実施と産婦対策の推進	妊娠・出産の支援や、生まれてくるこどもの健康の確保を推進します。 妊婦健康診査、産婦健康診査費用助成、新生児聴覚検査費用助成等を実施します。	保健こども課
妊婦歯科健康診査の実施	妊婦を対象に、歯科健康診査の費用を一部助成します。 また、母子手帳交付時等において受診勧奨を行います。	保健こども課
乳幼児健康相談の実施、母と子の保健指導・健康指導の実施	乳幼児の発育・離乳食・むし歯予防等について、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員による、きめ細かい保健指導や育児相談を実施します。あわせて、ニーズに応じた助言・指導が実施できるよう、職員間の資質向上に努めます。	保健こども課
離乳食教室・幼児食教室の実施	離乳食・幼児食の実習と試食および栄養についての学習のために、前期離乳食教室、後期離乳食教室、1歳児教室、2歳児教室等を実施します。	保健こども課
こどもの発育・発達の支援	すべてのこどもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査等の母子保健施策の取り組みを推進します。 また、発達・発育に課題を抱えているこどもの支援の充実に取り組みます。	保健こども課
予防接種助成	定期予防接種の助成を行います。	保健こども課
保護者の健康面に対する専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。 また、保健師等による訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。	保健こども課
【再掲】相談業務や子育て世帯訪問による保護者への支援	保健こども課、社会福祉協議会等において、保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じます。また、生活上の課題を抱える家庭に対し、子育て世帯訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。	保健こども課
生活の安定のための支援	法律相談会や生活相談会等により生活の安定のための伴走型支援を行います。	総務課

取り組み	内容	担当課
こどもや子育て支援者の研修会の実施	母子保健スタッフ、保育士、様々な機関の子育て支援者が、こども一人ひとりを「むぞがる(愛情をもって育てる)」姿を共有し、学び合うことができる研修会等を実施します。	保健こども課
0～1歳の子育て応援パッケージの構築	妊娠期から生後1年までの子育て支援サービスを整理し、プッシュ型での情報提供をしながら経済的な支援と相談支援が一体的にできる、他の事業と連動した支援体制を構築します。	保健こども課
予期せぬ妊娠等で悩む女性への支援	予期せぬ妊娠等による悩みや葛藤を経験している女性に、プライバシーが守られた中で相談できる体制をつくり女性の支援を行います。	保健こども課
新生児聴覚検査やマススクリーニング検査等の拡充	母子保健における心身の健やかな成長・発達をサポートするための新生児聴覚検査やマススクリーニング検査等の拡充に努めます。	保健こども課

② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- こどもの誕生前から幼児期までの育ちを切れ目なく保障する必要があります。
- 待機児童対策に取り組むこと、地域子ども・子育て支援事業の充実に努める必要があります。
- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、こどもが安全・安心な教育・保育の環境と質の向上に取り組み、特別な配慮を必要とするこどもを含めて健やかな成長を支えていく必要があります。
- こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続に取り組む必要があります。
- 保育士等の育成・確保、処遇改善、現場負担軽減等を検討し取り組み、質の高い教育・保育を提供する必要があります。

<取り組み方針>

- 教育・保育の受け皿の確保、質の向上、安全・安心な環境整備を行います。
- 地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。
- 一時預かり事業、乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）のニーズに応じた事業の実施および利用したいときに利用できる量の確保方策等について検討を推進します。
- 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続に取り組みます。
- 特別な配慮を必要とするこどもへの支援の充実に図ります。
- 保育士が保育業務に集中できる環境づくりを行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。	保健こども課
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等の保育サービスの充実に取り組みます。	保健こども課

取り組み	内容	担当課
病児保育の充実	本町内に対応できる施設がないため、玉名市(委託)と熊本連携中枢都市圏事業の病児保育施設で実施します。 施設の利用料金(食事代・おやつ代は除く)の2分の1を補助します。	保健こども課
保育の受け皿の確保	保育ニーズや待機児童の状況を確認しながら、保育の受け皿について量の見込みを把握するとともに、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行います。	保健こども課
就園前の親子の交流する場、相談できる場の提供	地域子育て支援拠点事業「つどいの広場ひまわり」で就園前の親子の交流の場として知り合う場、交流する場、相談できる場の提供を行います。 また、講習会を通じて必要な知識等の習得の場を提供することにより安心感をもってこどもの成長を喜び合える相談しあえる場を提供します。	保健こども課
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	こどもの成長を切れ目なく支援するために、保育園・小学校・中学校の連携を今後も密に行い、こどもの育ちと学びを推進します。	学校教育課 保健こども課
【再掲】障がい児保育の円滑な推進体制づくり	発達の特性のあるこどもについて母子保健担当や福祉課と連携し保護者のニーズに寄り添いつつ保育園での対応やかかわり方の助言等の保育園への支援を行います。保育園、保護者、町でこどもの特性に応じた保育体制について協議します。障がい児保育事業対象児や補助金額等の見直しを検討します。また保育士研修を実施します。	保健こども課
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援を行います。 また、これに併せた療育体制の確保を行います。	福祉課
保育補助者の活用	保育士が保育業務に集中して取り組み、負担軽減ができるように保育補助者を雇用した場合の費用の補助を行います。	保健こども課
子ども誰でも通園制度の受け皿整備・確保	令和8年度からニーズに応じた受け皿を確保します。	保健こども課

(2) 学童期・思春期

① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる支援

- 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期です。
- 自らのことを客観的に捉えられるようになり、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身につける時期でもあります。
- こどもが安心して学ぶことができるような環境づくりと、家庭や地域が連携して学校をつくり、こどもにとってより良い教育環境をつくっていく必要があります。

<取り組み方針>

- 学校を核とした地域づくりや寺子屋学習塾等の学びの場の提供等を推進します。
- インクルーシブ教育の推進と特別な配慮が必要なこどもへの支援を充実させます。
- 学校や地域でのこどもの体力向上と部活動の地域連携や地域移行の取り組みを推進します。
- 食育、道徳教育、情報モラル教育、薬物乱用防止教育等の教育を行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
寺子屋学習塾・地域未来塾	児童(寺子屋)・生徒(地域未来塾)を対象に火・木(未来塾は木曜のみ)を実施し、家庭学習の習慣化及び学びの場の提供を行っています。	社会教育課
中学校部活動の地域展開(社会体育)	国の地域運動部活動推進に基づき、令和7年度から中学校部活動を地域の社会体育とし、誰もが気軽にスポーツや文化に触れる機会を継続していきます。	社会教育課

取り組み	内容	担当課
【再掲】 特別支援連携協議会	発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、教育・医療・保健・福祉等の関係部局、支援学校・PTA等の関係者からなる協議会を設置しています。 本町内における特別支援教育の啓発とネットワークの形成、研修・情報提供・相談に関する総合的な支援体制の構築、その他特別支援教育推進に関する必要な事項の協議を行います。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費制度	教育の機会均等の趣旨にのっとるとともに、障がいのあるこども（小学校、中学校）の保護者の経済的負担の軽減を行います。 また、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、就学のため必要な経費について2分の1補助を行います。	学校教育課
【再掲】 成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を推進します。 また、学校や地域と連携した食育の取り組み等を通して、こどもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。	保健こども課
【再掲】 特別支援教育支援員の配置	発達障害等、生活や学習において教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導や支援をおこなう支援員を配置しています。	学校教育課

② 居場所づくり

- こども・若者が年齢を問わず、お互いに人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるような環境づくりが必要です。
- こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童健全育成事業の安定的な整備が必要です。

<取り組み方針>

- こどもの居場所づくりを推進します。
- 既にあるこどもの居場所での取り組みの強化を検討します。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実に努めます。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
放課後児童クラブの充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。	保健こども課
放課後児童支援員等处遇改善等事業	職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことで、事業の質の向上、児童の安全・安心な居場所を確保します。	保健こども課
放課後子ども教室の実施	それぞれの小学校で地域の方や保護者の方の協力を得ながら、こどもたちが放課後を安全に過ごせる居場所づくりとして実施しています。	社会教育課
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、町内に居場所となる場（児童育成支援拠点事業「ORANGE」）を開設します。 児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、食事の提供、生活習慣の形成や学習支援、相談支援を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を包括的に提供し、虐待防止や、児童の健全な育成を図ります。	保健こども課

取り組み	内容	担当課
放課後児童クラブ 障害児受入推進 事業	障がいのあるこどもの受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置します。	保健こども課
障害児受入強化 推進事業	3人以上の障がいのあるこどもを受け入れる場合に、受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置し、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図ります。	保健こども課
【再掲】 放課後対策事業 の実施	放課後における活動場所として、障がいのあるこどもが安全に遊べる環境を提供します。 【放課後等デイサービス】 障害児通所給付サービスの一つとして、就学している障がいのあるこどもに対して授業終了後又は休業日に施設に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等を行っています。	福祉課
【再掲】 寺子屋学習塾・地 域未来塾	児童(寺子屋)・生徒(地域未来塾)を対象に火・木(未来塾は木曜のみ)を実施し、家庭学習の習慣化及び学びの場の提供を行っています。	社会教育課
【再掲】 こども食堂の支援	地域食堂補助金制度を設け、こどもの食事をサポートする団体を支援します。	保健こども課

③ 小児医療体制等の情報提供やこころのケアの充実

- こどもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図る必要があります。
- 医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図る必要があります。
- 性と健康に関する教育や普及啓発、相談支援や予期せぬ妊娠等への適切な相談支援の充実も必要です。

<取り組み方針>

- 休日や夜間の小児医療体制の充実に努めます。
- 医療的ケア児を含む小児医療における医療・保健・福祉の支援の充実、連携強化に努めます。
- 予期せぬ妊娠等の相談については個別面談等を行い、必要な機関につなぎます。
- 予期せぬ妊娠等への相談支援、学校と連携した性教育について支援の方法を検討します。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
休日・夜間の小児救急医療体制	休日・夜間の小児救急医療体制は、くまもと県北病院の救急外来で対応を行います。	保健こども課
医療的ケア児に関する関係機関への支援	熊本県医療的ケア児支援センターと連携しながら、医療的ケアに関係する機関への支援を行います。	保健こども課

④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- こども・若者が社会で自立し、社会のコミュニティで連携・協働しながら生き抜き、地域のことも考えて、社会の一員として暮らしていけるような力を養う必要があります。
- 若者が責任をもって判断し、行動できるように教育機関や関係団体と連携・協働し教育する必要があります。
- こども・若者が、学びと将来とのつながりを意識し、将来の夢のために必要となる能力等を身につけるための取り組みが必要です。

<取り組み方針>

- 選挙・政治、消費者教育、金融経済等に関して学ぶことができる場を提供します。
- 社会的自立に向けた教育等を行います。
- 将来の夢の実現のために必要な学びの場を提供します。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
消費者教育の実施	町内の小学生・中学生に対してお金の使い方や役割を学ぶワークショップを実施します。	総務課
租税教室の開催等	小学6年生を対象に、税金が何に使われているのか税金がなくなるとどうなるのか等のクイズやDVDを使って楽しく学び、税金を自分のこととして考える機会を持つことで納税の大切さを学びます。 また、中学生を対象として税に関する作文を募集し、税について考える機会を提供します。	税務課
主権者教育	選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成するため、中学生を対象に「子ども議会」を開き、今後の町づくり等について話し合い、政治に関心を持つ場を設けます。	総務課 学校教育課 議会事務局

⑤ 安心・安全な学校生活のための支援

- いじめや不登校、ひきこもり等の様々な悩みを抱えるこどもや若者への相談先の確保や安心して過ごせる場所の提供等が必要です。
- 高校中退を予防するとともに、高校を中退したこどもへの相談支援等を充実させる必要があります。

<取り組み方針>

- いじめ対策等に関する連携体制の強化を図ります。
- インターネットでのいじめ等を含め、いじめを未然に防止するための教育や取り組みを推進します。
- 不登校の児童・生徒への多様な学びの場の確保、教育を受ける機会の確保に努めます。
- 不登校の児童・生徒の支援体制の整備とアウトリーチの強化を推進します。
- こども家庭センターを軸として高校中退予防、高校中退後の支援を強化します。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
いじめ対策等に関するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	学校と情報共有、連携を図り、加害者、被害者双方支援を行います。 また、学校での再発防止の手立てや支援について専門的見地から支援を行います。	学校教育課
家庭への支援関係機関との連携	いじめ問題に家庭背景を含む課題が見受けられることがある時には、関係機関と連携し対応を行います。	保健こども課
拡大不登校対策委員会	学校を中心として拡大不登校対策委員会を実施し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関職員も参加し、情報共有や今後の支援について検討を定期的に行い、いつでも相談できる体制を構築します。 また、不登校児童生徒や保護者と面談を行い、家庭訪問やアセスメントによる不登校改善に向けた支援を行います。	学校教育課

取り組み	内容	担当課
【再掲】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、町内に居場所となる場(児童育成支援拠点事業「ORANGE」)を開設します。 児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、食事の提供、生活習慣の形成や学習支援、相談支援を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を包括的に提供し、虐待防止や、児童の健全な育成を図ります。	保健こども課
児童育成支援拠点の周知	不登校の背景には家庭環境、いじめ、発達特性等複雑な課題が絡んでいることを念頭に、選択肢の一つとして児童育成支援拠点の周知を行います。	学校教育課
義務教育終了後のこどもの状況把握	高校生に向けた支援について、義務教育終了後の支援が手薄になる現状を踏まえ、こども家庭センターで玉名管内高校の養護教諭と情報交換会を今後も実施します。	保健こども課
高校中退者への支援	高校中退した児童に対して、たまな若者サポートステーションと連携して切れ目ない支援を行います。 また、玉名管内の高校に対し、こども家庭センターの相談機能について周知します。	保健こども課

(3) 青年期

① 高等教育への修学支援と就労支援、雇用の安定等のための支援

- こども・若者が家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンス確保できるよう、高等教育段階の修学支援を実施する必要があります。
- 就職活動段階においては、早期離職防止やキャリア形成のための職業能力を培うことができる支援を行う必要があります。
- 就労（経済的自立）という視点で社会資源を整理しながら連携体制が必要です。

<取り組み方針>

- こども・若者の高等教育への就学支援を検討します。
- 経済状況にかかわらず、こども・若者が高等教育を受けることができるように支援します。
- 自立のための就業支援や、地域若者サポートステーションと連携しながら職業能力支援や就職の斡旋等を行い、就職活動をサポートします。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
こどもの就労支援	すべてのこどもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得、キャリア相談、情報提供等を必要に応じて行います。	保健こども課
就労支援等による経済的な自立支援	児童家庭相談や生活困窮相談等から繋がってくる若者や子育て世代の相談に応じ、生活保護の受給につなぎながら、あわせて経済的な自立のために医療や福祉等の相談に繋がります。その中で仕事とのマッチングにおいて「たまな若者サポートステーション」や「就労支援サポートセンターきずな」等の就労をサポートする関係機関へつなぎます。 また、就労後も定期的な会議をもちながら、状況の変化を共有しながら長く仕事が続けられるようにサポートしていく体制を取ります。	保健こども課
奨学金貸与制度	経済的な理由で就学が困難な学生に無利子で奨学金を貸与します（要件有）。 進学を選択を広げるため、入学一時金や就学資金を貸与し、金銭面のサポートを行います。	学校教育課

② 結婚や結婚に伴う新生活への支援

- 男女の出会いをサポートする支援や結婚により新たな生活を始める夫婦を応援する取り組みを行う必要があります。

<取り組み方針>

- 結婚を望む人のために出会いの機会や出会いの場をつくれます。
- 結婚に伴う新生活のスタートアップ支援を行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
結婚活動支援事業	有明広域行政事務組合が運営する、荒尾・玉名地域結婚サポートセンター通称(KOIBANA)で出会いから結婚までのサポートを行います。	企画財政課
結婚新生活支援事業	新婚世帯の新生活のスタートに向けて家賃補助や引っ越し費用を補助します。	企画財政課

③ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- ひきこもり等、様々な悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する自立のための支援や相談体制の充実を図る必要があります。

<取り組み方針>

- 若者の不安や悩みに対して、たまな若者サポートステーションと連携して相談対応や自立のための支援を行います。
- ひきこもり支援の情報の周知・啓発に努めます。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
たまな若者サポートステーションによる相談支援	「たまな若者サポートステーション」を相談窓口とし、若者の相談支援を行うとともに、家族への支援を行います。	保健こども課
児童家庭相談からの継続的な支援体制の構築	児童家庭相談から継続的に支援していくためにライフステージにそった支援体制を整理し、こども家庭センターと関係機関の連携体制を構築します。	保健こども課

基本目標3 楽しみながら子育てができるための支援を行います！

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- 子育て世帯の子育てや教育に関する経済的な負担軽減のため、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する必要があります。

<取り組み方針>

- 幼児期から高等教育段階まで必要な経済的支援を着実に実施します。
- こどもの医療費の負担を軽減します。また、町の独自の経済的な支援を行います。
- 制度の情報発信等により周知に努めます。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
児童手当の支給	児童手当(県・国制度)の適正・迅速な支給を実施します。	保健こども課
こども医療費助成事業	0歳から高校3年生までのこどもがいる世帯に対して、医療費を助成します。	保健こども課
様々な経済的な支援	出産子育て応援交付金、児童手当等国の施策にとどまらず、出生祝い金、就学前教育・保育施設における副食費の補助、子ども医療費の助成、小・中学校の入学助成金として小学校 20,000 円、中学校 30,000 円を支給する等、町独自の経済的支援について財政状況を勘案しながら今後も継続していきます。	保健こども課 学校教育課
義務教育期間の給食費補助	義務教育期間の給食費の補助を行います。	学校教育課
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報誌やホームページの活用等、町民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。	学校教育課

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域子育て支援の充実や、虐待予防の観点からすべてのこどもと子育て家庭のためのニーズに応じた支援を推進する必要があります。
- 子育て家庭の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンライン型やプッシュ型の情報提供を行うことも重要です。また保護者に寄り添った家庭教育の推進により、保護者も含めた切れ目のない支援を行う必要があります。
- こどもの親としての関わり方の工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を適切に伝え、体罰によらない子育てに関する啓発を進める必要があります。
- 町が主催する講座や講演会の時の託児等の支援を検討し、多くの保護者が気軽に参加できる環境を整える必要があります。

<取り組み方針>

- 地域子ども・子育て支援事業を推進します。
- 子育て家庭を支えることができるようにニーズを把握し、必要に応じた様々な子育て支援に取り組みます。
- プッシュ型の情報発信により、必要な人に必要な情報が行き届くように発信します。
- 適切な子育てに関する情報（体罰によらない子育て等）の発信や保護者に寄り添った家庭教育の支援を推進します。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
【再掲】ふれあいの丘保健センターでの事業展開	母子保健事業、地域子育て支援拠点事業「つどいの広場ひまわり」、児童育成支援拠点事業「ORANGE」、学童保育「ほっとほーぷ」、放課後等デイサービス「ほっとHOPE」、介護予防事業「丘サロン」等の交流・活動・学びの機会を活かしながら町民一人ひとりが一躍を担える地域共生社会を目指して取り組みます。	保健こども課
情報提供の充実	町ホームページや公式LINEの活用、母子モによるプッシュ型の情報発信とあわせて子育て世帯と身近に接するスタッフ、職員が求めに応じて情報提供ができるような体制づくりを行います。	保健こども課

取り組み	内容	担当課
子育て家庭やこどもへの相談支援体制の強化	従来の妊娠中の電話による相談等にはじまり、赤ちゃん訪問、母乳育児相談、離乳食教室、産前産後サポート事業、産後ケア事業、つどいの広場事業に加え、母子保健と児童福祉機能を併せ持つ、こども家庭センターを設置し、子育て家庭や18歳までのこどもからの相談支援体制を強化しています。	保健こども課
体罰によらない子育ての啓発	子育てに悩みをもつ親が気軽に相談できる体制とその周知を図ることにより、体罰によらない子育てを啓発推進します。	保健こども課
保護者のニーズに対応した不定期の預かり	不定期の預かりを希望する家庭や、休日等の預かりを希望する保護者のニーズに対する受け皿、人材の確保についてシステム構築を含めて検討していきます。	保健こども課
「親の学び」の実施	学校やPTAの行事等の際に、親の学びプログラムを実施し、親の子育ての様々な悩みに対する学習の場や保護者同士のつながりの場を提供します。	社会教育課

(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- 共働き・共育等を推進し、家庭内において女性と男性がともに子育てができる環境づくりを推進する必要があります。そのためにも、育児休業が取得しやすい環境や職場づくり、長時間労働の是正や働き方改革を行う必要があります。

<取り組み方針>

- 共働き・共育を推進します。
- 育児休業制度が利用しやすい環境づくりのための情報発信等を行い、男性の育児休業が当たり前になる社会を目指します。
- 働き方について、長時間労働の是正や働き方改革が進むように情報発信、啓発を行います。
- 男性の家事・子育ての参画推進、女性と男性ともにキャリアアップと子育てができる環境づくりの推進のための啓発活動を行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
子育ての男女平等啓発事業	家庭生活や育児と仕事の両立を図るため、男女間・労使間の意識改革を進め、広報誌等により啓発を行います。 また、「第3次玉東町男女共同参画計画」に基づき関係機関に働きかけを行い、庁内で取り組む体制を整備します。	総務課
【再掲】 保育の受け皿の確保	保育ニーズや待機児童の状況を確認しながら、保育の受け皿について量の見込みを把握するとともに、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行います。	保健こども課

(4) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む必要があります。また、こどもに届く生活・学習支援が求められます。

<取り組み方針>

- 経済的支援、生活支援、子育て支援、就労支援等を適切に行います。
- こどものための生活支援や学習支援を実施します。
- 複雑化・複合化した課題に対応するための相談窓口の周知やプッシュ型による相談支援を行います。
- ひとり親家庭のそれぞれの状況に寄り添った相談支援を行います。

<具体的な取り組み>

取り組み	内容	担当課
アンケート調査等の実施	児童扶養手当現況届の聴き取り調査時、対象者へアンケート調査を実施します。	保健こども課
ひとり親家庭等への医療費助成の実施	ひとり親家庭で 20 才未満のこどもを扶養している父または母に入院・通院等の一部負担金の3分の2の額を助成します。	保健こども課
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。 また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。	保健こども課
ひとり親家庭等への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、高校3年生までのこどもの医療費の助成、多子世帯及び生活困窮世帯の保育料の負担軽減等の支援に取り組みます。	保健こども課

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育給付の概要

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、（１）保育を必要とする事由※（保護者の就労・疾病等）、（２）保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、（３）「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯等）の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び本町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ① 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
- ② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
● 児童数や施設数は適切な規模か ● 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か ● 区域ごとに確保策を打ち出せるか	● 居宅より容易に移動することが可能か ● 区域内で事業の確保が可能か ● 現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3 児童人口の推計

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和元年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

【推計児童数】

単位(人)	実績値	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	28	33	33	33	35	33
1歳	43	32	37	37	37	39
2歳	39	49	37	43	43	43
3歳	45	41	51	39	45	45
4歳	39	49	45	56	43	49
5歳	43	41	51	47	58	45
6歳	60	44	42	52	48	60
7歳	48	59	43	41	51	47
8歳	57	49	61	45	43	53
9歳	48	58	50	63	47	45
10歳	54	47	57	49	62	46
11歳	54	54	47	57	49	62
合計	558	556	554	562	561	567

4 こども・子育て環境の整備

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(1) 教育・保育の質の向上

保育士と小・中学校教員が連携し、こども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、今後も保・小・中の連携を強化していきます。

本町では、町内の幼児・児童・生徒の健全育成を図ることを目的として「玉東町教育の日」を制定し、町内の保育園・小学校・中学校、及び、家庭や地域社会が一体となって連携・協力し、互いの教育力を高めるとともに、教育関係者がその責務の重要性について考える機会を設けています。また、「玉東町保・小・中連携研修会」を開催し、教職員のさらなる資質向上と連携体制の強化を図っています。

また、幼児教育・保育の質のさらなる向上に向けた、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について、県の動向に従って検討を行います。

(2) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないよう、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

令和7年度 単位:人		1号	2号		3号		
			幼児期の 利用希望が強い	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み		9	2	124	23	31	45
①量の見込み合計		9	126		99		
確保 方策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	15					
	認定こども園(保育所部分)		63	15	21	21	
	保育所		55	6	14	15	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	他市町へ委託	7	7	8			
	②確保方策の合計	22	125	100			
②-①		13	▲1		1		

令和8年度 単位:人		1号	2号		3号		
			幼児期の 利用希望が強い	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み		10	2	139	23	36	34
①量の見込み合計		10	141		93		
確保 方策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	15					
	認定こども園(保育所部分)		63	15	21	21	
	保育所		55	6	14	15	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	他市町へ委託	4	5	12			
	②確保方策の合計	19	123	104			
②-①		9	▲18		11		

令和9年度 単位:人		1号	2号		3号		
			幼児期の 利用希望が強い	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み		10	2	134	23	36	40
①量の見込み合計		10	136		99		
確保 方策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	15					
	認定こども園(保育所部分)		63	15	21	21	
	保育所		55	6	14	15	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	他市町へ委託	7	2	17			
	②確保方策の合計	22	120	109			
②-①		12	▲16		10		

令和 10 年度 単位:人		1号	2号		3号		
			幼児期の 利用希望が強い	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み		10	2	138	25	36	40
①量の見込み合計		10	140		101		
確保 方策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	15					
	認定こども園(保育所部分)		63	15	21	21	
	保育所		55	6	14	15	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	他市町へ委託	9	9	15			
	②確保方策の合計	24	127	107			
②-①		14	▲13		6		

令和 11 年度 単位:人		1号	2号		3号		
			幼児期の 利用希望が強い	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み		9	2	131	23	38	40
①量の見込み合計		9	133		101		
確保 方策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	15					
	認定こども園(保育所部分)		63	15	21	21	
	保育所		55	6	14	15	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	他市町へ委託	9	12	15			
	②確保方策の合計	24	130	107			
②-①		15	▲3		6		

【量の見込み】

令和2年度から令和6年度の利用者をもとに利用率を算出しました。その値を対象の推計人に乗じ、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

確保方策については現在の定員数となっています。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

① 利用者支援事業(こども家庭センター型・妊娠等包括相談支援事業型)

利用者支援事業（こども家庭センター型）は、こどもが誕生する前から成人するまでの期間、一人ひとりのこどもの育ちや親の子育てに寄り添い、こどもの育ちの中での様々な相談に対し、きめ細やかにそして保育園や学校などの関係機関とも連携しながら、こどもの成長を見守り・支え・育てる機能を持っています。妊娠期から子育て期（概ね18歳）にわたる切れ目ない支援を必要とするこどもや妊産婦に対してサポートプランを作成し地域資源と連携しながら子育て世帯を包括的に支援します。

単位:箇所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【量の見込み】

本町では「こども家庭センター」を保健こども課に設置し、こどもやその保護者等への支援を行います。相談内容も支援ニーズも一人ひとりの子どもや家庭で違うため母子保健機能、児童福祉機能を一体的に実施するための専門職の確保に努めます。

【確保方策】

保健こども課にて事業を実施し、利用ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

② 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	70	73	73	75	73
箇所数	2	2	2	2	2
確保方策	70	73	73	75	73

【量の見込み】

令和2年度から令和6年度の利用者をもとに利用率を算出しました。その値を対象の推計人数に乘じ、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

町内の保育園にて、利用ニーズに対して柔軟な対応を行い、量の確保に努めます。

③ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位:人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	49	47	46	46	50
	2年生	34	32	31	32	35
	3年生	28	27	27	27	30
	4年生	13	13	12	12	14
	5年生	5	5	5	5	5
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	130	125	122	123	135
箇所数		3	3	3	3	3
確保方策		140	140	140	140	140

【量の見込み】

ニーズ調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

山北校区においては現在の確保方策で賄うことができる見込みのため変更はありません。
木葉校区については現在定員では不足する見込みのためクラブ数はそのままだが支援の単位を一つ増やすことにより、受け皿の確保に努めます。

④ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	119	123	124	127	123
確保方策	365	365	365	365	365

【量の見込み】

ニーズ調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

町外施設に委託して事業を実施し、量の確保に努めます。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33	33	33	35	33
確保方策	33	33	33	35	33

【量の見込み】

人口推計の0歳児人口を、量の見込みを設定として設定しました。

【確保方策】

こども家庭センターを実施機関とし、見込み量を確保します。

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	4	3
確保方策	3	3	3	4	3

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

委託により、見込み量を確保します。

⑦ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、講習の実施その他の援助を行う事業です。

単位:延べ人数/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

【量の見込み】

1ヶ月あたりの延べ利用人数を125人と想定し、12ヶ月を乗じて算出しました。

【確保方策】

現在事業を実施している1箇所で実施し、見込み量を確保します。

⑧ 一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園における預かり保育による昼間の一時預かりを行う事業です。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	883	981	981	981	883
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	883	981	981	981	883

【量の見込み】

令和2年度から令和6年度の利用者をもとに利用率を算出しました。その値を対象の推計人数に乘じ、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

利用ニーズに対して柔軟な対応を行い、量の確保に努めます。

⑨ 一時預かり事業(幼稚園型以外)

保育所や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	252	262	263	269	262
箇所数	2	2	2	2	2
確保方策	252	262	263	269	262

【量の見込み】

令和2年度から令和6年度の利用者をもとに利用率を算出しました。その値を対象の推計人数に乘じ、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

利用ニーズに対して柔軟な対応を行い、量の確保に努めます。

⑩ 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48	50	50	51	50
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	48	50	50	51	50

【量の見込み】

令和2年度から令和6年度の利用者をもとに利用率を算出しました。その値を対象の推計人数に乘じ、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

町外施設に委託して事業を実施し、利用ニーズに対して、量の確保に努めます。

⑪ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です（ここでは就学児が対象）。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40	39	40	39	40
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	40	39	40	39	40

【量の見込み】

令和2年度から令和6年度の利用者をもとに利用率を算出しました。その値を対象の推計人数に乘じ、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

社会福祉協議会にて、利用ニーズに応えられるように事業の展開を図ります。

⑫ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33	33	33	35	33
確保方策	33	33	33	35	33

【量の見込み】

人口推計の0歳児人口を、量の見込みとして設定しました。

【確保方策】

医療機関に委託して実施するとともに、14回までの公費負担を行います。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助やその他の必要な支援を行います。

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	98	97	99	98	99
確保方策	98	97	99	98	99

【量の見込み】

国の算出方法をもとに、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

利用ニーズに対して、量の確保に努めます。

⑭ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	29	29	29	29
確保方策	50	50	50	50	50

【量の見込み】

国の算出方法をもとに、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

利用ニーズに対して、量の確保に努めます。

⑮ 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言やその他の必要な支援を行います。

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9	9	9	9	9
確保方策	9	9	9	9	9

【量の見込み】

国の算出方法をもとに、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

利用ニーズに対して、量の確保に努めます。

⑩ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

単位:組・回/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数(組)	33	33	33	35	33
	1組当たり面談(回)	5	5	5	5	5
	面談実施合計回数(回)	165	165	165	175	165
確保方策(回)		165	165	165	175	165

【量の見込み】

国の算出方法をもとに、量の見込みを設定しました。1組当たりの面談回数は5回とし、実施合計回数を算出しています。

【確保方策】

利用ニーズに対して、量の確保に努めます。

⑰ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

単位:人日/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み	0	65	61	64	60
	確保方策	0	65	61	64	60
1歳	量の見込み	0	73	69	68	71
	確保方策	0	73	69	68	71
2歳	量の見込み	0	73	80	79	79
	確保方策	0	73	80	79	79

【量の見込み】

国の算出方法をもとに、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

利用ニーズに対して、量の確保に努めます。

⑱ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施します。

単位：人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	25	30	25
確保方策	25	25	25	30	25

【量の見込み】

国の算出方法をもとに、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

利用ニーズに対して、量の確保に努めます。

⑲ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、新制度に移行していない園における副食費等を助成する事業です。

【量の見込み・確保方策】

事業の対象者より申し込みがあった場合には、円滑に事業の利用ができるように適切に対応します。

7 専門的な支援を要するこどもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

こどもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが必要です。

本町においては、玉東町虐待防止連絡協議会において、代表者会議・実務者会議・ケース会議をそれぞれ実施し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。また、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化に努めています。

市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。本町では、これに基づき令和6年4月よりこども家庭センターを設置しました。

体罰によらない子育て及び教育を推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、家庭や教育・保育関係者に向けた周知・啓発を推進します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、こどもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、こどもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、こどもの生活を大きく変化させるものであり、こどもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのあるこどもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、こども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育等の必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

8 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけでなく、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。

特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本町では、令和6年3月に策定した「第3次玉東町男女共同参画計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する町民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

9 放課後児童対策パッケージ 2025 に基づく取り組み

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めることを目的として2019年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

これまでに挙がってきた課題を踏まえて従来の取り組みの継続に加えて新たな取り組みを進めることとし、待機児童の解消に向けた対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、令和6年度から令和7年度に集中的に取り組むべき内容について、「放課後児童対策パッケージ 2025」としてとりまとめました。

本町では、この「放課後児童対策パッケージ 2025」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

(1) 放課後子ども教室の概要

それぞれの小学校で地域の方や保護者の方の協力を得ながら、こどもたちが放課後を安全に過ごせる居場所づくりとして実施しています。

実施場所	対象者	活動日
山北小学校	小学1～2年生	火曜(1年)
木葉小学校		木曜(1・2年)

(2) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後子ども教室については、今後とも、こどもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取り組みます。

放課後児童クラブについては、今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

本町では、「放課後児童対策パッケージ 2025」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携について検討を進めます。放課後子ども教室は町内2校で1、2年児童を対象に行っており、基本的に対象児童はほぼ全員参加しています。放課後児童クラブ利用児童もその中に含まれており、放課後子ども教室利用後に放課後児童クラブを利用することとしています。

今後は、共働き家庭等のこどもを含めたすべての児童の健全育成と児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験活動を地域の人とともに楽しむことができるよう、両校区に1箇所以上の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を行う体制を維持し、放課後児童クラブ指導員と放課後子ども教室コーディネーターの連携について検討を進めます。

■計画年度内における放課後子ども教室の実施計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	2	2	2	2	2

■計画年度内における放課後児童クラブの実施計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
箇所数	3	3	3	3	3
定員数	140	140	140	140	140

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

こども一人ひとりの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

1 こども・若者施策を推進するための取り組み

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

こども・若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。その際、こども・若者の社会参画・意見反映が形だけに終わらないようにする必要があります。

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

子育ての最も重要な主体は家庭であることを基本としながらも、地域社会全体で子育てを支えるやさしい社会づくりが重要です。地域の人と人とのつながりを育て、子育て支援者の育成や、子育て支援活動を奨励し、地域の子育て力を高めていくことが求められています。

また、保育士や放課後児童支援員等の担い手の確保は、保護者への就労支援だけでなく、ゆとりのある保育時間の確保や安全・安心な保育のため喫緊の課題です。質の向上を図るため、担い手の学びの場の提供に関する取り組み等を実施します。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

こどもや子育て当事者が抱える課題は、こどもの成長過程の中で刻々と変化し、課題に応じた臨機応変な支援が求められます。また、そうした支援は特定の年齢で途切れることなく、それぞれの支援を担う関係機関が連携しながら安定した支援をつなげていくことが重要です。

特に配慮が必要な方への支援は、様々な関係機関が関わることとなり、連携が途切れた支援はこどもや保護者の不安感や負担感を招くことから、諸課題を複合的に捉え、継続的かつ包括的に支援する体制を整えていきます。

2 計画の推進体制

誰一人取りこぼさない、どの子にも光が当たる支援を実現していくためには保健、福祉、医療、教育、商工労働、防災、防犯、まちづくり分野等庁内の連携が不可欠です。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策等、様々な課題に対する施策についても、行政のみならず、学校、保育園、事業所、民生委員・児童委員、住民のそれぞれとの連携が重要です。

こども自身、保護者、支援者、教育保育関係機関、社会福祉協議会、NPO や活動団体等、地域住民、行政それぞれがこども・若者の健全な成長のために果たすべき役割を認識し、互いに協力しながらすべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的にも幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて様々な施策を計画的、総合的に推進していきます。

3 計画の達成状況の点検・評価

本町では、保健こども課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「玉東町子ども・子育て会議」や「庁内連携会議」において、それぞれの事業の内容について評価を行います。また、数値目標については、毎年オンラインアンケート調査を行い、その結果をもって評価を行います。

本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」や事業等については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

1 子ども計画策定委員会委員名簿

(R6.9.26～R7.3.31)

所 属 等	氏 名
玉東町議会厚生委員長(子ども子育て会議委員)	ヨシズミ サダオ 吉住 貞夫
玉東町議会厚生委員	クヌギ ケイチ 功刀 圭一
乳幼児期の保護者代表	タニ サチコ 谷 紗智子
学齢期の保護者代表	コダマ サチコ 児玉 幸子
木葉昭和児童園 主任保育士(子ども子育て会議委員)	ホ ダ アキコ 保田 晃子
山北保育園 園長(子ども子育て会議委員)	ヒラキ サトル 平木 寛
学童保育・障がい児(者)サービス事業所代表	タニグチ ケンタ 谷口 建太
玉東町社会福祉協議会事務局 局長(子ども子育て会議委員)	ナカシマ ノリコ 中嶋 範子
主任民生児童委員(子ども子育て会議委員)	ウエムラ キクヨ 上村 紀久代
玉名若者サポートセンター総括コーディネーター	オカモト コウヘイ 岡本 耕平
県北部発達障がい者支援センター わっふる	コビラ ユ キ コ 小平 有樹子
熊本市熊本県南地域里親支援センター	クロダ ノブコ 黒田 信子
企画財政課長	ニシウラ キミトシ 西浦 仁敏
福祉課長	キヨタ ヒロヨシ 清田 浩義
玉東町教育委員会事務局長 (子ども子育て会議委員)	マツナガ サトシ 松永 敏

2 用語説明

	用語	内容
あ行	アウトリーチ	必要な人に必要な情報やサービスを提供すること。
	アセスメント	客観的に評価すること。
	イノベーション	新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。
	医療的ケア児	NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
	インクルーシブ教育	障害者の権利に関する条約では「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」のこと。
か行	コーホート変化率法	各コーホート(同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。
さ行	産後ドゥーラ	産前産後の女性特有のニーズに応え、心身の安定と産後の身体回復や育児・新生活のための支援を行う母親の気持ちに寄り添ったサポートのこと。
	情報モラル	情報活用やネットワーク上等でのルールやマナーのこと。
	情報リテラシー	情報を適切に理解・読み取り、正しく活用することができること。
	スクールカウンセラー	学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられ、SC と略される。
	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士等の他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSW と略す。
	スーパーバイザー	こども家庭センターに配置している専門家のこと。
は行	プラットフォーム	あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

	用語	内容
ま行	マスクリーニング検査	赤ちゃんの先天代謝異常症等の病気の可能性があるか調べる検査のこと。
	メンタルヘルス	こころの健康状態
や行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がない等、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どものこと。
ら行	ライフステージ	人生を区切った段階のこと。
	リスクアセスメント	危険性等を事前に調査し、対策すること。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことで、実現に向けて官民一体となった取り組みが進められている。仕事と生活の調和が実現することにより、男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動等、様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、仕事の充実と仕事以外の生活の充実が好循環をもたらすとされている。
	ワンストップサービス	ひとつの窓口でサービスを受けることができること。
英字	EBPM	政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。
	DV	ドメスティック・バイオレンスの略称で、配偶者や恋人等、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
	Well-Being	身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等、将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

玉東町こども計画

発行：令和 7 年 3 月

編集：玉東町保健こども課

〒869-0303 熊本県玉名郡玉東町大字木葉 759

TEL:0968-85-3135 FAX:0968-85-3166